

令和 7 年

波佐見町議会定例会会議録

第4回
開会：令和 7年12月 4日
閉会：令和 7年12月11日

波佐見町議会

令和7年第4回（12月）波佐見町議会定例会会期日程

	月 日	曜	区 分	内 容
第1日	12月4日	木	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 委員長報告 議案審議（質疑・討論・採決）
第2日	12月5日	金	休会	
第3日	12月6日	土	休会	
第4日	12月7日	日	休会	
第5日	12月8日	月	本会議	一般質問（4人）
第6日	12月9日	火	本会議	一般質問（4人）
第7日	12月10日	水	休会	議事整理
第8日	12月11日	木	本会議	議案審議（質疑・討論・採決）
以下余白				

目次

令和7年 第4回(12月)波佐見町議会定例会 目次

第1日目(12月4日)(木曜日)

○開会・開議	2
○諸報告 諸般の報告	2
○会議日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定の件	2
日程第3 議案要旨の説明	2
議案審議(質疑・討論・採決)	
日程第4 7請願第1号(文教厚生委員会委員長報告)	5
日程第5 議案第77号	8
日程第6 議案第78号	26
日程第7 議案第79号	27
日程第8 議案第80号	28
日程第9 議案第81号	29
○散会	30

第5日目(12月8日)(月曜日)

○開議	32
○会議日程	
日程第1 町政に対する一般質問	32
岡村 達馬 議員	32
田添 有喜 議員	46
横山 聖代 議員	61
岡村 真由美 議員	74
○散会	89

第6日目（12月9日）（火曜日）

○開議	91
○会議日程	
日程第1 町政に対する一般質問	91
城後 光 議員	91
脇坂 正孝 議員	106
北村 清美 議員	118
三石 孝 議員	133
○散会	148

第9日目（12月11日）（火曜日）

○開議	150
○諸報告 諸般の報告	150
○会議日程	
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第1 議案第82号	150
日程第2 議案第83号	151
日程第3 議案第84号	152
日程第4 議案第85号	153
日程第5 議案第86号	158
日程第6 議案第87号	162
日程第7 議案第88号	171
日程第8 報告第7号	172
日程第9 閉会中の継続調査申出について （文教厚生委員会、産業建設委員会、議会運営委員会）	173
○閉会	173

第1日目（12月4日）（木曜日）

諸報告

諸報告

例月現金出納検査結果の報告（8、9、10月分）

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 提案要旨の説明

第4 7請願第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を政府に提出することを求める請願書について

（以上1件 文教厚生常任委員会委員長報告）

第5 議案第77号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）

第6 議案第78号 令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第7 議案第79号 令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第8 議案第80号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）

第9 議案第81号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第2号）

第1日目（12月4日）（木曜日）

1. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 古 賀 真 悟 書 記 一 瀬 若 菜

4. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企画情報課長	澤 田 健 一
商工観光課長	太 田 誠 也	施設整備室長	大 橋 秀 一
税務財政課長	松 添 博	住民福祉課長	小佐々 慶太
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	朝 長 哲 也	農林課長参事	太 田 克 宏
建設課課長補佐	本 山 征 一 郎	水 道 課 長	伊 藤 幸 治
長寿支援課長	井 関 昌 男	子ども・健康保険課長	石 橋 万 里 子
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給食センター所長	林 田 孝 行	総務課課長補佐	坂 本 昌 俊
税務財政課課長補佐	鶴 田 秀 幸		

午前 10 時 開会・開議

○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。おはようございます。ただいまから令和 7 年第 4 回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（尾上和孝君）

諸報告を行います。例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

また、今定例会までに陳情 2 件を受理しました。なお、陳情 2 件につきましては、配付にとどめておきますので御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（尾上和孝君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 136 条の規定により、6 番 岡村達馬議員、7 番 三石孝議員を指名します。

日程第 2 会期の決定の件

○議長（尾上和孝君）

日程第 2. 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会会期は、本日から 12 月 11 日までの 8 日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 11 日までの 8 日間と決定しました。

日程第 3 議案要旨の説明

○議長（尾上和孝君）

日程第 3. 議案要旨の説明を求めます。

前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。本日ここに令和 7 年第 4 回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、10 月 28 日に町議会とともに行いました陶磁器産業の原材料高騰対策に係

る県政要望について御報告をいたします。

9月定例会で、各議員の皆様から御質問がございました天草陶土の価格高騰対策については、県に対し佐賀県に加え熊本県との連携が必要になることから、国への働きかけを強く要望したところ です。

県からは今後の国の経済対策による緊急的な支援と、長期的な支援体制についてさらに検討を行いたい旨の回答がありました。

本町においても産業界の現状を把握し、県と連携しながら、支援策について具体的な検討を行っているところ です。

さて国内情勢に目を向けますと、自民党総裁選を経て、公明党の連立政権離脱に伴い、自民党と日本維新の会による新しい連立枠組みによる高市内閣が10月21日に発足しました。新しい内閣は「責任ある積極財政」を標榜し、現在開催されています臨時国会に18.3兆円の補正予算が提出され審議されているところ です。

この補正予算は、国の総合経済対策を柱とするもので、いわゆる物価高騰対策が中心となっています。この物価高騰対策については、各地方自治体の裁量で事業が決定できる重点支援地方交付金が計上されており、国からは各地方自治体に準備を進めるよう指示が あっています。

今後国の補正予算成立後に具体的な配分額が提示されることとなりますが、本町においても具体的な事業について鋭意検討中であり、国との調整が整い次第、予算化についてしかるべき時期に議会にお示ししたいと思います。

既に財源の組替えが可能な事業については、今回の補正予算に先行して計上しているところ ですので、補正予算の審議の折に概要を御説明いたします。

さて、早いもので12月（師走）となりました。本年は2月のこども家庭センター「よりそっと」の開所、4月には「かわたな・はさみタウンバス」の開通、7月のプレミアム商品券の発行、10月には予約制乗り合い交通「のんなっせ号」のリニューアルなど、その他様々な事業が町民並びに議員皆様の御理解と温かい支援をいただき、順調に進んでいますことに、まずもって感謝とお礼を申し上げます。

現在新年度の予算編成に入っておりますが、町民皆様からの要望や提言に加え、様々な行政課題に 応えつつ、めり張りがある予算編成を行いたいと考えています。

本定例会におきましては、年度中途に発生しました諸課題や、先行して計上している物価高騰対策などに係る補正予算、条例の一部改正など提案しております。

それでは本定例会に提出しました議案の要旨について御説明をいたします。

議案第77号 令和7年度一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出の予算総額に1億6,100万円を追加し、補正後の予算総額を108億8,500万円とするものです。

主なものは給与改定、陶土高騰支援を主とする物価高騰対策事業ほか、年度中途における事業計画に係る変更や追加で歳入では、普通交付税の追加や歳出に対応する国県支出金、諸収入など

を計上しております。

議案第78号 令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出の予算総額に1億900万円を追加し、補正後の予算総額を17億9,600万円とするものです。

主な内容は、歳出では年度中途に事業計画の変更として、保険給付費の増額などで、歳入では歳出に対応する県支出金の増額が主なものとなっています。

議案第79号 令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出の予算総額に300万円を追加し、補正後の予算総額を14億9,100万円とするものです。

主な内容は、歳出では給与改定に加え年度中途に事業計画の変更として、地域支援事業費の増額などで、歳入では歳出に対する国庫県支出金の増額が主なものとなっています。

議案第80号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入の補正では、他預金利息などの増額、収益的支出の補正では、浄水及び給水費に係る修繕料、給与改定に伴う人件費の増額が主なものになっています。

議案第81号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入の補正では、他会計補助金の増額、収益的支出の補正では、給与改定に係る人件費の増額、光熱水費の増額などが主なものになっています。

また資本的収入の補正では、他会計補助金の増額、資本的支出の補正では給与改定に伴う人件費の増額となっています。

議案第82号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令の施行に伴い、準拠する規定について所要の改正を行うものです。

議案第83号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例は、電気通信事業法の改正に伴い、引用する条項の移動が生じたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第84号 波佐見町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

○議長（尾上和孝君）

議案第85号 波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、波佐見町有田インターチェンジ岩峠駐車場の駐車料金及び定期駐車券の価格改定を行うため所要の改正を行うものです。

議案第86号 波佐見町景観条例の一部を改正する条例は、重要文化的景観選定届出を行うにあたり、重点景観計画区域の行為に係る基準の整理が必要となったため所要の改正を行うものです。

議案第87号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、波佐見町体育センター波佐見町講堂における空調設備の設置に伴い、当該空調設備の冷暖房料を定めることに関し、所要の改正を行うものです。

議案第88号 波佐見町水道条例及び波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並

びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、水道法及び関係する建設業法施行令の改正に伴い、引用している条項等について所要の改正を行うものです。

報告第7号 専決第8号 専決処分の報告については、令和7年2月5日付けで本契約の議決を受けた波佐見町体育センター空調機器設置工事の契約変更について、地方自治法及び条例の規定に基づき、10月17日付けで専決処分したので条例に基づき議会に報告するものです。

提出した議案等は以上であり、詳細については御審議の折に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

日程第4 7請願第1号

○議長（尾上和孝君）

日程第4. 7請願第1号 核兵器禁止条約の署名批准を求める意見書を政府に提出することを求める請願書を議題とします。本案について、付託しておりました文教厚生委員会から審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員会委員長（福田勝也君）

おはようございます。それでは審査報告をいたしたいと思えます。

波佐見町議会議長 尾上和孝 様。

波佐見町議会 文教厚生委員会 委員長 福田勝也。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第103条第1項の規定により報告いたします。

事件の番号 7請願第1号。付託年月日 令和7年9月3日。

件名 「核兵器禁止条約条例の署名・批准を求める意見書」を政府に提出することを求める請願書について。

審査結果 採択することに決定。

摘要 これは全会一致でございます。

付託事件審査報告書。

7請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に提出することを求める請願書の提出について、文教厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査事項。

令和7年8月21日付けで7請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を政府に提出することを求める請願書」が、東彼民主商工会及び全日本年金者組合、長崎県本部川棚支部から提出され、9月3日、文教厚生委員会に付託。11月6日に審査を行ったところでございます。

2. 審査会。

(1) 審査日時 令和7年11月6日木曜日午前10時から。

(2) 審査場所 役場委員会室。

(3) 出席者 委員長 福田勝也、副委員長 横山聖代、委員尾上和孝、脇坂正孝、田添有喜、岡村真由美でございます。

(4) 説明員 東彼民主商工会事務局長 朽原明浩様
全日本年金者組合川棚支部 生月ヨリコ様でございます。

(5) 紹介議員 石孝議員でございます。

3. 請願の概要。

(1) 請願の趣旨。

2020年10月24日、国連において122か国の賛成で採択された核兵器禁止条約の批准国が50か国となり、同条約は2021年1月22日に発効されました。

2017年この条約への調印・批准が開始されて以降、国際社会において前向きな変化が生まれたことによるものであり、核兵器の禁止・廃絶につながるものであります。さらに現在では94の国・地域が署名し、73の国・地域が批准し広がりを見せています。

このような中、今年2025年は被爆80年の節目の年を迎えています。昨年日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、核兵器廃絶に向けて大きな転機を迎えております。

一方で、核兵器を取り巻く国際情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻や緊迫化する中東情勢を背景に、核兵器使用のリスクの高まりが懸念されるなど、大変厳しい状況にあります。

こうした中、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器のない平和な世界の実現に向け、リーダーシップを発揮することが強く求められております。

よって、国におかれましては、唯一の戦争被爆国として1日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を行い、それまでの間は、オブザーバーとして締結国会議及び検討会議に参加するよう強く要望します。

以上の趣旨から下記の意見書を国に提出することをお願いいたします。

(2) 請願事項。

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を政府に提出してください、ということです。

4. 請願の内容説明・現状でございます。

・採択された自治体数は、令和7年4月時点で全国1,788自治体中、717自治体（約40%）が採択されております。

・長崎県におきましては21自治体中、佐世保市、島原市、川棚町、波佐見町を除く17自治体（約80%）が採択されております。

・長崎県議会においても令和6年12月議会で審議され、全会一致で可決されております。

・被爆地である長崎市では、今年の平和式典で市長が「長崎を最後の被爆地とするためには、核兵器廃絶の具体的な筋道を示すことが不可欠であり、憲法の理念と非核3原則を堅持し、1日も早く核兵器禁止条約への署名・批准をしてください」と日本政府に強く訴えられております。

・日本国憲法第10章最高法規の中で、第98条憲法の最高法規条約及び国際法規の遵守をみれば、

日本国が締結した条例及び確立された国際法はこれを誠実に遵守することが必要であると明記されております。

5. 審査のまとめ・結果でございます。

本請願においては、以前も原水爆禁止日本協議会から請願されてきたものであるが、日米安全保障条約により、核の傘下にある日本の立場は非常に微妙なものから、日本政府におかれている立場を考慮し、採択をされていたものでございます。

しかし、昨今の世界情勢を見ると、ロシアによるウクライナ侵攻などで核兵器が使用されていないことは、このような活動が抑止力の一つの要因であるとも考えられます。

また、日本原水爆被害者団体協議会が、「核兵器のない世界を実現するための努力と目撃証言を通じて、核兵器が二度と使用されてはならないことを実証したこと」に対して、2024年ノーベル平和賞を受賞されたほか、長崎県議会でも令和6年12月議会において全会一致で可決されております。

本町においても、昭和60年3月に非核宣言都市、令和5年4月には日本非核宣言協議会に加入しております。

以上のことから、7請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を政府に提出することを求める請願書」については、全会一致で採択すべきものと決定したものでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

岡村議員、賛成ですか、反対ですか。

反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

賛成討論はありますか。

岡村議員。前のほうでお願いいたします。

○6番（岡村達馬君）

先ほどの委員長の趣旨で、内容等は十分理解をさせていただきました。

なお請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府提出することを求める請願書に対し、賛成の立場から意見をいたします。

80年前広島と長崎に投下された原子爆弾と熱風と爆風を受けながらも、強く生き延びられた被

爆者の方々は、自らの証拠を探し、原子爆弾の悲惨さを伝え、世界の反核運動の先頭に立ち、その思いを伝えられました。

かつては怒りの広島、祈りの長崎とも称されましたが、被爆者たちは体調不良や差別に苦しみ、大きな声を上げる人たちは少なかったとされております。それでも地道ではありますが、核兵器と人類は共存できないとし、反核運動を確実に進められてきました。

1954年3月——いわゆるビキニ環礁でのアメリカによるブラボー実験により、第五福竜丸が死の灰を浴び、乗員、乗組員23名、全員が被曝をし、この事件を機に反核運動が高まりました。

昨年ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会は1956年に結成され、これまで被爆者援護と国内外で核廃絶を訴えるプランの活動に地道に歩んでこられました。長崎県内では、私たちが小学校から高校に至るまで、原爆の悲惨さを受け伝えていくために他県ではほとんどないとされている平和教育を強く受けてきました。

私は世界で唯一被爆した日本人、長崎県人として1日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める本趣旨に賛同いたします。以上です。

○議長（尾上和孝君）

次に、反対の討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

賛成の討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

そしたら討論はなしと認めます。これで討論を終わります。

これから7請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に提出することを求める請願書について採決します。本案に対する委員長報告は、採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、7請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に提出することを求める請願書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 議案第77号

○議長（尾上和孝君）

日程第5. 議案第77号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議案第77号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）について御説明します。

歳入歳出予算の補正は、総額に歳入歳出それぞれ1億6,100万円を追加し、総額を108億8,500万円とするものです。繰越明許費の追加及び変更は、第2表の繰越明許費補正によります。債務負担行為の追加は、第3表の債務負担行為補正によります。地方債の変更は第4表地方債補正によります。

今回補正の主なものとしては、地場産品原材料価格高騰緊急対策事業費補助金や、陶芸の館トイレ改修工事などを新規事業として追加するほか、障害児通所相談支援給付費、認定こども園・保育所施設型給付費、競争モデル実証運行事業費補助金をはじめ、年度中途における事務事業の変更及び追加により、増減した所要額を計上しております。

5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費の補正ですが、土地区画整理事業、総合文化会館改修事業、鴻ノ巣公園キュービクル改修事業は、年度をまたぐ内容が見込まれることから追加するもので、道路維持及び改良事業、河川対策事業については、当初予算に変更が必要となったことから措置するものであります。

6ページをお願いいたします。第3表債務負担行為の補正ですが、6ページから10ページまでの5件を追加しております。

次に、11ページをお願いいたします。第4表、地方債の補正ですが、事業費の変更に伴う4件の変更を行います。なお起債の方法、利率、償還方法についての内容は記載のとおりです。

次に歳入の補正について、増減の大きいものを説明いたします。14ページをお願いいたします。10款、1項、地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定額と現計予算額との差額として9,060万6,000円を増額しています。

16ページをお願いいたします。13款、1項、使用料については、「かわたな・はさみタウンバス」使用料として400万円を増額しています。

17ページをお願いいたします。14款、国庫支出金から、22ページの15款、県支出金については、充当する事業費の増減に伴い、補正すべき額を計上しています。この中での主なものについて御説明をさせていただきます。

初めに17ページの14款、1項、1目、民生費国庫負担金ですが、3節、児童福祉費負担金は、認定こども園・保育所施設型給付費の公定価格の引上げや、障害児通所給付費等の増加などにより、6,808万7,000円を増額しております。

18ページをお願いいたします。14款、2項、4目、商工費国庫補助金ですが、地域公共交通利便増進計画策定事業費については、国からの補助金が協議会へ直接補助されることから、全額となる656万4,000円を減額しております。

20ページをお願いいたします。15款、1項、1目、民生費県負担金のうち3節につきましては、14款、1項、1目、民生費国庫負担金で説明した内容により、2,750万1,000円を増額しています。

21ページをお願いいたします。15款，2項，県補助金のうち4目．農林水産事業費県補助金は、農村地域防災減災事業債のため池廃止事業に伴う補助金について、交付決定に合わせ、2,047万6,000円を減額しています。

23ページをお願いいたします。16款，1項，2目．利子及び配当金については、今年度の基金の運用益について219万5,000円の増額をしております。

25ページをお願いします。18款，1項，1目．財政調整基金繰入金は、一般財源の不足分を基金繰入れとして計上をしておりましたが、歳入における一般財源として確保ができた額2,600万円について、今回減額をしております。3目．ふるさとづくり応援基金繰入金は、競争モデル実証運行事業や、和牛能力共進会出品助成事業などを財源として、410万円増額をしております。

28ページをお願いいたします。21款，1項，町債ですが、7目．商工費商工債は、陶芸の館改修工事の財源として900万円を増額しております。

続いて、歳出につきましては、それぞれの担当課から主なものについて説明を行います。

まず税務財政課所管について説明いたします。

34ページをお願いいたします。2款，2項，2目．賦課徴収費ですが、22節．償還金利子及び割引料について、過年度分の町民税等の還付が増加したため300万円を増額しております。

以上が、税務財政課所管でございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

続きます。企画情報課所管の補正の主なものについて御説明いたします。

33ページをお願いいたします。2款，1項，14目．地方創生推進費推進費のうち、18節．負担金、補助金及び交付金の空き家等改修事業補助金100万円を増額しております。

これについては、申請件数の増加により2件分を補正するものでございます。またその下の創業チャレンジ支援事業費補助金については、当初6件分の予算枠でありましたが、審査の結果5件が採択されましたので、不用額として101万6,000円を減額するものでございます。

以上で企画情報課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

住民福祉課所管分について説明いたします。

38ページをお願いいたします。3款，1項，3目．障害者福祉費 19節．扶助費です。補装具給付費の申請が当初見込みより増加したことに伴い200万円を増額するものです。

39～40ページをお願いいたします。3款，2項，2目．児童措置費 19節．扶助費です。住民福祉課所管分の4番目の障害児通所給付費負担金が当初見込みより利用者が増加したことに伴い970万8,000円を増額しています。

5番目の障害児相談支援給付費も当初見込みより、利用者が増加したことに伴い110万3,000円

を増額しています。

以上で住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

38ページをお願いいたします。3款，1項，5目．後期高齢者医療費 18節．療養給付費負担金を、1,125万6,000円減額しています。後期高齢者医療費は、保険給付費の12分の1を町が負担することとなっており、今回の減額は令和6年度の保険給付費の額の改定に伴い精算・減額されたものです。

39ページ、3款，2項，1目．児童福祉総務費を423万6,000円増額しています。19節．扶助費の福祉医療費の増額に伴うもので、10月から現物給付対象を佐世保市の医療機関まで拡大しましたので、その影響を見込んだものです。

3款，2項，2目．児童措置費を1億462万9,000円増額しています。主なものとしましては、人事院勧告に基づく、国家公務員給与の増額改定に準じ、公定価格の改定が見込まれており、私立保育所の委託費等に要する経費として、12節．委託料、19節．給付費を増額するものです。

41ページ、4款，1項，2目．予防費を700万円増額しています。10月までの接種実績から予算不足が見込まれるため委託料を増額しています。特に带状疱疹ワクチンは、4月から定期接種化となり、国による広報活動も充実していることから、町への問合せも多く寄せられています。当初予算の200万円と同額を計上し対応しています。

以上で、子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 井関長寿支援課長。

○長寿支援課長（井関昌男君）

それでは長寿支援課所管に関しまして御説明いたします。

38ページをお願いいたします。3款，1項，2目．老人福祉費で192万9,000円を増額しております。

まず12節．委託料 92万4,000円を増額するものです。これは令和7年度税制改正に伴う介護保険のシステム改修委託料でございます。

次に27節．繰出金 介護保険事業特別会計繰出金については、給与改定に伴い100万5,000円を増額するものです。以上で、長寿支援課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

それでは、農林課関係を御説明いたします。ページは46ページをお願いいたします。6款，1項，4目．畜産業費でございます。18節．負担金、補助金及び交付金でございます。和牛能力共進会出品助成事業補助金ということで200万を計上させていただいております。

これは先ほどの歳入のときもですね説明いたしました、牛のオリンピックというものが令和9年に開催されることに伴いまして、波佐見町からもですね、それにチャレンジしたいという農家がいらっしゃいますので、それにつきまして助成をするということで、この200万円を計上させていただきます。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

引き続き、農林課農地林務班関係の主なものについて御説明いたします。ページは同じく46ページになります。6款、1項、5目、土地改良費 12節、委託料の1,300万8,000円、14節、工事請負費 600万円を減額しております。

こちらにつきましては、先ほど歳入の中でも説明がございましたが補助事業による、防災重点ため池の廃止工事に関するもので、令和7年度事業として要望していた事業費に対し交付決定額が少なかったことによるものです。また工事費の精算見込みにより減額を行うものです。

以上で、農林課関係の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

続きまして、商工観光課所管の主なものについて御説明いたします。

32ページをお願いいたします。2款、1項、8目、諸費 12節、委託料でございます。町営バス運行業務委託料について185万1,000円を増額しております。かわたな・はさみタウンバスの運行業務について、当初運転主3名体制での運行としておりましたが、労務管理それから安全確保の観点から、1名運転士を増員して4名体制で運行を行うために所要の経費について増額を行うものです。

18節、負担金、補助及び交付金でございます。地域公共交通利便増進実施計画策定支援事業費補助金について700万円を減額しております。減額の理由といたしましては、事業費の決定に伴い事業主体である波佐見町地域公共交通活性化協議会への国からの補助金額も決定したことにより減額するものです。

旅客運送運転主確保対策事業費補助金（2輪大型運転免許取得）、それから、旅客運送運転主確保対策事業費補助金（住宅補助）について、それぞれ75万円。そして120万円を減額しております。減額理由としましては、現時点までに事業者のほうからの申請があつていないため今回減額をするものでございます。

共創モデル実証運行事業費補助金につきまして、623万2,000円を増額しております。増額理由としましては、事業主体である波佐見町地域公共交通共創プラットフォームへの国からの補助対象額に、消費税相当分が含まれていないために、その分について今回町からの補助金として追加して、事業主体へ交付する必要があるため増額するものです。

飛びまして48ページをお開きください。7款、1項、2目、商工振興費 18節、負担金、補助及

び交付金でございます。地場産品原材料価格高騰緊急対策事業費補助金として、1,900万円を新たに計上させていただいております。計上理由といたしましては、陶土代高騰緊急対策事業として、令和7年8月からの天草陶石の25%値上げに対し、陶土を購入する町内陶磁器関連事業者に対し、今年8月から12月分までの間の陶土購入額の値上げ分に対し、2分の1の補助を行うものでございます。

またあわせて酒米代の高騰緊急対策として、現在高騰している酒米の購入費について、今年購入した酒米仕入れ額の前年との差額2分の1に相当する額について補助するものでございます。

7款, 1項, 4目. 陶芸の館管理費 14節. 工事請負費でございます。陶芸の館トイレ改修工事について、1,000万円を新たに計上しております。陶芸の館等につきましては、経年劣化による老朽化が進んでいることや、一部和式便器があるような状況でございますので、施設の利便性向上の観点から予算を計上するものでございます。

改修工事の内容といたしましては、和式便器の洋式化3基、洋式便器の取り替え4基、ハンドドライヤーの新設3台、洋式化に伴う個室ドアの修繕3か所、洋式化に伴う電気工事等を予定しております。

以上で、商工観光課所管分についての説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは次に建設課所管分の主なものについて説明いたします。53ページをお願いいたします。8款, 土木費 5項, 1目. 住宅管理費でございますが、目内での組替えを行っております。主な組替え内容といたしまして、10節. 需用費及び14節. 工事請負費について、組替えを行っているところです。

理由といたしまして、住宅の補修にかかる予算になりますが、修繕で対応する内容が増加したことから、それぞれの説明の執行状況を見込み、14節から10節へ200万円の組替えを行ったものが主なものでございます。以上で建設課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

それでは、教育委員会の所管について御説明いたします。58ページをお願いいたします。10款, 3項, 1目. 中学校管理費 10節. 需用費光熱水費において265万3,000円を増額しております。これは波佐見中学校における宅内・宅外の漏水に伴う水道料金の増額でございます。なお、漏水に対する給水管修繕工事につきましては既に完了しており、漏水は現段階で解消していることを申し添えさせていただきます。

次に、62ページをお願いいたします。10款, 5項, 2目. 保健体育施設費で105万8,000円を減額しております。これは鴻ノ巣公園キュービクル改修工事設計監理業務委託料として計上しておりましたが、管理業務の必要性がなくなったため減額するものでございます。

以上で、議案第77号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。
御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（尾上和孝君）

会議の途中ですが、しばらく休憩します。

11時より再開します。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

それじゃ、質問します。ページは48ページ、商工費、商工振興費の中に、18節 地場産品原材料価格高騰緊急対策事業費補助金1,900万円について質問したいと思います。

先ほど町長から経緯を簡単に説明ありましたが、もう一度流れと経緯をね、商工観光課長。お願いしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

48ページ。7款、1項、2目。商工振興費、地場産品原材料価格高騰緊急対策事業費補助金について、これまでの経過についてということで御質問でございますが。

まず今回、土台の値上げに対しての支援をするというふうなことに至った経過といたしましては、今年の2月に、天草陶石の事業者の方々から、波佐見・有田のそれぞれ窯業関係者がお集まりいただきまして、そちらのほうで25%の販売価格の値上げについての御説明があったことが、まず最初のきっかけというふうに思っております。

その後ですね、3月には県が主催の陶磁器活性化推進本部委員会が開催され、県庁それから業界の皆さんとの意見交換が行われました。

そして今年7月には町長・副町長との業界との意見交換会が開催され、8月には議員の皆様と、それから業界の意見交換や、あと県議会議員の方と業界の意見交換会が行われております。そして、これらの経過を踏まえて、町長、それから議長が県知事それから県議会議長への要望について、10月28日の日に陶土代の値上げに対する支援等について要望しているというふうなことでございます。

これが今までの、今回予算化をした、これまでの経過としては以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

よく分かりました。私はね、今回1,900万円という金額を上程されました。先ほど2月から説

明があって、そして3月に同僚議員が一般質問しております。そして9月には3人がこの件に關しまして、一般質問しております。それからの行動が非常に皆さん早かったですね。こんなに早かったのは始めてじゃないでしょうか。

まず10月28日に私も同席させていただきましたけど、やはり県に対して要望をされた、その9月の議会終わってから、このスピーディーな短期間でですね、こういう陳情書ができた、要望書を上げることができたということが非常に感心しておりました。

そして、今回の12月にこれを上程されたということは、私の想像よりも3か月早かったですね。3月まで何とか間に合うだろうと思ってました。でもこの12月議会に上程されたということは、並々ならぬ、やはり町長以下、副町長、担当課長の努力の結果じゃないかと思えます。

こういった意味では、窯業界としても非常に安心を置ける官民協働の共創協働ができている体制が今回、実を結んだのではないかと思っております。

そして10月28日に要望書を出した時点で、私はちょっと感心したことある。我々9月には一応陶土の問題を起点にして話をしました。でもその中で町長も一緒になって、副知事以下、産業労働部長の方々に説明をいただきました。

その中に私は印象に残ってるのは、この流れで——単発的なものじゃなくて、陶土ばかりなのですが、やはり陶石から販売までの過程を、プロセスをすべきじゃないかということも進言しておりました。その中で副町長の要望の発言の中に、サプライチェーンという言葉が使われました。陶石から販売までですね。

そしてその要綱で産業労働部長以下に説明されました。その答弁が同じような共通な言葉、サプライチェーンを使って産業労働部長が発言されました。

この関連性というのは、非常に結びつきがうまく理解されたんだなあと思っております。それを感心しながら、やはりこういう機会を早く設けていただいて、そして佐賀県に負けられないような時期にできたということは非常に喜ばしいことじゃないかと思えます。

今回の並々ならぬ、町長はじめ副町長、担当課長、本当に御苦労さまでした。

その経緯の中で、町長。やはりこの経緯になったいきさつ、町長と副町長の答弁をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

この度、県政要望を実施してですね、結果このような予算計上ができましたのも先ほど来御説明ありました議会からの一般質問を受けて、我々も業界団体との現状というのをしっかり自分事として認識できたというのが非常に大きかったなというふうに思います。そういった中で、今回このような要望にいたって予算を計上させていただきました。しっかり今後もですね、業界の支援に向けて取り組んでまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

それで、こういう上程をされたということで、本当にありがたいことです。それともう一つは、非常に長崎県担当の方たちと、我々が持つてゐる熱意の温度差があるとか、いうふうに聞いております。私も少しは感じております。であるなら、今後どういうふうに進めていいか、詰めなくちゃいけないのか、ということはいま目に見えてゐるわけですね。我々が行政と議会と一緒に、同じ熱量を持つていただくように、これからは説明が必要じゃないかと思ひます。

幸ひにして、業界同士も有田町と連携をとつてゐますし、役場も商工観光部課同士で連携をとつてゐます。議会もあるいは町議会と連携をとつてゐます。こういうスタイルができたのは私が知る間限り、これが初めてです。

だからこの機運をね、逃さないように今後進めてもらひたいと思ひます。

問題は我々が持つてゐる熱量を県の職員の方にも一緒に、国に要望していただくというよな形を今後、とつていただきたいという活性化推進委員会の今既存の組織があると。長崎県では波佐見町、佐世保市、三川内があるということを知つてゐます。それも年1回と。今まではそうですけど。これはやはり3回も、4回も開いて、今後継続するようにぜひお願いをしたいと思います。

今回今からは答弁ありませんが、本当に今回はあつぱれでした。終わります。

○議長（尾上和孝君） 1番 前田議員。

○1番（前田博司君）

今の項目について関連して、2点お伺ひします。原材料の高騰ということで、本来であれば、どのような業種でも材料等の高騰については、価格へ転嫁するというのが基本だと思ひます。ですが今回は、こういう緊急でやらないと、そこまでは難しいということで緊急対策とうたつておりますが、12月までとおっしゃいますが、その後価格が下がるわけ——そういう見込みもないわけですので、その後についてはどうお考えなのかということと、補助する対象ですね。

陶土購入者とありますが、これ直接の陶土の購入者になるのか。また陶土というのは生地のほかにも泥しょう等もありますが、全てが対象になるのかお伺ひします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

先ほどの北村議員の関連ということで、今回の支援事業について、今後の見通しというふうなところについての御質問ございましたが、今後につきましても、いろんな財源の確保であるとか、県との支援の状況等もいろいろと勘案しながらですね、どのようなことでの予算措置ができるかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに思つております。

今の段階ではちょっとはつきり明言することはできませんが、こういった現状でございますので、いろんな御意見を賜りながらですね、検討していきたいというふうに思つております。

今回の支援の対象といひます、今想定をしておりますところは、町内の陶磁器製造業の事業者

に係る関連事業所というふうなことにしております。

事業者につきましては生地それから窯元。そういったところに限定はせず、生地、陶土を購入されているところについて対処していきたいというふうに考えておりますので、当然その商社とかでもですね、もしそういった陶土を購入されてるところもございましたら、そこもこの支援の対象として見ていきたいというふうに考えております。

ですので、広く陶土というふうなことで考えておりますので、泥しょうとかもですね、その中に含まれるというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

最初は町長のほうからですね高市政権における重点支援地方交付税の今補正予算が審議されている途中でございますが、そういう物価高騰対策に対する交付金のことを前提にですね、財政の組み替え等も可能な部分については、本補正でも上げましたということで、先ほどからお話にあっています。48ページの地場産品の7款、1項、2目、18節ですね。原材料価格高騰緊急対策事業。この補正予算の中では、45ページ6款、1項、3目、18節のほうでも、飼料のほうに関して価格高騰の緊急対策事業補助金——これは燃油もですかね。——関係も補助金、同じようなタイトルの補助金というふうに上がってます。

こういうのが、冒頭町長が御説明をされました案件の取扱いとして理解してよろしいものなのか。またもう一つはですね、今回のこういうふうに予算的にはもう上がっておりますが、今回の緊急の重点支援地方交付税、大体波佐見町にはどれぐらい入ってくる——予算的なもので、交付金としての額はどれぐらいとお読みになっているのかというのを。この2点をお聞かせください。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

先ほど議員おっしゃられたようにですね、まず補正予算の調整時にはですね、ふるさと応援基金を充てる予定でございましたが、11月中旬から後半になって、国の重点支援地方交付金の情報が入ってまいりました。

そのため今回いったん、普通交付税の増額分もございましたので、そちらのほうで充てさせていただきまして、国からの配分があり次第ですね、今後の補正予算で重点支援地方交付金のほうにですね、物価高騰対策への財源振替をさせていただきたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画財政課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

今回の重点支援地方交付金のどのくらいかというところでですね。国県のほうからですねはっきりした数字というのは、まだ来てないというのが現状であります。ただ昨年に比べたら当然上がるだろうということは、情報として入っているところであります。

そして、今回この推奨事業名ということで、よくテレビでも言われていると思いますが、市町

村が独自に判断してやる分について、ある程度国からですね、こういうのに使ってくださいというような推奨メニューというのが、生活者の支援に対してですね、5つの項目で、事業者支援についても5つの項目がございまして、その中から本町に合ったような事業。どういう支援がいいのかというところを、今、冒頭町長が答弁しましたように検討しているところでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

失礼しました。数値的にはですねはっきりした数字は言われておりません。大体ですね、前回より3倍ぐらいは来るんじゃないかというようなちょっと予測がきております。まずはっきりしたことはありませんが。はい。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

ページは33ページ、2款、1項、11目、14節、積立金のことでございます。ここに、ふるさとづくり応援基金利子積立金が108万5,000円。積立金が13万円の減とありますが、この積立金と利子積立金の違いというのがよく分からないんですね、

利子積立金は何に使われるお金なのかということと、もう一つ。この項目は目ふるさと納税管理費となっておりますが、管理費のほかに、ふるさと納税の返礼品を提供して下さった業者さんとかにお金支払う分があると思うのですが、それはどこを見れば分かるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

ふるさとづくり応援基金積立金のほうはですね、積立金が減ったということでございますが、利子のほうについては、ふるさとづくり応援基金を運用して、それに伴う利子が増えたので、それを積み立てるということでございます。利率が上がったということですね、よろしいでしょうか。利子をそのまま基金のほうに積み立てるための歳出でございます。

基金をですね、運用してといいますか、それが定期預金とかの運用益ですね。例えば100万円に対して幾らというような利益が出ると思うのですが、それを基金のほうに積み立てる分の増額でございます。

一旦ですね、23ページのほうを御覧いただきたいと思います。歳入の中で、利子及び配当金。こちらのほうのふるさとづくり応援基金利子ですね。こちらのほうが入ってきた分を、基金のほうに積み立てるというところでございます。よろしいですか。

もう一つですね、先ほどの返礼品の項目でございますが、それは当初予算から上げているものと変更ありませんので、今回の補正予算には計上はしておりません。いや、当初予算に上がっておりますので、今回の補正予算には上げておりません。変更があつておりませんので上がってお

りません。当初予算書を見ていただくと、そこに記載が7節。報償費ですね。報償費のほうに上がっていると思いますので、御覧ください。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

ページ数は45ページになります。6款、1項、3目ですね、先ほどちょっと重複するような形になりますが、御説明があったように飼料に関する部分と、燃油に関する部分に関して緊急対策事業の補助金が出ております。

これは陶土に関してはですね、先ほど8月から12月までというふうな御説明があつておりましたし、対象はということにも御説明があつておりました。ここの案件に関しましては、対象はどういう方を対象に、また期間ですね、期間。何時から何時までの分を対象として、補助金を出されるのかということをお聞きしたいと思います。

特に燃油関係に関しては、もう皆さんも御存じのとおりですね、ガソリン税等々に関して政府もそれなりの対応をしながら、原油価格に補助を出しながら、整備された燃料に対して価格が下がってきている状況でございます。実際ここに上がっているということは、それ以前だと判断されるのですが、それに関しても含めて御答弁ください。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

ページは45ページの6款、1項、3目、18節でございますが、こちらにつきましては、部会から要望がございまして、その部会の要望にこたえる形で計上させていただいております。資料価格につきましては畜産の部会のほうから要望があがっております。

燃油高騰につきましては、お茶関係ですね。お茶のそういった機械を動かす重油代。それとイチゴのですね加温のためですね重油代ということで、計上させていただいております。期間につきましては今年度かかった分ということと、ちょうどはつきりとちょっとしませんけど、2月ぐらいまで計算したところですね出すということで予定をいたしております。以上でございます。

今年度です、今年度についての2月までを締めて。それについて、今年度中に交付をするということで計画をしております。後は、計算してからですねちょっと出さなければいけないので、一応2月までということで示させていただいて、交付するというところで計画をしております。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

48ページの7款、1項、2目、18節。地場産品原料価格高騰対策緊急対策事業でございますけど、この1,900万円の中で先ほど陶土関係と酒米これについても、助成の対象というふうなことで説明がありましたけど、この内訳ですね。この陶土とそれから酒米の、この金額的にどうなるのか。それから酒米については交付先がどちらのほうになるのか。その辺お願いします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

48ページ、7款、1項、2目．商工振興費の地場産品原材料価格高騰緊急対策事業費補助金について。まず内訳につきましてはですね、陶土に関わるもので大体1,700万円。残り200万円を酒米に対しての支援というふうなところで、ある程度予算計上させていただいているというところでございます。

酒米につきましては、これこちらも大体、酒米価格が大体5割程度上昇してるというふうなことを受けまして、その購入額についての支援をするということに感じております。この対象事業者につきましては、町内でお酒を製造してる事業所というふうなところで想定をしているところでございます以上です。

○議長（尾上和孝君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

同じ質問のやつなんですなんですが、48ページの地場産品で先ほど言われました1,700万円を陶土代に充てられてるという、積算をされておりますけど。その根拠となるような数字というか内容をもう一度説明していただきたいのですが。まあ陶土の出荷量とかを計算されてされたものか、もし分かれば教えてください。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

陶土代の値上げの支援についての根拠というふうなところでございますが、町としてどこの事業者がどこから購入されてるかというふうなところを追うというのは非常に難しい状況でございます。

ですので、陶土組合さん——塩田の陶土組合さんのほうからですね、ちょっと情報提供いただきまして、それである程度の出荷量について算定資料頂きまして、当然波佐見だけではございませんので、波佐見・有田、それ以外の地域が陶土組合さん出荷量の中で、大体の割合が7対3というぐらいの割合がございますので、それに準じてですね、出荷額等の価格の資料を頂きながら、それで算定できる金額が大体1,700万円程度になるんじゃないかなというふうなところで想定をしているような状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それは件数的なものというのは分かっているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長

○商工観光課長（太田誠也君）

件数につきましては追えてはおりません。ですので、実際その陶土組合から出された資料をもとに予算化を図っているという状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

ページ数45ページで、先ほど三石議員からの質問の関連なのですが、6款、1項、3目、18節ですね。飼料価格高騰緊急対策事業補助金と燃油高騰緊急対策事業費補助金なのですが、4月から2月までの分をと言われましたが、一件上限幾らとか補助率が幾らというのを教えてください。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

飼料につきましてはトンの200円。それと燃油につきましてはリッターの10円を計算して、計上させていただいております。以上でございます。

上限につきましてはですね、この価格高騰につきましては令和4年度からずっと続けているものでございまして、過去の実績に応じてこのぐらいいかなということで上げさせていただいております。以上でございます。

上限はですね、ありませんと言えば——使用料に対してその金額で10円と200円ということで上げさせていただいております。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

48ページの先ほどから質問があっている地場産品原材料価格高騰緊急対策事業費補助金についてなのですが、こちら恐らく先行されている有田町さんで補助対象をやられている事業を協議されながら決められたと思うのですが。

同じく有田町——佐賀県ではですね、これに合わせて機械等ですね、更新されるにあたって補助制度を検討されています。

このあたりの協議とか、その辺は長崎県とかどうされている状況なのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

今回、長崎県との協議の中身につきましては、当然まずもって陶土代の値上げをとにかく何とか支援をしたいというふうなところを、そこを主体として話をさせていただいております。

ただし機械の更新であるとか、購入につきましては、それも業界のほうからの課題としてもお話をいただいておりますので、それにつきましては、今後既存の長崎県の支援メニューの中でやるか、もしくは今後新年度に向けてですね、どのような対策をしていくかというのは、継続的に長崎県のほうと協議をしているというふうな状況でございまして。今回の補正の対象というふうなところでは、話を今やっているとではございません。以上です。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

では同じく48ページで7款、商工費 1項、商工費で4目、陶芸の館管理費で14節、工事請負費、陶芸の館2階展示台等撤去工事についてなんです。陶芸の館2階についてはですね、陶芸

関係の団体さんから展示スペースを確保してほしいという要望が挙がってます。この辺に関わる工事なのか、その辺との関係をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

48ページ、7款、1項、4目。陶芸の館管理費の14節。工事請負費の陶芸の館2階展示台等撤去工事ということで52万円のほうを計上させていただいております。

今議員おっしゃられたとおりですね、この工事につきましては、陶芸の館2階に伝統工芸士会を含め、3団体の方々からの要望を頂いております、今常設展場の確保に向けて協議を進めさせていただいております。

その中で、やはり常設展示場とあと併せてですね、常設展示場付近のスペースを活用しているんなイベントをしたいというふうなところの要望も一方でお持ちであるというようなことから、今既存の陶磁器、焼き物の生産工程に係る展示をされている部分。これがもう非常に老朽化といいますか、非常に展示自体も古くなっておりますので、まず一旦そちらのほうを撤去させていただいて、まずリニューアルをするような形で。スペースも確保しつつ、そのような要望に応えるための工事というふうなことで考えております。

ですので、今回の工事の中身につきましては、生産工程に係る展示スペースのところを今回撤去するというようなところの工事でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

その件なんですけど。今の段階で、いつぐらいに展示スペースをつくられる想定で団体さんとはお話をされてるんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

具体的にはですね、日程、スケジュールというところにつきましては、まだ詳細なところが決定しておりません。ただし、今継続的に協議をさせていただきながら、今年度中には——遅くともですね、展示スペースを確保するというふうなところで話を進めていきたいと思っております。今回の2階の展示につきましては、その3団体だけではなくて、当然その施設管理、それからあとはほかの観光ガイド協会さんとかとの合意形成というのも必要でございますので。できるだけ皆様に御理解をいただいた上で、早期に常設展示が可能になるような対応をして、図っていききたいというように考えております。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

46ページの6款、1項、5目。12節。防災重点ため池工事の測量業務委託料。これが1,300万8,000円の減と、それから工事費が600万円の減ということで。これに伴いまして農業費補助金の

ほう21ページの15款，2項，4目，1節ですか。農業費補助金ですね、これが2,047万6,000円ほど減ということになっておるようでございますが。

この交付決定が申請よりも減になったということですが、そのこのところ、箇所数も含めて、防災ため池の申請と、それから交付決定の内容ですね。その辺を御説明お願いします。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

6款，1項，5目，土地改良費12節，委託料及び14節，工事請負費についての御質問ですが。当初の事業の予定では、設計業務の委託に2地区で、工事に1地区の要望をしておりました。委託料のほうは2地区とも採用されず、交付決定から外れております。

工事費のほうは1件採択されまして、今年度工事を行ったわけですが、その精算に合わせた形で、減額のほうを行っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

委託料については2件とも不採択ということですが、ここの辺は今後のですね、廃止ため池の防災上の計画ですか。こちらのほうに影響はないでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

今後の計画についてということですが、今回採択からもれた地区につきましては、8年度の要望に計画の中で上乘せした形で概算の要望を行っております。現在県のほうとも、今後の計画についても協議を行っている途中でございますので、多少この計画がずれるということはあるかもしれないんですが、予定している廃止のため池につきましてはですね、全地区できるように調整していきたいと思っております。以上です。

箇所につきましては今回計画していた箇所につきましてはですね、金屋郷の浦山ため池とですね、村木郷の似田ノ尾ため池を予定しておりました。以上です。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

2件質問したいと思います。ページ数は46ページの6款，1項，4目，18節。和牛能力共進会出品の補助金って言われたんですけど、牛のオリンピックにチャレンジしたい方がいらっしゃるからということだったんですけど、これって何事業所の方がチャレンジされるのかということと、あと、その牛1頭に対しての補助金なのか、それともそういうその事業所に対しての補助金なのかというのを詳しくお願いします。

あと一つが、ページ数56ページをお願いします。10款，2項，7目，南小学校管理費の需用費10節，需用費の水光熱費の92万8,000円を、これ追加で補正されているんですが。中学校は漏水って言われましたが、この南小学校も何かあったのか。御説明をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

ページは46ページの6款，1項，4目．畜産業費の負担金の件でございますが。こちらにつきましては5年に1度、牛のそういった品評会ということで、全国を回っております。10年前だったですかね、ハウステンボスでもございましたが、今回は令和9年に北海道で8月に開催される予定でございます。

それに向けて、これは肥育牛でございますが、大体牛は20か月——2年ぐらいかけて育てますので、年明けた2月にそれに向けての市——子牛の市が立ちます。その市に対してですね、やはり全国でやってやろう、頑張りたいという農家の方がいらっしゃいますので、必然的に子牛の値段がどんどん上がっていくというところになっております。その一部を助成と、それと今後の飼養についても含めたところで助成をしていきたいというところで考えております。

チャレンジする農家というところですね、波佐見町から2件のほうからですね、手を挙げられております。その1件につきまして品評会用ということで、4頭購入をされます。ですので、8頭の牛がこれを受けて購入ということになっておりますので、それにそれぞれについてですね、1棟25万円という計算のもと助成をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

ページ数が56ページとなります。10款，2項，7目．南小学校管理費 10節．需用費、光熱水費となります。92万8,000円計上させていただいております。先ほど横山議員のほうからありました、中学校のほうでも光熱水費が上がって、漏水が原因だったということです。

今回の南小学校の92万8,000円につきましては、電気使用量の増ということとなります。内容といたしましては、空調機の使用。また特別支援学級のクラスの増がありますので、それに伴う増ということで捉えていただければと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

48ページの、もう皆さん、各方面から御質問があつてますけど、商工振興費の地場産品の原材料高騰緊急対策事業費の件でございます。冒頭議員の北村議員のほうからですね、いろんな形で町の行政がスピーディーに今回動かれて、この対策を予算化されて上程されてるということもありましたし、また前田議員からも1月以降の対策はどうなるかというお話もあつておりました。

実際のところ今回たまたま、財政のほうの課長からは、基金のほうを使う予定をしとつたが、国のほうの重点支援地方交付税の話があつたので、そっちのほうを進めるにあたっても、組替えが可能であればということの説明があつておりました。

今後この問題は地場産業にとっても、とても大きな問題。確かに支援があるときはいいですけ

ど、支援がなくなる。あくまでも支援ばかりを頼っておられないという、事業者としてはそういう思いもあると思います。そういう意味からしても、北村議員がおっしゃったようにサプライチェーンを含めたところの大きな取り組みが今後予定されるかもしれない。商工観光課長におきましては、今後の対策はまた検討してまいるといふ御答弁がありました。ぜひとも、こういうことに関して、財政出動が大きな財政が出動せざるを得ない事態が来るかもしれないというふうなことも議員間で相当お話をさせていただいております。

そのためにも、これまでのふるさと納税で多くの返礼品の支援を頂いた陶器関係者の事業のこともございますから、ふるさとづくり応援基金を、大きな財政出動の場合には出動されたい。その対応に当たっていただきたい。

これはこの地場産を持続可能な産業として続けるためにはですね、こういう大義が、ちゃんとした大義がありますから。それに向けては今までふるさと納税応援基金が行政、一般会計に入れて使えた残りが残っております。そういうのを出動させて、何とかこの地場産をですね、持続可能な形で盛り上げていただきたいというふうに思いますがどうでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

先ほど三石議員おっしゃったとおりですね、窯業は特に波佐見焼は本町の基幹産業、生命線でございます。おっしゃるとおりですね、積極的な財政出動もしなくてはならないというような思いも強うございます。現に今の一般会計の予算を見ますと、ふるさと納税からの繰入れは約9億円ございます。これは今18億円寄附を頂いている分の残った分をそのまま町政に使っているということですから、今後も9億円ということを考えれば、使えるのが18億入った時の話ですが9億使うということであれば、既にいま積み立てる基金も使用可能なんです。今後頂くふるさと納税の状況を考えて場合に、既に9億円繰入れている事業を、やはり事業の前回の議会でおっしゃったように事業評価して、今やらなくてもいい事業は取りやめる。あるいは先延ばしする。

この中で財源を生んで、財源についてはふるさと納税を充てなくて、新たにそういったものを波佐見焼の振興につなげる財源として使っていくということは、もう当然のことでございますので。その辺はしっかりと私のほうからも申し上げたいというふうに思いますので、事業の組立てに対しましてはぜひ議員の皆様にも御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号 令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第77号は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第78号

○議長（尾上和孝君）

日程第6 議案第78号 令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第78号 令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。歳入歳出予算にそれぞれ1億900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億9,600万円とするものです。

追加する1億900万円の内訳ですが、2ページをお願いします。歳入についての主なものは、歳出の保険給付費給付費などの増額に伴う4款、1項、県負担金を1億895万4,000円増額するものです。

3ページの歳出補正の2款、保険給付費の増額に対応するものです。

現在の支出状況、今後の伸びを見込み、1項、療養諸費9,005万3,000円。2項、高額療養費1,825万8,000円を増額します。

以上で令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号 令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を

採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第78号は原案のとおり可決しました。

日程第7 議案第79号

○議長（尾上和孝君）

日程第7. 議案第79号 令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

井関長寿支援課長。

○長寿支援課長（井関昌男君）

議案第79号 令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ300万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14億9,100万円とするものです。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。4款、国庫支出金 111万5,000円をはじめ、6款、県支出金 55万8,000円。8款、繰入金 130万5,000円をそれぞれ増額しておりますが、いずれも歳出側の増に伴い増額しております。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款、保険給付費につきましては、現在の利用実績を見込みまして、2款、内での組替えによる調整を行っております。3款、2項、包括的支援事業費任意事業費の116万4,000円増と、同じく3項、指定介護予防支援事業費の112万8,000円増につきましては、職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴い増額しております。

以上で、令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号 令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第79号は原案のとおり可決しました。

日程第8 議案第80号

○議長（尾上和孝君）

日程第8．議案第80号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

それでは議案第80号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）について説明します。今回の補正は、収益的収入及び支出の補正、債務負担行為の追加、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正、他会計からの補助金の補正になります。

補正予算書の1ページをお願いします。収益的収入及び支出の補正になります。

収入は水道事業収益を34万4,000円追加し、補正後の額を3億298万5,000円とするものです。第2項、営業外収益と預金利息32万6,000円及び一般会計補助金1万8,000円を増額します。

支出は水道事業費用を1,028万2,000円追加し、補正後の額を2億9,807万6,000円とするものです。内容につきましては、営業費用で原水及び浄水費の燃料費で15万2,000円の増、これは燃料費の高騰や実績によるものです。修繕費については、修繕実績及び見込みにより356万円の増額をします。配水及び給水費の修繕費については、修繕実績や故障箇所の修繕、今後の見込みを考慮し463万7,000円を計上しております。また、総がかり費については給与改定を見込んで、193万3,000円の増額を行うものです。

次に債務負担の追加は、令和8年4月からの業務委託に伴い令和8年3月までに契約を行う必要があるため、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

水質検査業務で期間は令和8年度、限度額を857万円とします。

2ページ目をお願いします。次に、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正は、職員給与等で179万6,000円追加し、4,411万1,000円とするものです。

次に他会計からの補助金の補正については、児童手当の対象児童の追加により、一般会計からの補助額を106万9,000円から108万7,000円に、1万8,000円を増額します。

以上で、議案第80号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号 令和7年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第78号は原案のとおり可決しました。

日程第9 議案第81号

○議長（尾上和孝君）

日程第9. 議案第81号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について内容説明を求めます。

伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

それでは議案第81号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出の補正、資本的収入及び支出の補正、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正、他会計からの補助金の補正及び債務負担行為の追加になります。

1 ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正になります。

収入は、下水道事業収益を74万5,000円増額し補正後の額を3億2,858万6,000円とします。第2項、営業外収支は、他会計補助金74万5,000円の増額となります。他会計補助金の内訳については、上水道事業会計補助金11万7,000円と一般会計補助金62万8,000円の合計となります。

支出は下水道事業費用を74万5,000円増額し、補正後の額を3億2,708万8,000円とします。

第1項の営業費用の内訳については、光熱費の実績及び見込額による20万円と、給与改定等を含め総がかり費が54万5,000円との合計になります。

次に資本的収入及び支出の補正になります。資本的収入は、22万3,000円増額し、補正後の額を1億6,023万5,000円とし、内容については、第2項、他会計補助金の22万3,000円の合計となります。

支出については22万3,000円増額し、補正後の額を2億2,702万8,000円とするもので、内容については、第1項、建設改良費 22万3,000円の増額になり給与改定を見込んでのこととなります。

2 ページをお願いします。次に予算第8条に定めた、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正は、職員給与費で125万7,000円を追加し、4,050万6,000円とするものです。

次に第9条に定めた下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計の補助を受ける金額2億3,836万4,000円を2億3,921万5,000円に改めるものです。

次に債務負担行為の追加は、令和8年4月からの業務委託に伴い、令和8年3月までに契約を行う必要があるための債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

波佐見町中央浄化センターほか法定水質検査業務は、期間を令和8年度、限度額を280万円とします。

次に波佐見町中央浄化センター、下水汚泥処理業務は期間を令和8年度、限度額を850万円とします。

次に波佐見町中央浄化センター下水処理運搬業務は、期間を令和8年度、限度額を390万円とします。

以上で、議案第81号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

○議長(尾上和孝君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(尾上和孝君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(尾上和孝君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第81号 令和7年度波佐見町下水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(尾上和孝君)

起立全員であります。したがって、議案第81号は原案のとおり可決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午後0時8分 散会

第5日目（12月8日）（月曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

岡村 達馬 議員

1. 波佐見町の学校問題・課題について
2. 技術職員の確保と学習環境の整備について

田添 有喜 議員

1. 安心・安全なまちづくりについて
2. 教育行政について

横山 聖代 議員

小学校の編成について

岡村 真由美 議員

1. 県への要望書提出について
2. ふるさと納税について

第5日目（12月8日）（月曜日）

1. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 古 賀 真 悟 書 記 一 瀬 若 菜

4. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企画情報課長	澤 田 健 一
商工観光課長	太 田 誠 也	施設整備室長	大 橋 秀 一
税務財政課長	松 添 博	住民福祉課長	小佐々 慶太
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	朝 長 哲 也	農林課長参事	太 田 克 宏
建設課課長補佐	本 山 征一郎	水 道 課 長	伊 藤 幸 治
長寿支援課長	井 関 昌 男	子ども・健康保険課長	石 橋 万 里子
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給食センター所長	林 田 孝 行	総務課課長補佐	坂 本 昌 俊

午前 10 時 開議

○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和 7 年第 4 回波佐見町議会定例会第 5 日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（尾上和孝君）

日程第 1. 町政に対する一般質問を行います。順次発言を許します。

6 番 岡村達馬議員。

○6 番（岡村達馬君）

おはようございます。通告書に従い一般質問を行います。

1. 波佐見町の学校問題・課題について。

今、SNSで「学校・教育・家庭・子供」と検索したり、新聞等の記事を見ると、学校に関わる大きな問題や課題が見受けられます。その多くは解決策や対応策も同時に確認することもできますが、いじめに関しては、子供本人が一人で抱え込み、相談もできずにいる事例も多く紹介されております。

そこで、次のことを問います。

- (1) 本町の小学校 3 校の学年別児童数と中学校の学年別生徒数、また、先生たちの人数は幾らか。
- (2) 次年度中を目指し、授業時間 5 分短縮の方針が出されている。その取り組みは始まっているのか。
- (3) 昨年の全国小中学校の不登校数は 35 万人を超え、10 年連続で増加している。新たな対応が必要ではないか。
- (4) 全国的に小中学校でのいじめも 4 年連続で増加している。町内の小中学校の状況はどうか。

2. 技術職員の確保と学習環境の整備について。

自治体職員数は平成 8 年度と比較すると、令和 3 年度で 14.4% 少なくなっている。特に土木技術部門では、13.2% 減少している。また、規模の小さい市町村では、土木技師が 1 人もいないという自治体もあります。

そこで、次のことを問います。

- (1) 毎年のように募集は行われているが、応募が少ない背景をどう捉えているのか。
- (2) 技術職員の不足により、工事設計等の業務全てを委託する傾向にあるが、その間の協議や成果品への見極めができているのか。

(3) 現場の品質確保あるいは良好な管理の根拠を示すため、技術職員の国家資格等の取得が急がれるが、町としてどのようにキャリアアップを図っていくのか。

以上、壇上での質問を終わり、詳細については発言席より行います。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。それでは6番 岡村達馬議員の御質問にお答えをいたします。御質問と順番が前後しますが、まず2. 技術職員の確保と学習環境の整備についてから答弁をさせていただきます。

(1) 技術職員を毎年のように募集は行われているが、応募が少ない背景をどのように捉えているのか、とのお尋ねですが。

昨今の地方自治体の採用職員環境は大きくさま変わりをいたしました。本町における職員採用1試験当たりの応募人数は、令和元年度は21.0人であったものが、令和7年度の現時点で9.6人まで半減している上、求める人材そのものも減少傾向です。

この要因については、少子化による若年層の人口減少の影響が大きく、全国的に若年層の人口が減少する中、民間企業の給与や待遇改善が進み、若年層を引きつけている状況があると考えられます。

また、最近の若年層はワークライフバランスや、自身のスキルアップを重視して仕事を選ぶ傾向があり、公務員は比較的安定した雇用環境が人気である一方、とりわけ規模が小さい地方自治体は住民に近い環境である分、住民対応も多く、苦情につながりやすく、また自身の能力が発揮できない。昇給が遅い、時間外が多いなど、民間企業に比べ魅力を感じない若年層が増えていると言われています。

加えて自身のスキルアップと能力を生かせる職場であれば、様々なルートで転職も可能となっており、その抵抗感も低くなっているようです。

特に土木職を初めとする技術系については、労働人口そのものが減少に転じている中、業務の継続、拡大、組織の維持を図るため、官民間問わず人材の争奪戦となっています。

本町においても技術系職員の募集を行っていますが、応募そのものがなかったり、応募があっても受験までつながらない事例が多いのが現状です。

(2) の技術職員の不足により、工事設計等の業務を全て委託する傾向にあるが、その間の協議や成果品の見極めができてきているのか、とのお尋ねですが。

工事においては様々な工種があることは御承知だと思いますが、それらに対応するために専門性を持つ職員の確保は、本町に限ったことではなく、各市町においても同様に厳しいものだと認識しております。

委託とは技術職員の不足を補う一つの手法であり、その内容については、工種や規模によって様々あるため一概に言えませんが、まず現状として土木事業における測量や設計業務について職

員による対応もできておりますので、全ての事業が委託という議員の御指摘には当たらないものと思っております。

一方で、電気や建築と公私においては、業務は委託が必要不可欠なものとなっています。なお今年度から新たに施設整備室を設け、会計年度任用職員として一級建築士を1名雇用して専門性の確保にも努めているところです。

協議や成果品の見極めについて御心配をいただいているところですが、これらについては綿密な打合せ等を行いながら適切な対応に努めているところで、これからも進捗に関する協議を密に行い、設計内容や成果物について丁寧な確認を心がけてまいりたいと思います。

(3) 現場の品質確保あるいは良好な管理の根拠を示すため、技術職員の国家資格等の取得を急がれるが、町としてどのようにキャリアアップを図っていくのか、とのお尋ねですが。

本町においては職員の資質向上のため、様々な研修や講習会に参加を促し、その旅費や研修会費などを負担しています。その業務の執行上、必ず必要となる国家資格等については、例えば介護支援専門員、陸上特殊無線技師、防火管理者や防火対象物点検資格などは、資格や更新に係る費用を負担しています。

一方で今回質問があつてます技術系資格については、施工管理技士などが想定されます。これまではさきに述べましたとおり、業務の執行に必ず必要な資格を対象としていましたが、工事等の良好な品質の確保にこれら資格が必要と判断されるなら検討に値するものと考えています。

1. 波佐見町の学校問題課題については、教育委員会から答弁がございます。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 波佐見町の学校問題課題について。

(1) 本町の小学校3校の学年別児童数と、中学校の学年別生徒数または教諭の人数は幾らか、というお尋ねでございますが。

学校ごとの児童生徒数を申し上げます。

東小学校の児童数は126名で、

1年生24名、2年生18名、3年生21名、4年生24名、5年生12名、6年生27名となり、教員数は14名となります。

次に、中央小学校の児童数は386名で、

1年生75名、2年生63名、3年生64名、4年生55名、5年生61名、6年生68名となり、教員数は24名となります。

次に南小学校の児童数は286名で、

1年生47名、2年生51名、3年生43名、4年生45名、5年生48名、6年生52名となり、教員数は21名となります。

次に波佐見中学校の生徒数は382名で、1年生122名、2年生132名、3年生128名となり、教員

数は30名となっております。

(2) 次年度中を目指す授業時間5分短縮の方針が出されている。その取組が始まっているか、とのお尋ねでございますが。

授業時間5分短縮の方針は、次期学習指導要領の改訂を踏まえての施策として示されたものです。本方針は学校の裁量を拡大し、短縮によって生まれた時間を各学校で有効に使えるようにすることを主な目的とされておりますが、現在のところ本町全体で導入についての協議、取り組みは行っておりません。

現行の学習指導要領に準じた内容を5分短縮で行うことは大胆な授業改善が必要であり、加えて学校ごとの現状や課題の把握・対策について共通理解を図ることが必須となります。現状では方針の狙いや研究開発校等での取り組みなどを精査し、学校との情報共有、意見交換を行うところから始めてよいのではと考えているところでございます。

(3) 昨今の全国小中学校の不登校数は、35万人を超え、12年連続で増加をしている。新たな対応が必要ではないか、とのお尋ねでございますが。

議員お説のとおり、昨今の不登校児童生徒数の増加は全国的な喫緊の課題であり、本町においても微増傾向にあることは極めて憂慮しております。不登校の要因が従来の「何となく、無気力、人間関係」に加え、「SNSトラブル」や「ゲーム依存」といった新たな形態を見せている点からも、対策の強化が急務であると認識をしております。

そのような状況下でございますが、本町ではこれまで児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援により、年間を通じて登校できなかつた全欠席の児童生徒数は減少し週一、二回登校できるようになった児童生徒が増えるなど一定の成果を上げているところであります。

本町は学校へ足が向くように子供たちの現状やニーズに合わせて環境を整えていくという基本方針のもと、不登校児童生徒の多様な状況やニーズに応える多角的な支援体制を構築しております。

まず多様な居場所の確保として、中学校に校内教育支援センターを整備するとともに、学校外では、総合文化会館などを活用したサテライト的な学習環境を創出しております。

次に、学習機会の保障につきましてはタブレットを活用したオンライン学習環境を整備し、自宅等での学習の機会を確保しております。

またフリースペース等での活動もその内容を考慮し、柔軟に出席扱いにするなど多様な学びの支援のしております。早期把握と新たな課題への対応として、学校では定期的なアンケートや相談箱の設置により早期把握に努めております。

特に、増加傾向にあるSNS等の新たなトラブルに対しては、児童生徒への指導に加え、保護者啓発の研修などを実施し、予防と対応を強化しております。

現時点におきましては、校外教育支援センター、適応指導教室の設置はございませんが、校内支援サテライト環境オンライン学習を組合せた複合的な支援体制により、現状はおおむね対応可

能であると考えております。

また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携をし、保護者や関係機関とのつながりを図っております。

しかしながら全国的な不登校の長期化・多様化の潮流を踏まえ、現状に満足することなく、専門機関との連携をさらに強化し、支援体制の質を高めてまいります。

また、今後の不登校数の推移やニーズの変化に応じ、常に新たな対応の必要性を検討し続け、全ての子供たちが安心して成長できる環境づくりに全力を尽くす所存でございます。

(4) 全国的に小中学校でのいじめも4年連続で増加している。町内の小中学校の状況はどうか、とのお尋ねでございますが。

議員お説のとおり全国の小中学校におけるいじめの報告件数は、4年連続で増加をしており、その傾向は極めて憂慮すべき事態であると認識をしております。

いじめは人権に関わる重大な問題であり、本町といたしましても、いじめの防止と根絶に向け最重要課題として取り組んでおります。

令和6年度の報告件数は、南小学校57件、中央小、東小学校0件。中学校2件でございます。

この差は南小学校が軽微な意地悪や冷やかしの等も全ていじめとし、積極的に把握し報告しているのに対し、他校はこれらをいさかい等として指導しているという学校のいじめの捉え方や、報告の仕方の違いによるものです。中学校の2件は友達同士の境から発展したのですが、既に双方の謝罪等により解決をしております。

いずれの学校におきましても、平成26年3月に制定をし、平成29年9月に改定をした波佐見町いじめ防止基本方針に基づきいじめの定義を広く捉え、迅速な対応に努めております。

学校ではいじめを早期に発見し、迅速に解決するための情報のアンテナを張り巡らせる体制を整えており、定期的なアンケート調査を行い、児童生徒の悩みや困り事を把握しているところであります。

また常時、相談体制の確保として、タブレット端末に相談ボタンを設定するなど、困ったときには時間や場所を問わず、いつでも相談できる体制を整えております。

今後も重点的な対策と強化として、環境整備や予防、日常的な人権意識を高める指導により、いじめを生まない学校・学級環境を整え、アンケート等を活用した早期発見に努め、引き続き全ての子供が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止と根絶に全力を尽くすと同時に、いじめの継続や重大化を防ぐ「いじめ解消ゼロ」をスローガンに掲げ、取り組むことを共有化しているところでございます。

以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

先ほど、教育長から各小中学校の児童生徒の数、それから先生たちの人数をいただきました。

本当に少子化を手にとるように感じております。

私たちは団塊の世代からは外れますが、小学校では今の中央、東小学校と合わせた人数で1,500人ほど、中学校でも東中学校だけですが、750人ほど在籍をしておりました。あわせて南小学校においては各学年100人程度とお聞きしましたので、当時、南小学校に600人、南中学校に約300人程度ですから、町内の小学校に2,100人、中学校に1,000人を超える児童生徒が在籍したことになります。

現在、先ほどの教育長から頂いた数字を比較しますと、小中学校合わせて現在は、当時の38%の児童生徒になっているというふうに思います。児童生徒数は減っておりますが、今各学校の校務分掌がとても細かく、多く定められておまして、先生たちの本来の業務を阻害してるんじゃないかというふうに思いますが。教育長、校務分掌についてですね、どのように多少まだ、今後検討する問題が出てくるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

校務分掌につきましては各校区の現状等を踏まえてですね、さらにはそれぞれの学校の特色あるということで、校長を中心に文書が出されてると思っておりますので、今のところ取立ててそこをどうこうということは考えておりません。

ただ労働環境や、ハラスメントに対する対策等の委員会等につきましてはですね、文書のほうに明確をするような指示は出しておるところです。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

ここ数年間全国の小中学校で35人学級を目指しておりますが、町内では少子化の問題もあって、目標をほぼ自然達成をしている状況にあります。先生たちにも余裕が生まれていることと安心をしておりました。ネットでの資料ですが、この数字については恐らく現状ではもう何年たっても変わらないだろうというような話が載っておりました。

いずれにしても今回は、波佐見町の子供たちへの取り組みですから、意味のない追及や質問はしたくありません。子供たちへの教育の向上のためには、むしろ私たちも協力を惜しまない覚悟しております。せっきくの35人学級が、町内では始まっておりますが、そのメリットを最大限に生かしていきたいというふうに思います。

いわゆる少数学級の特徴として学力の向上、ICT教育の進めやすさ、いじめや不登校への対応のしやすさなどが挙げられておりますが、まず1番目の学力向上ですが、人数が減ったことで、具体的にどのような授業の活性化が行われているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

35人学級につきましては、確かに数字的には36人になれば2クラスになるわけですので、それ

は小人数の経営にとっては大変すばらしいなと思っております。その恩恵は、例えば南小学校、中央小学校、中学校では、大いに好影響になってるだろうと思っております。

ただ人数が減ったからといって、基本的に授業スタイルとしましては、一斉の授業であったり、あるいは2人組、小人数での指導であったり、タブレットを活用したデジタルの教育であったりということについては、人数が増減があったとしても授業改善の一環としては同じような取り組みをしているだろうと思っております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆる個々の児童生徒への対応等も密にできるかと思っておりますが、先ほど教育長が言われた新たな取り組み——ICT等の関係で、今までの学習で、削除をしなければいけなくなると、そういう状況の報告はあるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

デジタルGIGAスクールの推進の中で、児童生徒一人端末が配置できることに対しましてはですね、個別最適な学び、あるいは協働的な学びが先進的に進められるいい取り組みであろうということを考えております。

内容的には、先ほど申しましたように、本町の場合は35人学級の実現に合わせたように、いわゆる合わせる以前から、少人数の指導ができていた学校規模ではありますので、特段それによって施策、授業内容を改善してなくしたということの取り組みはございません。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆるICT教育の進めやすさですが、いわゆるICT端末による授業は教室全体的にも、ここについても最適な教育ができるとされております。成果と同時に、逆にこういったタブレット等については、むしろ子供たちが置かれている家庭環境でのWi-Fi等による個人差等が出てきておりませんか。

○議長（尾上和孝君）

岡村議員、もうちょっとマイクを上げてもらっていいですか。何かマイクがよく入っていないみたいで、すいません。

森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

タブレット等のICT機器の活用につきましては、家庭学習の充実には欠かせないツールだということを捉えております。家庭環境におきましては、Wi-Fi環境の整備につきましては、アンケート等々状況の中で95%以上の保護者の方の整備ができているということもありますし、どうしてものところはポケットWi-Fi等を対応しておりますので、そのことによる不備とい

う家庭関係はございません。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

この少子化の対応によってですね、いわゆる先生たちの児童生徒への目が届きやすい、それによってゆとりも生まれるというようにされております。先生たちに、この少子化の、少数学級によるゆとり等は感じられておりますか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

1クラス当たりの児童数、生徒数が減少したことは、先生方にとっては指導しやすく、きめ細やかな指導が行えるようになったというのは間違いないのだろうと思っておりますので、それは大変よかったと思っておりますが。人数が減ったからといって、じゃあ児童生徒数、児童生徒に対する支援なり関わりがというところの新たな課題等々もある中で、本町におきましては担任一人ではなくて、支援員体制であったりとか、スクールソーシャルワーカーであったりとか、スクールサポートスタッフであったりとか、図書司書補助員であったりとか。多くの人的な体制を充実しているおかげで、きめ細やかな指導が担任と協働の中で実施できていると把握をしております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆるいじめ不登校についてはですね、一般にプラスの人数が少ないほうが、児童生徒によって登校しやすいと感じられることも多いというように書かれておりました。

波佐見町の場合、やはり少人数学級によってそういった問題を感じることもあるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

1学級における児童生徒数の差が、いじめ不登校に大きな影響を与えているかというのは、そこまではないのではないかと考えております。

それよりも、やはりそれぞれの学級の環境であったり、人間関係であったり、風土であったり、家庭環境であったり、様々な要因の中でいじめ不登校が生まれていると思いますので。大きく人数が少ないから好影響ということではつながらないのではないかと、本町の現状を考えるとときにそう思っております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

ここ二、三年ですね、各県の先生方のいわゆる採用への辞退というのが、多いところでは6割もあるというふうにお聞きしております。いわゆる町内においてこういった——いわゆる長崎県においてですが、県内においてこういった、いわゆる就職への辞退というのが、各学校に及ぼし

ていることはどのようなことがあるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

確認権の行使を、今のもう一度質問をお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

ただいま、確認権の行使をされます。ただいまの確認権の行使の要件については、これを許可します。事務局はこれより、残時間を停止してください。

[確認権行使中]

○議長（尾上和孝君）

これで確認を終了します。以上で確認権の行使を終了します。

これより質疑を再開します。事務局は残時間の停止を解除してください。

森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

教員数の減少、あるいは採用辞退離職者等につきましては、国内、県内でも大変厳しい状況にあると判断をしております。本町におきましては、そういう事案がないように努めて頑張っておりますので、欠員状態は一校もありません。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

2020年の当初からですね、これまでの週6日制から週5日制の完全実施が行われております。それによって日数は減りましたが、いわゆる学力低下や外国語の増加、ICT活用の増加などにより逆に授業時間は増えたとされております。

そこで小中学校の時間を有効に使うため、あるいは学校の先生たちが授業を終えたらもう、本来学校出て行くまでに60分。いわゆる1時間も残っていないということで、事業の短縮がされております。これはまだ試行の段階ですが、いわゆる午前中に6時間目、5時間目までを済ませるということで、いわゆる今まで午前中の時間と、時間割と言っていたのをですね、給食前の時間というふうに呼び方も変わってきているようです。

こういった計画は先ほど説明を受けましたが、今の段階では町内での実施はされていないということで再確認しますけどいいのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

現状ではまだ協議を行っておりません。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

10月30日の長崎新聞。教育特集と見間違ふほどの大きな記事を載せておりました。いわゆる不

登校が35万人を超えている。先ほども申しましたように、12年連続して増えているということ。それから県内でも最多を記録し、高校も入れて4,113人というふうに書かれておりました。これですね。

やはり子供たちは、どうしても生活リズムについていけないというふうなことも書いてありましたが、やはり突き詰めていくと、やはり学校には行きたいというようなことが書かれておりました。いわゆる思春期、青春期の心の動揺も見てとれました。

いわゆる、こういった不登校についても今厳しく登校だけを進められているところ、厳しく指導されてはいないともお聞きしますが、町内の波佐見町での状況、あるいは対応策ですね。不登校児の対応策等があれば、ちょっと教えてほしいのですが。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

不登校の人数等については、これまでも、前年度報告について今ここで数を申し上げることができないのは申し訳ありません。不登校の、不登校生徒数の児童生徒数の数だけを追うのではなくて、これからはやはりその状況とかですね、対応について個別に当たっていききたいということをおっしゃいますし。先ほど答弁申しましたように全欠を少なくとも減らしていきながら、週に何回か登校できる、あるいは学校でなくても、ほかの場所だったらということへの柔軟な対応ということで、子供たちの現状やニーズ、あるいは保護者の方々の御意見、思いの部分も大事にしなが、丁寧に、対応していきたいと思います。

10人不登校児童生徒数がおれば10通りの対応の仕方がありますので、マニュアル的な対応がなかなか厳しいところがありますので、個別に、丁寧に、継続的に今後とも対応していきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

近頃ではいわゆる民間の、あるいはいわゆるサポート体制ですね。不登校等への子供たちの悩みに対するサポート等もあると思いますが、町内ではそういった方々との連絡体制はどのようになされているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

学校以外の関係機関との情報共有につきましては、担当職員であったり、担当課であったり、あるいは学校関係でいえばもちろん担任はもちろんですけど、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが中心となって連絡連携をとっております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

続いて、いじめの問題についてお伺いをいたします。これは文部科学省が定義をしているいじ

めです。こうしたやってはいけないこと、あるいはしていけない教育を学校で教える前に、まず、私は家庭で、親子で、話し合っただけ教育をするべきものだというふうに考えております。

特に赤線で囲んだ項目については、もうこれはいじめの範囲ではありません。一般社会では、暴力をすることは傷害罪、金品をとられるあるいは持ち物を壊されるは窃盗罪、器物損壊罪です。また、嫌なことや危険なことをさせられるのは強要罪などであり、立派な犯罪の範囲にあります。

特に金品をとられるということについてはですね、2000年4月に発覚しました名古屋での同じ中学校内で5,000万円のお金を強要されておりますし、あるいは嫌なことをさせられたことについてはですね、旭川で女の子の被害者が自殺をするまでに発展をしております。

こうしたことはいじめではなく、犯罪であることを認識させるためにまず、家族、あるいは学校でも必要というふうに思いますが、この文科省の定義についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

新たな法律のもとで被害と思われる児童生徒——子供が、これがいじめと感じた場合には、全ていじめと捉えて対処するというように法律変わっておりますので、その観点は最大限守っていかなくてはならないということを感じております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

続きまして2番の技術職員確保と学習環境の整備についてお伺いします。

地方自治体の土木部門の職員数は約30年で3割減少したと言われております。そのうち土木系技術職員は1割以上で減少しております。

当時バブル期を過ぎて、民間でできることは民間でと、一時期盛んに言われておりましたが、どうもその時期と一致しているように思います。今年も町では建築関係の資格者を募集しているようですが、応募なしとの報告を受けております。その後はいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃるとおりですね、昨今やはり職員の採用環境は大変厳しくなったなということを感じております。特に今、議員がおっしゃる土木職をはじめとする技術系についてはですね、募集をかけても応募すらないという状況でございます。大変厳しいなというのが我々の実感でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

11月19日の読売新聞ですが、技術職員不足が深刻な福岡県芦屋町の下水道事業を、隣接する北九州市に委託という記事がありました。いわゆるこれまで芦屋町の職員が担ってきた運営や、これからの計画も全てもう北九州市に委託費を払ってまでも、事業を移行するということです。

今後こういう問題も多少発生していくというふうに思っておりますが、現状での町の状況はいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

福岡での新聞記事について、私も見させていただいているところでございます。現状ですね波佐見町においては現在業者に委託しているところで、県とかの方針では今後広域化、共同化等の方針を示されているところでございます。

それは職員数の減に特化したものじゃなくて、今後の人口減少等も含め、経営の改善等を含めて対応しているところでございますが。今のところですね自治体間の協力体制というその部分のですね、具体的な話までには至っていないところでございます。今後、周りの状況を見据えて対応していく部分になると考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

今、民間の土木建築業界では、本当に技術員の確保に必死になっております。昨年の公務員の初任給平均は350万円、民間のゼネコンやコンサルタントでは400万円以上が一般的となっております。

いわゆる地方公務員ばかりでなくて、大学卒等の国家公務員の応募も過去数年で半数をしております。このような状況を捉えて、話をしたいと思っております。

以前は役場内でもですね、コンサルタント委託というものがほとんどありませんでしたので、職員が資格を取り、業務を進める方法以外はありませんでした。そのためにも多くの資格取得者がおりましたが、仕事をする上で対等に、業者と対等に協議や指導するために、その取得の必要性に迫られておりました。

町でも一定の公共事業を行う業者についてはですね、その品質確保等を図るために、資格者を現場主任あるいは監督職員として義務づけをしているはずですが。

町の職員も先ほどから申し上げておりますが、業者にはいわゆる義務づけをして、監督する町の職員には義務づけをしないということに、以前業者から不満が上がっておりました。いかがお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず資格が必要か否かというところが一つポイントだと思います。先ほど町長答弁があったとおり我々が業務をする上で、法令等に基づいてその資格が必要というのであれば、当然その資格は必要だと思います。

一方で今おっしゃるように、業者さんのほうにそういった義務づけをしているならば、町も必要ではないかというところでございます。

資格については当然そういった職員が全てそういった資格を持っているということであれば、それがベターだと思います。一方で、資格を持っている職員も当然おりますので、そういった中で組合せながら品質を確保するということが大切だと思います。今後ですねやはりそういった意欲ある職員があれば、町長が言ったとおり、検討に値するのかなということと考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

先ほど総務課長言われるように、確かに資格を持たない、あるいはいないという自治体も数多くあります。例えばその中で、先ほど当初申し上げましたように、成果品をきちんと見ることができるかということと、あるいは簡単な変更等が生じたときに自分たちがこの程度だったら測量がやれると、いうふうな状況にあるのかですね。そういった問題も出てきようかと思っております。

以前土地区画整理事業においてはですね、なるべく町としては関係者から土地を提供していただくものですから、減歩率は小さく、その上逆に増進率等は大きくなるように、まず町の段階で計算をして、業者とこういうふうにならないものかというふうな協議をしてきたものです。

今、区画整理事業については見直しをされて各数値を算出されていると思いますが、こういった、まず町からの提案等なされて相手の方と協議をされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今区画整理の話が出ましたので、私のほうから回答したいと思います。

先ほどの分においては、確かに計算とかなんとか示したところでの説明はできておりません。しかしながら我々もいかげんな数字を言うわけにはいけませんので、それは業者と密に話をしながら、丁寧な対応をとっているところであります。

ですので、そういった資料につきましてもある程度、きちんとした形を出さないと大きく変更があったりするとまた困りますので、それは慎重に我々は対応してるところでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

先ほどの町長の答弁で、いわゆる全てを委託しておりません。というふうに言われましたが、私の質問の中でもですね、そういう委託する傾向にあるというように質問をしておりました。全てが委託をやっているということではありません。

例えば特に測量問題ですが、今農林課についても、いわゆる建設課についても、あまり測量をやっているところを見かけなくなりました。それは人数が足りないのかもしれませんが、以前は災害復旧でため池の工事等も全て職員でやっておりましたし、道路の単独事業についてもよく職

員でやっておりました。

例えば、レベルとかトランシットはですね、単なる高水準測量ばかりでなくてですね、任意の二点間の距離及び、流木などの高さの計算等もできます。そういった測量における面白みといいますかね、そういったものがもう少し感じられていけば測量も増えるのではなからうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

測量についてですが、先ほどお話の中では、何もやってないようなちょっとこう感じが受けるんですが、そういうことでは決してなくて。先ほどありました単独事業においても我々ができるものはちゃんとやっておりますし、業者に対して委託をする場合は、大きな計画や、そういったものであって、その中でそれをたたき台として、細かな精査を行っております。

変更についてもそうですし、測量にもちゃんと行っております。昨年の予算でもちょっと計上しましたけど、備品でも測量器具も買っております。それで単独でもできるような形で機械も進歩しておりますので、その中で現状対応してるところです。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

職員採用と絡んでですね、いわゆる提案等になりますが、2級建築士等はある程度の土木経験あるいは業務をしていれば私はとれるものと思います。

土木との違いは、いわゆる構造物か建築物かの違いです。基礎となるコンクリート鉄筋、鉄骨、木材等の基礎知識は全く同じものなのです。もちろん一朝一夕に取れるような資格ではありませんが、理解できないような難しいものでもありません。事実いわゆる町内でもですね、努力をされて資格を許されている大工さんたちもたくさんいらっしゃいます。

試験場では、女性はもちろん、高齢者の方たちの受験者も数多く挑戦されております。

私は職員の持つ知識と経験がそのまま生かされないのはもったいないというふうに思っております。そのほうが安易な職員募集よりも早く体制が取れるのではないかというふうに思っております。

今から始めると、来年の今頃には2級建築士、町内でも役場の職員でも数名の合格者がいるのではなからうかというように思っておりますが、ぜひ職員のキャリアアップを図るために、取得に向けて、進めていただきたいというふうに思いますが、町長この辺はどのようにお考えですか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり職員のスキルアップは確かに必要だと思います。ただおっしゃるように、資格を取ったから仕事の効率が上がるかというのはちょっと違うのかなというふうに思います。

本人のやはり職業に対して、仕事に対する熱意、あるいは経験値。これらが今までのこれから

のですね、仕事の中には大きく生かせるものと思います。おっしゃるとおり資格取得に対しては、これからしっかりと検討して本人たちのスキルアップ、あるいは意欲向上、あるいは本町の業務改善につながるようなものであれば、しっかりと下支えをしてまいりたいというように思います。

先ほど来からなんか本当に建設課長申しましたが、全てを業務、測量設計を委託をしているようなお話に聞こえますが、実は本当に本人たち、そういった測量機械を持って行って現場に出かへましてしておりますし、一番大事なのは今の積算をですきちんとするかどうかで、入札における間違いもないようにしないといけないという、その辺の注意もごさいます。

ですから当時と比べればかなりの制度を求められてる事業もごさいますので、その点は御理解いただきたいなというふうな思いでごさいます。以上です。

○議長（尾上和孝君）

以上で、6番 岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は10番 田添有喜議員。

○10番（田添有喜君）

皆さんこんにちは。通告に従い一般質問を行います。

1. 安心・安全なまちづくりについて。

今年の桜の開花は、昨年より少し遅れましたが、開花が遅れたことで入学式の時期まで開花し、子供たちの入学を祝福してくれました。しかし、夏場は昨年以上の猛暑が続き、私たちの健康管理にも大きく影響を与えました。また農作物では高温障害も随所に見られました。

幸いにも台風や大雨等による大きな災害が発生しなかったことは、町民にとっては喜ばしいことでした。自然災害は予期できません。そのため事故・災害への未然対策が必要なことは言うまでもありません。そこで、次のことを問います。

(1) 町道及び県道の維持管理上の課題には、どのようなものがあるのでしょうか。

(2) 町が管理する普通河川の整備には、どのような課題があるのでしょうか。

(3) 県が管理する2級河川の整備について、県とどのような協議を行い、また今後の計画についてどのような情報が入っているのでしょうか。

(4) 普通河川及び2級河川の橋架の点検、及び整備計画はどのようになっているのでしょうか。

2. 教育行政について。

教育委員会は教職員の働き方改革の一つである部活動の地域移行について、令和9年の地域移

行を目指す教育長は以前に答弁をなされました。

このような中、文部科学省は令和7年9月25日に公立学校の教職員の業務量の適切な管理、その他教職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を発表いたしました。

近年、教職員の働き方改革が進む中、これまで学校が行っていた業務が地域に頼る動きが顕著で、地域の負担が大きくなっているように感じるのはいずれでしょうか。

そこで今回の文部科学省が示した指針について、その適用が令和8年4月1日からということで、次のことを問います。

(1) 服務監督教育委員会が講ずべき措置等について、現在の取り組み状況はどうでしょうか。

(2) 今回の指針を受け、令和8年度の予算計上にはどのようなものが考えられるでしょうか。

(3) 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置の対応について、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

10番 田添有喜議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 安心・安全なまちづくりということで、事故や災害への未然対策の必要性から御質問を頂いております。

まず(1) 町道及び県道の維持管理上の課題は何かとお尋ねですが、道路については道路網としての整備がある程度できていると考えており、これからはそれらの維持管理が重要であると認識しています。

そこで維持管理の課題ということですが、共通した課題として上がるものは、要望でも寄せられるように、道路の経年劣化が見受けられることや、除草への対応が考えられます。しかし、それらの対応には多大な時間と費用を要することから、一斉に対応することは困難であり、そのあたりも含め課題として整理する必要があると思っています。

町道に関しては本数も多く、県道に関しては管轄範囲も広いことから、早めの対応が厳しい場合もございますが、現地等を確認しながら適切な対応を心がけるとともに、県道においては県との綿密な情報共有を図るなど、必要に応じて要望活動に努めてまいります。

(2) 町管理下にある普通河川の整備には、どのような課題があるのかとお尋ねですが、本町が管理する普通河川は全部で26河川あり、いずれも県河川へつながる河川として上流に位置していることから、適切な管理を心がけています。

整備の課題ということですが、施設としてはある程度整備がされていることから、地域からの要望で最も多い河川内のしゅんせつが挙げられます。

これらについては時限的に創設されました、起債事業である緊急しゅんせつ推進事業の期間が

5年間延長されたことから、それらを活用して対応していきたいと考えております。また部分的な護岸の洗堀も見られますが、大事に至らないよう適宜監視を行い、補修を行っております。

一方で、河川の工事は季節が影響を及ぼすために、農繁期や台風の時期などは避けなければならず、さらに地理的・地形的要因として、工事車両が進入しづらい場所など、工事の施工性に影響があることから、住民からの要望への対応には時間を要することもあります。

(3) 県管理下の2級河川の整備について、県とどのような協議を行い、今後の計画についてどのような情報が入っているのか、とのお尋ねですが。

川棚川に対する整備については、地域から河川内のしゅんせつや樹木の撤去に関する要望が多数寄せられており、毎年その現状を報告しております。

県の担当課からは、現地の立会いにも数多く足を運んでいただき、実際に現場の状況把握に努めていただいたところです。今年度は先ほど申しました有利な起債事業でございます、緊急しゅんせつ推進事業の活用で、令和7年度予算として補正で3億円の事業費を確保していただき、大小合わせて13か所のしゅんせつ及び伐採が予定されています。

また、今後においても予算規模は未定ですが、河川の延長が長い箇所については継続事業として整理をしていただいております、必要性は十分に御理解いただいておりますので、引き続き情報を共有しながら、予算の確保に努めていただきたいと思います。

県においても限られた予算であることから、一度に全ての対応はできないと思いますが、継続して対応してもらえるように、引き続き要望を続けてまいります。

(4) 普通河川及び2級河川の橋架——いわゆる橋梁の点検及び整備計画はどのようになっているのかとのお尋ねですが、町道の橋梁ということでお答えをいたします。

橋梁については、国において事後保全型から予防的保全型に政策転換が図られたことから、長寿命化修繕計画が義務づけられました。これにより5年を一つのサイクルとした点検を実施しており、平成26年度から5年間を第1期として、現在3期目を迎えたところです。

点検に当たっては、橋の規模により直接確認が可能な39橋については職員が実施をし、残りの115橋については、県内の自治体で共同委託している長崎県建設技術研究センター——通称ナークと申しますが、そこが実施をしています。

その結果によって示された損傷レベルにより、必要な橋梁については修繕等を行うこととなりますが、現在損傷レベルを国が示す4段階の基準においては損傷レベル3及びレベル4が補助事業では優先され、早期対応を求められております。本町が管理する橋梁は損傷レベル3及び4の橋梁はゼロであり、現時点においては緊急を要する整備の予定はございません。

御承知のとおり本町は海に面していない地理的要件のため、園外による影響を受けにくい、比較的よい環境条件と言われていることから、当面は引き続き定められた点検を行いながら適切な管理に努めてまいります。

2. 教育行政については、教育委員会から答弁がございます。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 教育行政について。

文部科学省は令和7年9月25日に公立学校の教職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、講ずべき措置に関する指針を発表した。

また、この指針の適用は令和8年4月1日となっている。このことを受け教育委員会の取り組みについて次のことを問う。

（1）服務監督教育委員会が講ずべき措置等について現在の取組状況はどうか、というお尋ねでございますが。

本町としましてはこの新指針が令和8年4月1日に適用されることを踏まえ、教職員の働き方改革は再検討、再協議を要すると認識をしております。本町では指針が求める教職員の業務改善と健康確保に向け、教員業務の削減と効率化として、各学校において、会議の精選、学校行事の見直し、事務手続のデジタル化などを進め、授業の充実や、子供と触れ合う時間の確保に努めております。

また教職員以外の人材の活用として、部活動外部指導者やスクールサポートスタッフなどの配置を進め、教職員の業務負担軽減を図っております。

さらに勤務時間管理の徹底として、教職員の校務支援システムとしてC4th（シーフォース）を導入しており、客観的な勤務時間管理を各学校で実施し、時間外勤務の状況を教育委員会が定期的に把握をしております。

加えて健康管理の徹底として、定期健康診断に加え長時間勤務者に対する産業医によります面接指導を徹底し、教職員の心身の健康確保に努めている状況であります。

（2）今回の指針を受け、令和8年度の予算計上にはどのようなものが考えられるのか、とのお尋ねでございますが。

令和8年度の予算編成においては、この指針の目的を達成するため、これまでの教職員の働き方改革に資する施策を予算的に踏襲し、これを拡充・強化することを基本的な考え方としており、現時点では新たな予算計上を伴うものではなく、既存施策の継続・拡充が中心となります。

まず、教職員の指導負担軽減は指針の目的達成に不可欠な柱であり、引き続き外部人材の確保・拡充を最重要課題としており、具体的には教職員の部活動指導負担を軽減するため、部活動による地域移行地域展開が円滑に図られるよう引き続き取組を行ってまいります。

また、公務の一部を担う特別支援教育支援員、学力向上支援員及びスクールサポートスタッフ等について、その役割の重要性を鑑み、これらの経費を限られた予算の中で前年度同様に計上し、教職員が本来の業務に注力できる環境に努めてまいります。

現時点では毀損施策の継続・拡充が中心となりますが、今後、令和8年度の予算編成を進める

にあたり、指針の適用に伴う在校等時間の上限基準の遵守といった観点から、特に必要となる新たな内容が生じた場合には、速やかにその対応と必要な予算計上について検討を進めてまいります。

引き続き、教育委員会の責務として、教職員が健康かつ意欲を持って教育活動に取り組める環境整備に全力を尽くす所存であります。

(3) 服務監督、教育委員会が講ずべき業務量管理、健康確保措置についての対応はどのように取り組んでいくのか、とのお尋ねでございますが。

本町といたしましては、令和8年4月1日の適用に向け、教職員の心身の健康を守り、子供たちと向き合う時間を最大化できるよう、この新指針の改革の好機として捉えているところであります。

まず、業務量管理の明確化と徹底として、新指針に基づき勤務時間の新上限基準を明確化し、これを超過しないための具体的措置を策定し、教育委員会が主体となり各学校の勤務実態データを詳細に分析をし、長時間勤務となっている業務を特定した上で、その削減また代替措置を講じることとします。

次に健康確保措置の強化としましては、長時間労働者への医師による面接指導を確実に実施するとともに、教育委員会主導のストレスチェックを徹底し、教職員の心の健康状態の把握と予防的なケアを行います。

また、教職員が安心して休養・休暇を取得できるよう、代替教員の迅速な確保体制を推進してまいります。さらに、学校の業務改善推進体制に対して、教育委員会が専門的な知見や資源を提供し、学校任せにせず、全庁的な指導と支援を強化します。本町はこれらの施策を確実に実施することで、教職員が健康で働きがいを持って職務に専念できる環境を整備し、結果として教育の質の向上につなげてまいります所存であります。

さらに、本指針内容の実施については、保護者、地域の理解や協力も欠かせないものであり、そのためにも十分な説明等も必要になると考えております。

引き続き教育委員会の責務として、全力を尽くしてまいりますので御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

まず安全・安心、安心・安全、どちらが先かという問題もあるんですが。一般的には安全が先に述べたほうがいいのか、というようなことでした。

物価高騰、様々な今世の中私たちが不安な状態に置かされているんですが、やはり安心して安全な、そういう環境というのは生きる上でのもう大きな土台ではないかなと思っています。

その中で一番私は個人的にキーワードになるのは「慣れ」なのかなあ。慣れの怖さというのを

常に頭に意識しながら、町内等を見て回っております。

最初に町道の整備については町長の答弁にもありましたが、計画的に行われて、各地からの要望にも対応されて、住民の安全対策は講じられているのではないかなと思います。十分ではありませんが、私が気づくのは建設課の対応も非常に応じ迅速に行われていることに感謝申し上げます。

そのような中に以前も質問をいたしました、歩道の植栽についてお尋ねをしたいと思います。歩道の植栽の維持管理については、管理費も発生するにもかかわらず、雑草が繁茂してることによってですね、景観を悪くしてる期間が非常に長いのではないかなと思っています。そういうことは、町民からも必要ないんじゃないかと。緑はたくさんあるというような、そういう声も聞きます。

財源の有効活用の面からも、この歩道の植栽撤去を計画的に行っていきたいというような町長の、前に答弁あったかと思いますが、今後どのように行っていられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

歩道の植栽ということで、先ほどは多分縦貫線の写真じゃなかったかなと思いますが、こちらにつきまして、そういった植栽があるところの、やはりそういった問題は、現状でも生じておりました、町長の以前の答弁でもありましてお取り撤去も含めて検討するというものであります。

現状においても、その方針は変わっておりませんが、どこの部分を撤去するとかですね、あとそれ以外でもやれる方法がないのどうか、自治会長会の中でも除草剤を使用してはどうかとかですね、そういったお声も頂いておりますのでちょっと様々な形でですね、今研究を行っているところです。

なかなか見栄えがよろしくないという話もありますが、それも今後我々も一生懸命検討していきたいと思いますので、ちょっとその辺で今後もそのあたりの様子を見ながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

計画的に実施をするということですが、どこからということなのですが、見て回るとやはり生育の悪いところ、特に生育が悪いところは特に雑草が目立ちますので、きれいに植栽が育ってきれいにしているところもあります。

まずは生育の悪いところ、そういうところから順に手をつけていかれて、特に観光地でもありますので、本町に来町される方が利用される、そういう区間等については早めに手をつけて、町のいいイメージをアップできるように取り組んでいってほしいなと思いますが、いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

御提案ありがとうございました。おっしゃるとおり生育が悪いところから手をつけるということも一つの視点だと思っております。地域によっては、やはり自分のところからということもあつたりするので、そういったところのバランスを見ながらですね、今議員がおっしゃられたところも含めて検討していきたいと思えます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

本町には県道が、大きな動脈といいますか、重要な交通網になっておるわけですが。県道の維持管理。そういうものについて町長の御答弁もありましたが、具体的に県に対してどのような要望されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

具体的にというところでございますが、近年の状況としては、例えば、道路の側溝に蓋をかけてほしいとか、大きいもので言えば歩道の設置とかですね。そういったものもありますが、そういった費用がかかるようなものについては要望書等を提出しながらお願いをしているところでは。

一方で細かいところというところでは除草ですね。先ほどの答弁でもありましたけど、そういったところについてはですね、やはり毎回といいますか、いつものことでもありますが、ちょっと状況を見ていただいでですね。そのあたりについても、我々も写真を撮って、その路線についての状況を把握していただくとともに現地にも足を運んでいただいで、現地での協議も行うとかというところで。進め方ちょっと様々なんですが一応そのような形をやっているところでございます。

路線につきましては、最近では村木郷のところの路線とか、あとは縦貫線のつながりでありませ折敷瀬郷の交差点のところからですね、川棚有田線の部分とか、そういったものについてですね、具体的な話をしてくる所でございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

県道脇に繁茂する除草、雑草の除去作業については定期的に実施されることは、私も承知をしております。

これ県道107号線。稗木場有田線です。もう雑草というよりももう木の状態ですね。こういうところがかかなり生い茂っていて、車の走行にもかかなり影響を与えています。町の町内もパトロールされてる方もおられますけど、どこを見られて、点検をされてるのかなと思うのですが。

こういうものが非常に運転者にとってもですね、非常に障害になっているのですが、私も近所は個人的に黄色のベストを着ながらですね、ノコで切って、除去をしておりますが。やはりこういうのも本来ならば県道であれば、県のほうが行うべきと、私はこう考えるのですが。こういう

ところが町内には随所にあるのかなと思いますが、こういう案件について、県にどのようなお話をされているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今のような場所については、先ほどちょっとパトロールはどこ見られてるのかって話もあって、ちょっと私も、県はどこの分を見られてるかというのが正直ですね…。路面とかそういったこと見られるんじゃないかなと思っております。

一方でそういった情報については情報提供という形で、こちらは頻繁に行っておりますので、一応その都度、現場から我々が通報といいますか、要求した場合はその都度来られておりますので、今回の資料につきましても、よろしければ情報提供させていただいて、この資料を使ってお話できればなというふうに思っております。

そういったところも踏まえて適切な対応を、県も来られておられますが、答弁の場合はなかなか範囲が広いということもあってですね。そういったところもちょっと課題でありますので、その辺をお互いよく情報共有しながら補えばなというふうに思っているところです。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

これも県道7号線です。近年の異常気象の影響もあると考えられますが、このようなわだち掘れが町内には結構見られます。今年の波佐見ロードレースの時もですね、私はあそこを走るときにはランナーが捻挫等されるんじゃないかというようなことでお話をしたら、もうすぐ建設課のほうで対応していただいていますね。安全に波佐見ロードレースを終えることができたことを非常にうれしく思っています。

また来年4月からは自転車の交通違反切符制度もスタートをいたします。やはりこういう状況であると、自転車も安全な走行ができないではないかなと思いますが、ぜひこういうのも併せて、県のほうに対応を要望していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

先ほどのわだち掘れにつきましては、村木郷の部分だと思いますが、そこにつきまして我々も把握をしております。そしてこれについてはもう県にも連絡をしております、実際にもともの路盤がどうなのか、そういったところも含めてですね、ちょっと検証しないといけないという話も聞いておりますので。

それに限らずですね、ほかの道路の変状とか、そういったものにつきましては、先ほどの答弁と繰り返しますが、情報共有しながら進めておりますので、また何かございましたらですね、御連絡いただければなというふうに思います。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

冒頭に慣れの怖さと言いましたがもう何回もここは修復をされてるんですよね。もうそれに慣れてしまってるの私たちは。

だから、大きな事故とか何かがこれをこれが原因で起きてからではですね「あのとき言ってたじゃないですか」ということで。間違っても人の命が奪われるような、そういうことに発生しないためにですね。やはり私ども慣れてしまってるんですよね。そういうところがあって、今回は107号線を言いましたが、ほかのところももうずっとこう部分的に対応されてるところがあります。

この異常気象がもう40度を超えるような、もう路面はかなり温度が上がっています。そういうものもかなり劣化の要因になって、今まで考えられないような、そういう自然環境といいますかね、条件が加わっておりますので。ぜひそういうところは強く県のほうにも伝えていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

先ほどの部分で言いますとですね、ちょっと繰り返しになります、そのわだち掘れの部分につきましては、ここが結構繰り返す場所でもありますので。その原因をまず特定しないといけないかなという話も出ています。なので舗装の下の路盤が何か悪さをしてるんじゃないかとか。そういったところもですね、今の検証も行われているので、先ほど言われたその慣れというところではなくて、そこも含めて改善をするように今努めておりますので御承知いただきたいなと思います。町全体的な流れとしても、そういった方向で進んでおりますので、異常気象のような影響もですね、踏まえて今後進めていきたいと要望も進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

もう本当に建設課の方はもう何回となくですね対応をしていただいて、もうその姿を見てるわけですが。ぜひ原因究明をしていただいてですね、住民の安心な生活を確保していただきたいと思います。

同じことばかり言って、また同じことと言われるのも嫌なんですけど、先ほど言いました、慣れの怖さという視点から、今回も上げさせてもらってますが。田ノ頭郷の県道4号線の規制線が薄くなっていることは以前にも質問をいたしました。その際近いうちに舗装工事が実施される予定なので、その際に対応されると説明がありました。

現在はこのようにですね、もうほとんど見えない。もう消えかかっています。これに慣れてはいけないと思うんですけど、これから冬場にもなります、路面凍結とかそういうのになるとですね、この規制線というのが、安心安全な運転にも非常に役立ってきます。最低でも中央線だけで

もですね早急に私は住民または利用される方の安心安全といいますかね、そういうものを確保するためには、早急に対応すべきと考えますが、この件について、その後警察とか県、どのような協議をされてどのような情報が入っているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

その後の情報ということでございますが、もうここにつきましてですね、申し訳ありません。その後の情報は入っておりませんので、これにつきまして再度確認をしたいと思っております。

我々も前回のときはですね、舗装をしていくということで順次進められるものと思っておりました。舗装をセットにするとどうしても、そこだけの延長が全体的にという部分もありますので、それも含めてですね、また確認をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

質問したからすぐ対応できないというようなことについては町長の答弁でもですね、その案件によって違うというのは十分わかっているわけですが。大分私も待ったつもりで、いつ行われるのかなと思いつつながら。そういう気配を感じないものですからお尋ねをしたところですよ。

これは長崎県窯業試験センターに通ずる橋梁ですか、白磁橋の現在の状況です。この白磁橋は平成2年3月に執行されて33年を経過しています。答弁にもありましたように5年に1度の点検、橋の場合には、50年-60年ぐらいの耐用年数があるのですかね。だから、レベル的にはレベル3、レベル4に該当するのは本町にはありませんというような回答を頂いたんですが。この白磁橋の形にしてもですね、農家の人は非常にこう、田んぼから上がる時に見にくいというようなことで、何とかならないだろうかというようなことも話を聞いているのですが。

気になっているのはこの陶板がですね、今道路側の面ですけど反対側はもっとこの陶板が落ちて、河川に落ちてるんですよ。それそのままです。だから、点検基準のレベル的に3、4ではないかもしれませんが。生活をする、ここを利用する者からすればですね——やはりこの陶板がどんどんどんどん落ちてそのまま、落ちたまま。それは片づければいいのかもかもしれませんが。またそれは好意を持ってても、資源ごみとしてですね、出さなければいけない。

やはりそういうところについてはですね、ちょっと住民の底を煩わせるんじゃなくて、やはり県または——県の管理下ですから県がすべきだと思うのですが、その辺についてはですねやはり強い——この現状は県のほうに情報を入れて、対応をしていただきたいと思いますと思っているのですが、いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

白磁橋の件ですが。先ほどおっしゃったとおり、窯業試験場ができるときにですね、あそこ一旦整備がされているということで。これ自体は実際のところ町がもともと設置したわけじゃなく

て、移管を受けたものになっております。

ちょっと作りが特殊でありますので、特にこれについても、内部でもですねちょっと話をしたんですが。やはりここ構造、まず橋自体の構造はですね、先ほど申しましたとおり、損傷レベル1と2の間。2のところに含まれるので、道路の通行とかには支障がないというところで、これまではちょっとこう様子を見ていたところですよ。

一方で中ですね装飾の部分においては、ちょっとなかなかコンクリートの収縮だとか、収縮率の違いもあってですね、なかなかここにうまく定着しないという部分もあるようなので、今後そういったものも含めてですね、少し検討していきたいなど。まあ見た目についてはですね、ちょっと考えていきたいなと思っております。

ただこの陶板もですねなかなか特殊で——特殊っていいですか、いろいろな紋様があるので、そういったところに見合うものができるのかどうか。それも含めてちょっと検討させていただければと思います。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

次に河川についての質問をしたいと思うんですけど、町長答弁もありました普通河川についてはですね、地区の要望等で浚せつ等々の整備工事が計画的に実施をされているということで、今後もぜひ続けていただきたいと思っております。

また令和7年度の県の予算として3億円を投じて県河川の整備を行っているということで、以前からするとこの近年、随分河川の整備についてはかなり前向きに取り組んでいただいて町民の安心な生活が確保できているのかなと思っております。

どうしても慣れたくないんです。県河川ですが、どうしてもここが護岸が、道路の土のままになっているのが、どうしても気になってなりません。

というのは、近年の異常気象でかなりの、それから二、三日前はマイナス2度ぐらいまで下がりましたかね。この温度差で岩とか、そういうものはかなり風化が進行をしていきます。そういうことがあってですね。

向かって左側ですね200メートルぐらい。土で護岸ができています。右側400メートルぐらいになってるんですね。

そのときはもう綺麗だったんですが、もう1年、2年、3年とたっていくと、また元のようになりますが。柳は撤去していただいた関係で、柳の発生は見られていません。非常にありがたく思っています。

そこで次のです。ここは山角橋から村木郷のほうを向いたところです。ここはですね私も時間はあんまりなかったんですが、時間を見て自分で草刈りをしました。一つは通学路にもなっているというようなこともありましてですね。私の地区は非常に自治会とか、壮年会、熟年会、自治会等が協力をして、通学路の除草作業とかなんかはきれいにやってくれています。評価をしていた

だきたいなと思うんですが。

ここはもう私が一人刈りました。なぜかという、ブロックで施工した場合とどのように違うのかって説得するためにですね、ちょっと汗をかかせていただきました。次の写真を見てください。これは向かって右側です。ちょうどブロックと土の部分の境目、それから河川敷もですね、もうかなり——さっきも風化の話をしました、雑草等が生育することによって、もう凸凹な状態ですね。今回、町で購入していただきました草刈り機等でこういうところを刈れたらきれいになるね、とは思っているのですが、かなり凸凹の状態です。

私はここを作業途中でやめたんです。きつくてやめたんじゃないんですね、イイノシシのすみかとかですね、もう河川からの通り道。そういうのをぜひ県に見てもらいたいなと思って今作業をやめています。もうかなりひどいです。ということは、土の部分もかなり変形をされています。これがどんどん毎年繰り返されるとですね、本当に護岸の役目を果たせるのかなというようなそういう心配もあります。毎年のように農作物への被害もあってるわけですね。

そういうこともありまして、町のほうにお願いばかりで申し訳ないのですが、町の実態については、町の声として、住民の声を代表してですね、県のほうにも働きかけていただきたいと思えます。今現在、途中まで行われています自然災害防止工事とか、堤防補強工事ですね、そういうものが必要な箇所ではないかなと思えます。こういう現状を踏まえて、今年度はもう3億円の予算内で計画をされているのかな、進められているのかなと思えます。

今後の対応ということで、県のほうにぜひ働きかけていただきたいと思えますがいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

山角橋のところでございますが、これは以前もお話をされたところと記憶をしております。こちらの河川につきましては、県のほうにもちょっと確認をしております、県としては、現状そこはもう今様子見をしているということ。あとは構造上ですね、安定したつくり、安定勾配としてされてるところもあってます。今すぐ直ちにといいところではないというふうに聞いておりますが。ただ、そういった返答等があって、河川に大きく影響する場合にはしるべき対応をするという話も聞いておりますので、そこにつきましては情報共有しながら、今回の要望もあつたということですね、お伝えさせていただければと思います。

あと1点ですね、堤防補強工事の予算につきましては、これちょっと今回の3億円の予算の色合いがちょっと違いますので、また改めて別途、相談という形になるのかなと思っております。

その辺も含めてどういったやり方がいいかというのは、今回こういった御質問をいただきましたので、改めて県のほうと情報共有をさせていただければと思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

しつこく言うのは、令和5年1月20日。もう忘れないのですが、県がここの現地調査にこられ

たときにですね、5年度はもう予算がないので、6年度に何らかの対応をするという回答を頂いて、もう、1年以上2年過ぎようとしてるもんですから、私はこの話題にしてるわけです。そういう回答をもらわなかったらですね、そうねってずっと対応は時間かかるだろうなというのは私も分かるんですが、6年度に何か対応しますというような回答でしたのでね、そのところはぜひお話をされるときに、私も現地で立会いましたので、お話をさせていただきたいと思います。

次にあわせてですね、情報提供されるときにどうしても柳があるとですね、こうやって流れを、水の流れを阻害する、こういう状況にもなっておりますので、併せて話をさせていただきたいと思います。

次ですが、河川敷のツツジの伐採については、もう町長答弁があつてからですね、もう随時計画的にさせていただいているので、改善が図られていると思いますが、今後この河川敷のツツジの伐採の計画はどのようになっているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君）

ただいま確認権の行使の要件についてこれを許可します。事務局は、これより残時間を停止してください。

[確認権行使中]

○議長（尾上和孝君）

以上で確認権の行使を終了します。

これより質疑を再開します。事務局は残時間の停止を解除してください。

小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

桜づつみのツツジの状況ということで回答させていただきます。

今年度ですね残り計画しておりますのが、宿郷陣川橋から下水処理場に向けての桜づつみ沿いでございます。まずは宿郷側。そして時間があれば、できれば田ノ頭郷側のほうを計画しております。

来年度以降は現在計画中でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

残り時間が少なくなりました、教育行政についてお尋ねをします。

教育長の御答弁で学校、それから教職員の対応等についてお話がありました。今回私がこれを質問しようと思ったのは、かなりこの指針を見れば、地域にお願いをする内容がかなり多いなということで。これからさらに協議を重ねられていかれるのかなあと考えてですね、今日傍聴されている方にも、今こういうふうに教育行政というのは変わっていったんということを理解していただく、そういう場の提供ということも含めて今回質問をさせていただきました。

学校と教師の業務3分類というようなことで、まず1つ目。3分類の中の1つ目。学校以外が

担うべき業務。登下校時の通学時の通学路における日常的な見守り活動。朝はですね結構されると思うのですが、帰りまで行っているっというのは割合的には非常に少ないのかな。

うちの地区でもですね、老人会のほうで、朝は子供たちと一緒にいける人はというようなことですね、以前よりも子供と一緒に歩いて、子供たちを見守っていかれる方が増えました。

それから2つ目は、放課後から夜間などにおける校外の見回り。学校の徴収金とかはちょっと飛ばしますが、5番目には学校で対応できない困難な事案、苦情に対する対応も学校外ですべきだと。

2つ目の分類。教師以外が積極的に参画すべき業務。ここはいろいろあります9番の学校プールや、体育館の施設設備の管理、教師は授業時に点検できるのですが、そういうのも外部委託分も検討しては。

10番の学校の施設について、現在は業務委託をされておりますが、国は機械警備または役割分担をして、職員で開け閉めをしてはというような提案をされています。

11番は、児童生徒の休み時間における安全への配慮。地域住民等の支援または輪番等を推進する。

12番、これもちょっとよく分かりません。校内の掃除。地域住民の支援、回数範囲の合理化等を促進する。

要するに、部活は今進行中ですからあえて言いませんけど。いっぱいこう地域の方にですね、先生方の働き方改革進む中で地域にお願いをする、協力を求められる、そういう傾向が非常に強うございます。

分類の3。教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務。

給食時間における対応は栄養教師等で対応。栄養教師の方も大変なんだと思うのですが、先生たち学級担任は休んで輪番で休まれるのかどうか分かりません。

または授業の準備、教員業務の支援員、これは今も町でされているのと、ちょっと名前が違うだけなのかなあと。あとは学習評価や成績の処理、教員業務支援員とかそこに出てきているのですね。

または学校行事の準備運営。これも今度は事務職員って、事務の先生がよっぽど暇なのかなと思うんですけど。先生たちの教師の負担を軽減するために、事務の先生も積極的に。または支援スタッフ外部委託、または診療指導の準備。これにも支援スタッフまた19番は専門スタッフとかですね。これはスクールソーシャルワーカーとかですね、そういうものが入ってくるのかなと思います。

もう非常にこれを見たときに結構地域に、教育を求める形になっていると思うのですが。こういう総務省に対する、ちょっと答弁をいただきましたかったんですが。教育長のお考えを聞かせてください。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

今説明があった業務の3分類につきましては私どもも、これでいいのかという素朴な疑問は強く感じているところでもあります。

また、この指針につきましても、令和7年9月の末でしたので、その取り組み等々につきましては、県内自治体全ての課長会議あるいは教育長会議の中でもですね、今検討中、研究中という回答でございました。

県のほうがこのモデルガイドライン等々を発出した後に、波佐見町に合ったものを先生方の実情や計画等を踏まえた形で、策定をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

部活動の地域移行というのもですね非常に時間を要しておる中に、国がこういう指針を発表いたしました。これを読んでみると、これまで実施をされてきました総合教育会議。年に1回されていたと思うのですが、この指針を受けてこの会議もやはり増やさなければいけない。今11月にされていますかね。そういうものも出てくるのかなと。または役場の関係部署との協議も当然出てきます。

だから、この指針を読めば県のマニュアル的なものが出されるかもしれませんが、本町の実態に合わせた形で、全てやる必要はないと私も思うのですが、協議をもう進めていかなければいけないんじゃないかなと。

または今も実施されています学校運営協議会ですか。そういうものも、9月に指針が出たわけですから、ちょっと早急に言うと地域の人が、保護者も大変かと思いますが。その開催もしながら、その方向性どうすべきなのかそういうものも進めていかなければいけないんじゃないかなと。

この指針で一番気になったのは、地域学校協力推進会議ですか。そこに推進委員の任命と協議会の開催というのは、これが新しく項目として位置づけておられますので、どういう方を推進員に設けてですね、この国の指針を適用していくのかというその協議は、必要になってくるかと思うんですが。

その辺について、教育長どのようにお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

既存の学校運営協議会等々も活用しながら、おっしゃったように県のモデルガイドラインを確認しながら、波佐見町らしく、波佐見町の特色を生かしたものをやはり作成していく必要があると思いますし、総合教育会議等々の会議の必要も当然あるでしょうし、答弁の中にも述べましたように、本町におきましてはかなりの施策をこれに向けた以前から取り組んでるところがありますものから、その拡充強化をまずはしっかり図っていきたいということと、学校との協議会の中で進めていきたいということを考えております。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

この指針が出たことが、今まで取り組んできた拡充と言われましたが、見直す一つの機会として、今までやってきた通りでいいのか、もっと改めるべきものはないのか。そこに予算等も経費も発生をしてくるわけですから、これまでも事業評価等というようなことで質問がありましたが、そういう機会として捉えて、教育は大きく今変わっているのではないかなと思います。

最後に——ちょっとその前に地域学校協力推進委員会、これについては既存の組織も大事かもしれないませんが、結構地域の人材を活用しなければいけません。そういう意味で、一概に言えませんが老人クラブとかですね、そういう方あたりが結構今も活動していただいています。どのようなメンバーを考えておられるか分かりませんが、既存だけじゃなくて、新たな発想の中でもですね、この推進委員会の発足をぜひお願いをしたいと思います。

最後に、各学校における教師の働き方について、今後どのようなことに力を入れていかれるのか。私は教師残されている職務は、学力向上しかないのかな。服務監督者である教育長は学校地域にどのような働きかけをしていくのか、そのお考えをお尋ねして私の質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

教師の働き方改革という大前提の中に私たち現場、あるいは私どもも、違和感を感じるのは正直なところあると思います。先ほどの3分類もそうですし、時短だけ、時間の超過時間、在校等時間の短縮だけを焦点にするのではなくて。実際に現場の先生方が実際に持ち帰りや、土日に出てきている状況を踏まえたときに、何を残すべきで何を改善すべきかということをしっかり現状を踏まえながら、あるいは学校の意見等々を踏まえながら、よりよいものをつくっていかなくてはいけないという部分の必要な見直しをやらなくちゃいけないかなと思っています。

国や、県が指し示す方針のみではなくて、現場の声をしっかり生かしながら、本来あるべき教員の姿をこれからも強く求めていきたいと思っております。

○議長（尾上和孝君）

以上で、10番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は4番 横山聖代議員。

○4番（横山聖代君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして質問いたします。

小学校の編成について。

町内の児童数は年々減少しており、特に東小学校は1学年1クラスで児童数が20名を下回る学年もあります。また、本町の出生数も令和5年度以降は100人を切り、将来的な学校規模の縮小が避けられない状況と考えられます。

子供たちにとって、よりよい学習環境を確保するためには、学校の適正規模や適正配置の点から、今後の小学校再編についての検討を開始する必要があると考え、次のことを質問します。

- (1) 東・中央・南の3小学校の児童数推移及び今後の見通しについてどのように分析していますか。
- (2) 現在の学校規模による教育環境に関する見解はどうか。
- (3) 小学校再編に向けた検討の必要性についてどう考えているか。
- (4) 地域・保護者・学校関係者が参加する検討委員会を設置する考えはないか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

4番 横山聖代議員の質問に対してお答えをいたします。

小学校の編成について。（1）東・中央・南の3小学校の児童数推移及び今後の見通しについてどのように分析をしているか、とのお尋ねでございますが、まず児童数推移についてお答えをいたします。

資料1をお願いいたします。波佐見町全体の人口動態は、近年出生数の減少が続いており、これに伴い町内の小学校の児童数は年々減少傾向にあります。20年前の平成17年度と令和7年度を比較した場合、児童数で約16.7%、160人の減となり、10年前の平成27年度と令和7年度を比較した場合、児童数で約2.8%、23人の減となっております。なお6年後の令和13年度の見込み数と比較した場合約21.3%、170人が減となる見込みとなっております。

次に資料2をお願いいたします。波佐見町の出生数は令和5年度、2023年度以降は100人を切る水準となっております。特に東小学校においては、令和元年度から令和6年度の出生数では、20名を下回る状況となっております。

また、中央小学校及び南小学校についても、町全体としての少子化の流れから同様に児童数は減少傾向にあると見られます。

次に今後の見通しについてですが、表でもお示ししましたとおり、本町において出生数の回復が見込まれにくい状況であるため、小学校の児童数の減少及び将来的には学校規模の縮小は避けられない状況であると考えられます。波佐見町内の3小学校は全て、町全体の少子化の影響を強く受けており、児童数減少は長期的な傾向として継続をし、将来的には学校の存在や運営に関する大きな見直しが必要になると予測をされます。

- (2) 現在の学校規模による教育環境に関する見解はどうかと、(3) 小学校再編に向けた検

討の必要性について。どう考えているかにつきましては、重複するところがありますので併せて回答をいたします。

先ほど御説明しましたとおり、本町では児童数減少により、特に東小学校などで小規模化が進行している状況であります。本町はこの規模の変化が教育環境に与える影響を、個に応じたきめ細やかな指導という利点と、多様性・専門性の確保という課題の両面から認識をしております。

まず現在の学校規模が持つ利点としては、教職員が全児童の状況を深く把握できるため、個に応じた迅速かつ丁寧な指導や支援が可能となります。また異学年交流が活発で人間関係が深まりやすく、小回りがきく柔軟な学校経営が可能となっております。

一方で課題も存在します。同学年の児童数が少ないため、学習活動を通じて多様な価値観に触れ、互いに切磋琢磨する機会が限定されがちであり、社会性を育む場が不足する可能性があります。また教職員の数が少ないために、経験や教科の専門性という点で、バランスのとれた配置が困難となり、結果的に教職員1人当たりの校務負担が増加する傾向にあります。

この状況を踏まえ小学校再編に向けた検討の必要性については、教育委員会としましては、特に多様な価値観に触れ、社会性を育む機会の不足や、教職員の専門性確保の難しさが、将来的に子供たちの成長にとって大きな課題となりうると捉えております。

そのため、子供たちにとってよりよい学習環境を将来にわたって確保するためには、現在のきめ細やかさというよさを維持しつつも、学校の適正規模や適正配置という観点から、今後の小学校再編についての検討を開始する必要があると考えております。

今後、小規模校のよさを生かしつつ、大規模校の持つ活発さや多様性を確保できるよう、関係者間の議論を通じて持続可能な学校の在り方を模索するよう努めてまいります。

(4) 地域保護者、学校関係者が参加する検討委員会を設置する考えはないかとのお尋ねでございますが、結論から申し上げますとその設置は必要不可欠であると考えております。

先ほど小学校再編に向けた検討の必要性についての答弁で申し上げましたとおり、小学校再編の検討は、子供たちの多様性・専門性の確保という大きな課題を解決し、持続可能な学習環境を整備するために会する必要があります。この再編は単なる行政上の措置ではなく、地域の未来や教育の根幹に関わる重要な問題であります。

したがって教育委員会だけで議論を進めるのではなく、学校の当事者である保護者や教職員、そして学校を支え続けてきた地域住民の皆様方に課題意識と将来の見通しを共有していただくとともに、皆様の貴重な御意見や知見を検討を過程に反映させることが最も重要であると認識をしております。

現在の小規模化によるメリット・デメリットを丁寧に検証し、地域と一体となって、子供たちにとって最善の学校の在り方を模索してまいります。

以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

答弁で、なかなか再編はまだ、現段階はまだ検討しないのかなあという答弁が来るのかなと思って、結構そちらのほうを準備していたのですが。確かに教育長答弁の中にありました資料、児童数の減少、今後の子供の出生数の減少、やはりあれを見る限りでも今後の小学校の在り方——波佐見町ですね。全体的に小学校学校の在り方というのは、やはり今後検討していかないといけないというのを認識していただいているということにまずありがとうございますって言いたいです。そしたら今から再質問を始めます。

まずですよ、この検討の必要性を感じるというのは、確かに本日分かったんですが、これをいつから始めるのというところで、なかなかこころ辺を曖昧にしていっていったら、時間がどんどんたっていくのかなと思いますので。

教育長の答弁で資料2でありましたところをちょっとピックアップしてるんですが、令和元年に生まれた子が来年度入学します。で、令和5年度を見ていただいて、令和5年度の出生数が八十——もうここから100人を切るのですが、もうここで84人。で、令和6年度の出生数92人。この令和5年で生まれた子たちが新1年生になるのは、もう今から5年後。6年度があと6年後ってなってきます。

令和7年度の現在段階ですね、10月末段階が、今61人の出生ということで。年度末まであと何名出生——この世に生まれてきてくれるかなあって感じなんですけど、100人はいかないんだろうなというのは思います。ここですよ、そうなったときに、もうあと5年後には、3小学校合わせて一学年が100人いかないという状況にあるんですが。そしたらこの検討委員会を今後設置して行かれるって思うのですが、この検討委員会の開始の時期だったり、検討委員会の設置の見込みの時期ですね、可能な限りの範囲でいいので具体的にお示しいただけないでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

本件に関して同僚議員の皆様からお尋ねあった部分とほぼほぼ変わらない回答になっていくと思います。今現在、東小学校、中央小学校、南小学校はそれぞれの規模に応じて、特色ある教育活動を充実して展開をされております。同時に学校というのは、地域交流活動の拠点でありますので、これがなくなるということの大きな損失もあると思いますので、地域、保護者の方々の思いもきっとあるんだろうと思っています。

一般的にです。一般的に、学校の統廃合が行われる目途としましては、例えば「100人の数を切って複式学級になる」「公共施設の維持管理のために必要だ」「保護者地域の方々からの要望等がある」、さらにはその町における学校の数、学校間の距離、移動手段等々を総合的に考えて、統廃合については計画的に丁寧に行っていく必要があると感じておりますので、現段階各学校も充実した活動を展開しておりますので、いつとか、いつまでにと具体的な月日等々をこの場で申し上げることはできません。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

また、ここでは何年度からそういった検討委員会を設置してというのは、もしかしたら答弁は難しいところがあるのかなとは思いますが、100名を切った、これ1学年じゃなくて多分学校のということですよ。一つの学校で100名を切ったとかですよ。あと複式学級になった段階とか、保護者からの要望があった段階とかいうような時から、その辺からもし、検討委員会をもし設置するとなった場合に——資料1、先ほど町長が、平成17年と令和7年を比べたら16%の減少。あと平成27年と令和7年を比べた2.8%の減少とか、言われております。この、令和7年と令和12年ですね。令和12年が令和5年に出生したこの子が、小学校1年生になるときなんです、もうあと5年後には15%減少するんですよ。そうなったときに、もう100名を切ったとか、複式学級になってから検討を始めるってなれば…。その減少率って今の段階よりも、もう減少率がどんどんスピード化していくって思うんです。そうなった場合に、そういう先ほど教育長が言われた100名を切ったぐらいからってなれば、もうその段階で検討委員会を設置してってなれば、もう遅いんじゃないかって思うのです。減少率が激しくなっていくと思うので。

ですので、先日ですね、総務文教委員会で視察に行ってきたんですが、福岡県にある鞍手町です。鞍手町に行ってきました。で鞍手町なんです、波佐見町と鞍手町を予算規模も、人口もほぼ同じの町でありました。

でも小学校が6校あって、中学校は以前2校あったんですが、平成27年4月から統合して1校になっています。小学校もですね、この6校が令和10年4月から1校に統合して、開校予定ということなんです。

そちらのですねちょっと統合に至るまで、詳しくですね視察してきたんでちょっと簡単に説明いたします。

まず平成20年6月に、6校のうち児童数の少なくなっている2つの小学校の統合について検討委員会が設置され、そして2年後の平成22年3月に「この段階では統合はせず現行のまま」というような、検討委員会から教育委員会に提言がされました。このときの反省点というのが、ちょっと財政面に焦点を当て過ぎていたな、という反省点を言われておりました。

その後、23年6月に中学校の統合に向けた検討委員会が設置されて、27年4月に中学校が統合して開校しております。

その後、ちょっと5年ほど何もなかったのですが、令和2年11月の総合教育会議で児童数の減少、施設の老朽化が進む中、統合を視野に入れた検討を行う必要があるという協議がされて、次の年の令和3年7月に小学校の統合に向けた在り方検討委員会が設置されます。

そして令和4年2月にですね、6校を1校に統合すべきという方針がですね、検討委員会のほうから教育委員会に提言されています。そのあと、住民説明等を経て、令和8年——来年度からですね、建設工事が開始と。令和10年度から小学校が1校になって開校予定というような視察を

してきました。

一方ですよ、本町でも昔々、中学校の統合とか、小学校が東小学校と中央小学校に分離という
ような、本町も経験があると思うんです。で、中学校のほうでいうと、東中学校と南中学校が統
合して波佐見中学校になるにあたって、昭和36年4月に統合、中学校建設促進研究会というの
が発足し、そして51年4月に開校と、15年ほどかかっております。

あと永尾分校が最近かなと思うんですが、永尾分校が閉校するにあたって、平成22年8月に
準備委員会が立ち上がって、23年7月に小学校通学区域検討委員会が発足して、5年弱ぐらいか
かっての平成27年3月に閉校という形をとられております。

これで何を言いたいかという、統廃合をめぐる学校の再編というのは私が言うまでもなく、
大変な時間と労力がかかるというのは多分もう皆さんのほうが御存じだと思います。

やはり、先ほど検討を始める時期が100名を切ってからとか複式学級がとか、保護者の要望が
来てからというのではやっぱ遅いと思うんですよ。確かにですね、再編を考えるに当たっては、
その検討委員会でいろんな議題で話し合っていてもらいたいと思うんですが。でも、その統
廃合の結論を出すだけの検討委員会ではなくて、まずは本町の教育の在り方、学校の在り方です
ね。あと地域、保護者、学校関係者の意見を集約するための場所というのはやはり必要だと思う
んですが。そちらは教育長と、あと町長も、答弁2人からお願いしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

鞍手町さんの6校を1校というのは、かなり、県内ではなかなか例を見ないような、大がかり
なものだと思っております。ただそこが波佐見町の3小学校しかないところの部分との比較検
討ってなかなか難しいところもあるでしょうし、現状的にいけば、東小学校さんが今話題になっ
てるわけですので、東小学校さんと中央小学校さんの統廃が可能性として一番高いのではないかな
と思ってます。ただ私がここに先ほど100名とかいう数字でいうと、そこがやはり歩いてしま
うんですね。

ですから、繰り返しの答弁になりますが、今それぞれの規模に応じて特色ある活動が充実して
行われている現状を、まず大事にしたいと思っています。

当然学校職員も保護者地域の方々も、現状を充実させることに応援をしたいと強く思ってらっ
しゃると思いますので、そこに検討委員会を立ち上げますとか、それは当然頭に統廃合に向けて
ということが出てくるときには、やはりかなりの繊細な問題になっていくと思いますので、明確
な時期だとか、そういうことをここで申し上げることはあまりよろしくないのではないかと思っ
ております。当然検討委員会の立ち上げについての必要性は認めております。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

先ほど教育長が答弁されたとおりでございます。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

そうですね必要性は感じていただいているというのでそれは本当いいんですが。私先ほども言ったように、統廃合の結論を出すだけの検討委員会、結論ありきの委員会ではなく、現状を分析しですね。もちろんその検討委員会に入ってもらい構成員をちょっと考えてもらおうとは思いますが、そういう方たちと現状の把握ですよ。

今後、さっき数値とか見てもらいましたが、そういうのをやはり現状把握してもらって、地域、特に保護者ですね。特に保護者さんの意見を集約する場というのはやはり大事だと思うのです。ですので、その必要性は感じているがここで、いつというのは言えないというのは分かるんですが、もうちょっと早急にそこはちょっと考えていただきたいというのはあります。あと一つ、どうしようかな。

鞍手町さんの反省のところ、ちょっと財政面でばかり議論していたからという反省点があったんですが、確かにこのお金のことばかり言っている議論になると、やはり保護者の感情面というのが何か、感情面に触れ触れてしまうのかなというのは思うんですが。でもやはり財政面も考えた上で、学校の教育の質というこの両面で考えていく必要があると思うんですよ。今後検討委員会を立ち上げるにあたってですね。

で、公共施設等総合管理計画。令和4年3月に改定された総合計画がありますが、そちらに床面積で20%削減って多分目標を設定されておりました。小学校が建築された年をちょっと調べましたら、東小学校は昭和55年の建築でもう45年たっている。で、南小学校が昭和58年建築で42年経過。で中央小学校が平成7年建築で30年経過しております。今後小学校自体もなかなかお年をとられている施設なので、長寿命化の工事、中央小学校では数年前にされました。多分南小学校も東小学校も今後計画的にどんどんしていかないといけないと思うんですが。今まで、この10年間でその長寿命化の工事も含めた様々な工事、この3小学校でどのくらい工事費かかっているか。答弁をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

ここ10年ということでございますので、平成27年度から令和6年度まで、各小学校の決算状況で工事費のみを挙げますと、過去10年間で5億7,800万円程度かかっております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

そしたら10年間で今5億8,000万円近くと。今後なんです、東、中央、南小学校3校を維持していくためには、工事費も含めていろんな維持管理費が必要だと思います。なかなかちょっと今後の見込みというのは難しいと思うのですが、今後10年間どのくらいの維持管理費がかかると見込まれますか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議員おっしゃるとおりですね、ちょっとなかなか見込むのは難しいんですけど、過去5年間の小学校費の決算状況をちょっと押しなべて、平均しまして10年間維持費として計算をいたしまして、昨今の物価高とかですね、人件費高を考慮いたしましてちょっと1.2倍させていただいておりますが、それでいくと21億円ほど、今後10年間で21億円ほどかかるものと見込まれることが想定されます。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

やはりですね、何かなかなかやっぱ老朽化が進むに当たって、工事もかかってくるし、あと今物価高でなかなかちょっと計算も難しかったと思うんですが、この物価高でそうやって維持管理もどんどん上がっていくんで、でも児童数がどんどん減っていく。このこういった児童数が減っていく中、あと小規模校でもほかの学校と同様に、もちろん学校を維持していかないといけないから、お金はかかってくる。もちろん子供が過ごす場所ですので、施設の安心・安全のために必要なお金であります。

が、その施設管理にかかるであろうこの財政面の現状と、あと減少していく児童数の数を踏まえてですね、本町にとって最適な教育環境とはどのようなものかというのを、私はやはり考えられずにはられない。られないんですよ。

なので、そのためにこうやって教育の質の向上というのを、もちろん主において。でも財政面の現状も含めてですよ、様々な視点から小学校の再編についてですね、もう議論をしていく時期に私は来ているって思うんです。

ですので、何年度からしますって別にそこまで答弁は求めてないんですが、早急にそういった検討委員会を立ち上げていただけないでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

議員の思いは本当に十分分かりますし、先ほどから繰り返しになりますが、児童生徒数の減少であったり、公共施設の維持管理であったり、保護者地域の方の思い等々も踏まえて、今、現段階では、それぞれの学校がそれぞれの教育活動を充実して展開をされている中で、統廃合に係る提案、あるいは取り組み等々を始めることは時期尚早ではないかというのが、教育委員会としての判断であります。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

現段階ではなんですが、では何を基準に——いつ、何を基準に将来的な検討に移行する可能性があるのかという、そういった判断基準というのはありますか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

繰り返しの答弁になります。先ほど言った理由のほかにも、先ほど横山議員がおっしゃったように、総合教育会議であったり、各学校で実施されている学校運営協議会であったり、PTAの方々からの御意見等々もきっとあるんだろうとっておりますので。そういうことも総合的にということになっていくとっております。ただ時期を考えたときに必要性、現実的な路線として、恐らく統廃合についてはそのやり方——中身についてはまた検討していかなくてはいけないかもしれませんが、方向性としては避けることができないものだとこのことを捉えておりますし。必要な会議等々についても開催しようとは思っていますが、それが今なのかということで、その時期とその始める時期についてここで明確な回答することはできません。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

そうです。そうね、方向性とか必要性は感じていただいているということですが。私も中学校、小学校のときも学校運営協議会、今の現中学校の学校運営協議会にも入ってはいますが、そういった内容を議題としてなかなか上がってこないというのが現状なのかなと思ってて。

今の学校がこういう運営をしていますよ、皆さんの意見はいかがですかというような内容しかないの。そうですね、そしたらそういった学校運営協議会等々にそういった議題として上げてもらうように、教育委員会のほうからも提示していただければなあと思いました。

現段階ではなかなかっては言われますけど、必要性は感じていただけてるところなので、ちょっと中身をもう少し具体的に聞きたいんですが。今後、そういった再編に向けて、学校の在り方とかを検討していく、そういった検討委員会、協議会がもし立ち上がった場合にですよ。その検討委員会のメンバーというのをどのように考えられているのかな、というのを聞きたいんですが。多様な意見を集める枠組みというのは、やはり大事だと思っておりますので、その検討委員会を設置する際のメンバー構成。どのように今想定されていますか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

大前提としてまだ検討委員会を立ち上げるということは申しておりませんので、そのメンバーにどういう方々を入れるということは全くここでは回答できません。

ただ、おっしゃったように様々な方面の御意見は承るような構成はやっていかなくちゃいけないかなということを思っております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

なかなかゼロ回答なのでなかなかちょっと話が進まないの。そうだな、必要性は感じてもらってはいるので、いいんですが。私は検討委員会イコール統廃合の結論ありきという、その、あ

りきの検討委員会を立ち上げてじゃなくて。

その現状把握もちろん必要です。学校の在り方とか、本町全体の小学校、学校の在り方というのを、まずそういうそういった話をまずする場所というのは絶対必要だと思うのですよ。そうしないと、もう、この令和元年の子が来年度入学ですよ。令和2年度生まれてる子が令和9年度入学なんです。令和元年から1、2、3、4、5、6、令和元年生まれの子が6年生になったときに、令和6年度に生まれた子が1年生か。ちょっと計算して600人ぐらいか。ごめんなさいね、これ全体か。

東小を見てもらいたいんですけど。東小学校の子19から15足して104人だ。104人になります。令和2年度生まれた子が令和9年度に入学するとき——令和9年度じゃなかね。令和2年の子が小学校6年のときに、令和7年度に生まれた子が1年生で入るんですが、ちょっとまだここ10月末の段階なんで…。ちょっと待ってよ、ちょっと計算します。91。でも、もしこの令和7年度に生まれた子が、もしここが10人になったとしても、100人いかないんですよ。東小学校ここで95人ぐらいになるんですよ。6人だと91人。ごめんなさい、ざっと計算で。合ってます？皆さん。いいけど。

ってなれば、東小学校は東小学校が全体で100人を切るのって令和14年度にはもう確実に100人切ってくるんですよ。そしたら令和7年度だから、もう7年後というかも7年度も終わろうってしてるから、もう6年ちょいなんです。

鞍手町の統廃合等は検討委員会でも結構時間かかってるし、本町が東中学校と南中学校が統合したものも15年ぐらいかかかってやられているってなれば、もう今の段階でいろんな現状を把握し、現状を皆さんに見てもらって、みんなで意見を出し合えるような、検討委員会って、今じゃないかなって思うんですね。

なので、教育長、現段階ではとか言わずに、早急にそういった検討委員会なり考えていただけないでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

現段階の様々な思いを聞くに当たり、例えば学校現場、先生方のお考えであったり、学校運営協議会は地域の代表の方々も入られておりますが、そこでの意見交換であったり、総合教育会議であったり、教育委員会であったり、PTAであったり様々な機関を通じての意見交換の中で、そういうふうな強いものがあればですね、ということは出てくるかもしれませんが。現状的には、それぞれの学校がやはりそれぞれの特色を生かした充実した学校教育活動を展開していきたいという思いが今の段階では強いかなということを思っております。

そして、どういう統廃合をするのが一番ふさわしいのかというのは今後の課題であって。東小学校を中央小学校に統合するのがよいのか、3小学校がまとまるのがいいのか、いろんな形があると思うんですね。

ですから、東小学校を単に100人を切りました、複式が始まりました、教育の質が担保できませんとなれば、一番手っ取り早いのはもちろん距離的にも近いですから中央小学校ってなるかもしれないけれど、今議員は全町挙げての研究・検討となれば、そこだけではきつといかないと思うときに、そうなる南小や中央小や中学校もかかってくるから、より時間をかけなくてはならないとは思いますが。

それは逆算的にじゃあいつからですということをお場で申し述べるできないということをお繰り返しの答弁としてさせていただきます。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

先ほど教育長の答弁に相当時間がかかるって言われました。私も「相当時間がかかってますよね、過去の経験上」というのを言ってます。ということは、確かに東小学校が100人を切る小規模校にはなっていくって思うんですが。一番多い小学校って中央小学校ではあるんですが、令和5年度に生まれた赤ちゃんが7年後に新1年生として中央小学校に入学する子どもって、転入者とか移住者とかあるから、絶対30名ではないんだろけれども、見込みとして今30名なんですよ。

東小学校じゃなかった中央小学校が一番人数も多い学校なのに、ここでも1クラスになってくる学年があるのかなって思ったときにはですよ、私が極端に東小学校は100人切っていきますよって言ってますが。

このように児童数が、出生数がどんどん減少していく中に、こういった学校の再編というのは、相当な時間と労力がかかるということも、先ほど教育長の答弁でも言われましたから。やはり総合教育会議でも話上ってとか、話ももちろんしてもらいたいですし、学校運営協議会でもそういった話ももちろんしないといけない、校長会でもそういう話をしないといけないかもしれないけれど、それってまた別の会議じゃないですか。それぞれまた違う話をする会議だから、その学校の在り方についての検討を始める委員会というのをちゃんと立ち上げないといけないと私は思っております。

ですので、時間がかかるということをお、教育長も分かっていると思いますので、やはりここ今年度中とも言いません。来年度中には少し、ちょっと検討を始めてほしいかなって思うんですけど。早急に、検討委員会を設置していかないといけないという答弁ができないですか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほどの答弁誤解がないよう、もし3校を合同すれば、その分その何倍もかかるわけですからということで御理解ください。今のところ東小学校の人数だけを問題にしている部分で。そうなったときには、一般的に普通に考えたときには、東小学校と中央小学校の統廃合が考えられます。数値でも分かるように、7年後には、7年後の中央小学校の児童数と東小の児童数を合わせても、中央小学校の現在には及びませんので、そういう可能性が高い。

南小学校は横ばいですから、南小学校を統廃合の仲間に入れることはあまりふさわしくないであろうということが、現段階では言えますが、どういう統廃合するかという、この状況の中で、時間も、丁寧さも、そういうのは多分変わってくるんだらうなということで、時間がかかりますということをお話させていただいています。

いろんなやり方があるんだらうと思いますが、現段階の現状と、今後必要な話合いの場所において様々な御意見等々が上がってくるでしょうから、その中で必要な委員会の立ち上げや必要な動きというのは今後出てくるんだらうなということを考えております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

町長、今ちょっと教育長と私でちょっとな、ちょっと平行線というか。必要性はもちろん教育長も町長も感じていただいていると思うんですが。ちょっと極端な質問を私が教育長にしましたが、町長としてこの今データを見ていただいている、あと今後3小学校を維持していくには、今後10年間の維持費21億円ぐらいかかっていくであろうという、こういった現状を踏まえるとですよ、この波佐見町の小学校の再編について、そういった検討委員会の立ち上げというのを、その必要性はもちろん考えていただいているのかなとは思いますが、ここって急がないといけないとは思いますが、町長どう考えられますか。ちょっと方針お願いします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

議員御指摘のとおりですね、私もその必要性については認識をしているところでございます。じゃあ、いつ言うか、早急に立ち上げるべきだという議員の御指摘でございますが。恐らくそういった建物、あるいは公共施設ですね、つくる場合においては、やはりかなりの時間を要します。

それは統廃合になればなおさらのことでしょう。庁舎を建設するにあたって、かなりの時間を要してまいったところが事実でございます。そういった中において、特に東小学校の人数が減ってきて、その存在といいますか統廃合が必要ではないのではないかと。その議論をもっとやるべきじゃないかなという議員の御指摘だというふうに思っております。

いきなり検討委員会というよりは、そういった現状を町民の皆様に、あるいは保護者の皆様に認識をしていただくと、懇話会的な、まずそういったところを進めながら、皆さんの中から本当にそれが必要だとなったときに、進めていってもいいのではないかなと。

ただしいつまでも悠長な話はしておられません。おっしゃったように、あと7年後には100人を切るというような学校が見込まれるわけですから、そういった中で適切なですね判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

あの検討委員会を早急にと私は言ってますけど、なかなかそこにはちょっと検討委員会を立ち

上げるにも少しハードルがあるというのを、教育長と町長の答弁なのかなとは思いますが。

そしたら教育長、こういった現状をですよ。町内の赤ちゃんが生まれる出生数減っていったらよ、東小学校、中央小学校、南小学校、今後このくらいの入学者の見込みなんだよというような、こういった今後の、もう生まれとらすけん、こういった現状ですよ。そういった現状など、小規模学校とか——中央・南ぐらいが適正規模なのかな。12学級あるのかなと思うんで。そういった適正規模の学校と、東小学校のような小規模校のメリット、デメリットあたりのですよ。そういうのを本当、多分PTAの役員をしている人でも、そこまで知っている方いらっしゃらないんじゃないかと思うし。その学校関係者の方でも、こういった現状だったり今後の見込みだったりというのはなかなか、把握されていないのではないかと思うんです。

ですので、そういった検討委員会を始める前に、そういういろんな会議がありますよね、町長と教育長と一緒にされる総合教育会議でもそう、あと教育委員会の定例会でもそう、学校の学校運営協議会とかPTAの役員会とかいっぱいあると思うのですが。そういうところに、いろんな人に現状をまず知ってもらおうという機会をつくる必要性はあるって思うんで。

そういった資料提供をしていただいて、本当みんなにですね、現状を見てもらって、どのくらいの方が危機意識を持って、いろんな会議からそろそろ検討していかないといけないんじゃないかなという声があるか、ないかも分からないけれども。そういった会議に資料提供なりしていただくことはできますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

保護者の方々、地域の方々にとって、今実感されていることがもしかしたら学校の必要性をかなというふうに思っております。東小学校の先日の運動会は、東小だからこそできる、とてもすてきなハイブリッド型の運動会だったと思っているんですね。そういうものもきっとあるんだろうと思っておりますので。保護者や地域の方々の実感の部分というのを大事にしたいということはず思っています。

同時に今おっしゃったように、既存の会議等の中で、この児童数あるいは出生数の減少傾向等のデータについて話題の一つに提供することについては、全然構わないということを思っております。必要性があれば、そこについての意見、会議を行ってくださいという共通理解を図るための、あるいは情報を共有するための会議は行ってもいいんじゃないですかということは出てくるんだろうとは思っておりますが。そのためだけに云々ということは、まだ基本的には考えておりません。話題の一つとしては提案されることは構わないということは思っております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

今回の一般質問ではその必要性をちゃんと感じていただいて、その方向性はまだまだ出ないのかもしれませんが、必要性を感じ、今後検討委員会を立ち上げる、立ち上げないとか——立ち上げてい

ただきたいのですが。ちょっとその必要性をしっかりと分かって認識していただくというのが最終、私の一般質問の意図とか趣旨であったので。もう、なかなかちょっと、それ以上、この検討委員会に向けての内容とかの質問をするのもちょっと今ではないのかなと思います。

ですので、もう終わりはするんですが、町長も教育長も必要性は感じているということはおっしゃっていますので。もう様々な視点ですよ、視点で議論ができる、何かしらの会——検討委員会なり何でもいいです。そういうのをやはり、やっぱり早期に設置していただくというのを私は祈念してちょっと終わりたいと思います。

○議長（尾上和孝君）

以上で、4番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時35分から再開します。

午後2時22分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従い質問をいたします。

1. 県への要望提出について。

川棚川、県道、田ノ頭田原などの景色は、50年ほど前と比べると大きく様変わりをしています。特に川棚川については川幅が広がり、護岸も整備されて、川が氾濫して田んぼが水につかってしまうということはほとんどなくなりました。しかし町民からは河川や、県道についても管理を要望する声が聞かれます。

そこで、次のことを問います。

- (1) 町民からの要望はどのようにして県に伝えられていますか。
- (2) 新たに河川のしゅんせつ・伐採の予算がついたと聞いていますが、具体的にどの区間になるのでしょうか。
- (3) 過去5年間にしゅんせつ・伐採の工事が行われた区間はどこでしょうか。
- (4) 雑木雑草の繁茂や土砂の堆積を放置し続けた場合、町民の生活への影響はどのようなことが考えられますか。

2. ふるさと納税について。

総務省が2008年に始め、今年で18年目となるふるさと納税制度。本町への寄附額は2017年から飛躍的に伸び、2019年からは県内では佐世保市に次いで多い寄附金が寄せられる自治体になっています。

今や本町にとってなくてはならないこの制度ですが、安定的な財源と言えるのでしょうか。

そこで、次のことを問います。

- (1) ふるさと納税の歳入全体に占める割合は、どのように推移していますか。
- (2) 他の市町での制度除外措置が報道されました。本町でも注意すべき点はあるのでしょうか。
- (3) 企業版ふるさと納税の実績についてはどのような状況でしょうか。
- (4) ふるさと納税の今後の展望をどのように捉え、また、どのように備えていますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

それでは5番 岡村真由美議員の御質問についてお答えをいたします。

まず1. 県への要望書提出についてということで、まず(1)ですね。県道や県河川に対する町民からの要望はどのようにして県に伝えているのか、とのお尋ねですが。

要望については、大小様々ございますので、その状況により判断をしていますが、まず寄せられた要望について、当該箇所現地確認を行い、県に連絡を行っています。

県の担当課による現地確認の後、時間を要するもの多額の費用を要するものなどについては、現地の調査を行い、写真などの情報から、地域からの意見などを含め、揃え、改めて要望書として提出を行っているところです。

特に県道では、歩道の設置要望や草刈りの要望、河川ではしゅんせつ及び伐採の要望など、これまでも繰り返し行ってきたところであり、昨年度に行った町政報告会においても、たくさんの御意見を頂いたところです。

今後とも県との情報共有を密にし、御配慮頂くように努めてまいります。

次に(2)新たに河川のしゅんせつ、伐採の予算がついたと聞くがどの区間になるのかとのお尋ねですが、先に田添議員の御質問にもお答えいたしました。令和7年度において頂いた情報によれば、川棚川本流が2か所、支流が11か所の合計13か所。事業費でおよそ3億円との事業を予定していると聞いております。

またどの区間か、箇所かということですが。大まかな場所と言いますと川棚川本流では陣川橋と村木川の合流部までの間。それから岳辺田郷梅高野駐車場——桜づつみの駐車場でございますが駐車場周辺。それから支流と言いますと、井石川のやきもの公園周辺、野々川川の下流部、田別当川の下流部、金屋川下原橋付近、それから村木川公民館付近、稗木場の鮎婦橋付近、皿山川の亀屋橋付近、そして曲田付近、それから長野川の波佐見高校付近、志折川小野橋付近、及びその本流合流部付近を予定されております。

現在発注については準備をされており、既に一部の箇所では入札も完了しているところです。

(3) 過去5年間にしゅんせつ、伐採の工事が行われた区間はどこかとお尋ねですが。

過去5年間の実績ということでございますが、近年実施して頂いた箇所につきましては、宿橋

の下流部周辺、浄化センター周辺、笹渡橋周辺、梅高野周辺、皿山川と村木川の合流部周辺、山角橋周辺が挙げられます。

しゅんせつ及び伐採については、一定の期間でまた元に戻るため、適宜対応いただいているところであり、昨今の環境の変化も相まって樹木の繁茂も想定を超える成長であることから、今後の対応についても苦慮されているところです。このことから、令和7年度の措置につきましては、改めて感謝を申し上げるところであります。

(4) 雑木雑草の繁茂や土砂の堆積を放置し続けた場合、町民の生活への影響がどのようなことが考えられるのかとのお尋ねですが。

河川整備の一番の目的は、町民の財産と生命を守る防災機能の向上であります。このことから、これらの放置は水の流れを阻害する形になるため、河川の氾濫などの可能性が高まります。現状においては、いわゆる通水断面の確保ができておりますので、これからも適切な対応を実施してもらえるように、繰り返しになりますが、県との情報共有を行ってまいります。

次に2. ふるさと納税についてであります。

まず、(1) ふるさと納税の歳入全体に占める割合はどのように推移しているのか、とのお尋ねですが。

町の歳入全体に占めるふるさと応援寄附金の推移については、令和2年度から令和6年までの6年度までの決算額をもとにお伝えをいたします。

令和2年度の歳入総額は110億1,900万円で、このうちふるさとづくり応援寄附金の額は17億6,400万円となり、歳入全体に占める割合は16.0%となっています。

令和3年度は、歳入総額103億1,500万円。寄附金が20億3,800万円で、全体の約19.8%。令和4年度は歳入総額108億2,400万円。寄附金が19億3,500万円で、全体の約17.9%。令和5年度は歳入総額114億4,900万円で、寄附額が18億4,400万円。全体の約16.1%となっております。最後に、令和6年度の歳入総額は103億6,300万円。ふるさとづくり応援寄附金額は18億2,700万円で、全体の17.6%を占めております。

(2) 他の市町での制度除外措置が報道された。本町でも注意すべき点があるか、とのお尋ねですが。

総務省により複数の自治体が、ふるさと納税の対象団体指定を取り消される事案が発生しております。返礼品調達費や仲介手数料発送費、事務経費などを含む募集経費が寄附額の5割を超過したこと。また、返礼品調達割合が3割基準を上回ったことなどが主な理由であります。この指定取消しは2年間、ふるさと納税の対象外となる厳しい措置であり、返礼品を提供する事業者の売上げや自治体財政に大きな影響を与えるものであります。

こうした状況を踏まえ、本町としても運用には細心の注意を払う必要があります。まず、返礼品調達費やポータルサイトの手数料、配送費、事務経費など、全てのコストを正確に把握し、基準に適合しているかを継続的に確認する体制を徹底してまいります。

さらに、ふるさと納税は地場製品の魅力を発信できる貴重な制度であると同時に、本町にとって重要な財源の一部であり、地域の施策やサービスを支える大切な財源でもあります。そのため制度趣旨を踏まえ、地域資源を生かした地場製品を中心に健全な運営を堅持してまいります。

また、国の通知や制度改正の動向を注視し、必要な対応を迅速に行うことで制度運用の透明性と信頼性を確保してまいります。

(3) 企業版ふるさと納税の実績についてはどのような状況かとお尋ねですが。

地方創生応援税制——いわゆる「企業版ふるさと納税」は、地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生戦略」における事業を寄附活用事業として地域再生計画に盛り込み、内閣府に申請をし、認定された地域再生計画に位置づけられている地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税が税額控除される仕組みです。

寄附額の約3割が損金算入される。軽減効果とあわせて、令和2年度の税制改正により拡充された寄附額の最大6割の税額控除により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮をされます。

この制度を活用して、これまで本町では令和5年度までに2件、令和6年度に4件の合計1,430万円の寄附を頂いております。主な使い道——使途としては、9月補正で計上しました総合文化会館、図書館のリニューアルに係る設計費用の一部として活用しております。

(4) ふるさと納税の今後の展望をどのように捉え、どのように備えているか、とお尋ねですが。

ふるさと納税制度は、地域の魅力を全国に発信し、寄附を通じて地域の活性化を図る重要な仕組みとして、多くの自治体が積極的に取り組んでおります。本町におきましても、この制度を活用し貴重な財源を確保するとともに、地域産業の振興や町民サービスの充実に役立ててまいりました。

しかしながら、ふるさと納税は国の制度として運用されており、今後の制度改正や指定基準の見直しによっては、寄附の状況が大きく変動する可能性もあります。返礼割合や経費率の基準がさらに厳格化された場合、寄附件数や収入の減少につながることも想定され、制度の将来に対しては一定の不安要素を抱えております。

こうした中で、本町としてはふるさと納税に過度に依存することなく、安定的な自主財源を確保していくことが極めて重要であると考えております。町税や使用料などの基幹的な収入を現実的に堅実に確保しつつ、寄附金を一時的な収入として計画的に活用することで、持続可能な財政運営の基盤を強化してまいります。

今後も制度の動向を注視しつつ、変化に柔軟に対応できる体制を整え、自主的で安定した財政運営を目指してまいります。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

中身の濃い詳しい説明をいただきましたので、もう一度ですね、メモが追いつかない部分もたくさんありましたので、もう一度後で復習をしたいと放送等を通じてですね、思います。

それでは最初の質問ですが、前回9月議会では波佐見高校存続に関する県への要望書について質問をしました。今回は、主に県が管理する河川のしゅんせつ工事について質問をしたいと考えています。その前に、県道の管理について数点質問をします。

町道の整備や管理については、建設課を中心に計画的に行っていただいておりますが、急なりのり面の草刈りは、農業従事者の減少、高齢化により地域住民にとっては大きな課題となっております。

同様に県道ののり面や舗装面についての苦情や要望もあると思うんですけど、先ほどかなりあると聞きましたが、年間大きなものでいうとどのくらい上がってきているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

県道の草刈りの要望ということでございますが。すいません、ちょっと件数はですねはっきり覚えておりませんが、路線ごとに大体毎年1路線当たり2回とか、3回とかという形ありますので、全体としては10回をちょっと超えるぐらいのお話を頂いてると思います。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

先ほどの答弁の中にもかなりたくさん上がってきてその都度、現場に行って現場確認をして、ちょっと情報を確実にキャッチして、県と情報共有しているというふうに答弁をしていただきました。

多分かなり多いんだろうと思うんですね。私が住んでいるところでは数年前に、もうのり面が高くて急なところに防草シートがもう何年も張られていたのですがその防草シートが経年劣化をしまして、沿道の雑草が人の丈は上回るぐらいの高さになってたのを、県がしてくれるまでという感じで、黙って見てた形になったんですが、夕方、畑仕事から押し車を農機具を道具を載せて帰って来ておられた高齢の女性が、車と接触事故を起こして骨折入院という事態が発生しました。それはそのこともあって、県とかに県北振興局の方とか来ていただいて、早くに対応ができたのですが、そういう例がありました。

ツツジが植栽されているような、あと木が植えてあるような県道については、定期的に業者による剪定や除草が行われているようです。しかしそうではない町の中心から外れた地区の県道には雑草が蔓延っていても見苦しいなど。これどうするんだろうと思うようなところが結構あります。県がパトロールの人が気づいてやったださるまで午前中に、同僚議員の質問にもありましたが、県がしてくれるまで放置するしかないのでしょうか。そこは要望すれば伝えていただけるといことですかね。

細かいところなので、県道のわだちのところにたまった草があればどうするんですかって言っても、どうなんでしょうかね。放置するしかないのでしょうか。

また来年枯れて、来年また草が生えるのを放置するしかないのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

状況によると思いますが、基本的にはですねやはり支障になるところには連絡をしております。

ただ一方で、午前中の答弁等でもありましたが、やはり管理範囲が広がったりとかしておりますし、即座の対応というのは厳しいところもあったり。あるいは費用もかなりかかたりしまするので、ある一定のところはですね、やはり住民の力も借りながらというのが我々のスタンスでもちょっとあるんですが。それも御理解もいただきながらなんです。

自治会によってはですね、特にお住まいの志折郷の自治会は県との委託を結びながら、路線の管理もしていただいているということでもありますし。そういった制度も使いながらですね、管理ができればということで県も考えていらっしゃると思いますので、その辺でどのような形がいいかというのは、今後の課題だと思っております。その辺は情報共有しながら、意見交換をして進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

今言われましたように、私が住む志折郷では、向かいの岳辺田郷に習いましてですね、県北振興局と自治会が契約を結べば、いわゆる純粹ボランティアじゃなくて、それなりの作業量を出してできるんだということを学びましたのでやってるところです。

何か稗木場郷もやってらっしゃるとかを聞いたことがあるんですが、町内でどのくらいの自治会がやってらっしゃるのかというのは把握しておられたら教えていただきたいんですが。町として「こういう制度があります、よそは参考されてますのでいかがですか」というお知らせ、周知なんかはなさっているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

この制度につきましては、現在、町内4つの自治会がされております。

それでですね、自治会のお話につきましてはの委託の話につきましては、自治会長会のほうで草刈りの話が出ましたので、そういったお声についてはですね、こちらからも、こういった制度がございますよというところで説明をさせてもらったところがございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

これは午前中も話題になった山角橋の様子でございます。先ほどの町長答弁を聞きますと、ここはもう既に工事が入ったところですね。こちら辺。入ったけど今進行中でもあるのかな。そう

いうとこですね、これは下流に向かってですかね。もう一つ、これが下流ですね。

もう少ししたらきれいになるのかなと思うのですが、現在の様子はこんな感じです。見えるのが山角橋です。状況ですね。ここ結構茂っているんですね。山角橋から笹渡橋方面からちょっと山角橋を見た角度なんです。ここは、今度その先ほど予算がついたという、その予算で行われるか所なんです。それとも前の予算で行う進行中の場所なのでしょうか。

どうでしょうか。お分かりでしたらお答えください。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

山角橋のお話については最近、喫緊で行った事業で山角橋を手がけたというお話はさせてもらったのですが、今回の部分で山角橋をするというところでは答弁のほうちょっと入れておりましたので。そしたらちょっと訂正といいますか、確認させていただければと思います。

ただこの場所につきましてはある程度、エリアとしてはお話をしておりますので、今後の中で継続していろんな形で進めていかれるという場所と聞いておりますので、今すぐとはいいませんが、予算の兼ね合いも含めて検討される場所ということで御理解いただければと思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

これはですね、同僚議員の写真にもあったとこですが。山角橋から春田橋のほうに向かった。数年前に工事が行われた場所の状況です。数年たったらもうこんなふうになるのだなと。先ほど同僚議員が示された写真のほうがもっとすごい状況が分かります。町長の答弁にも、繁茂の勢いが強くなっていると。困ったもんだと思いながら見ております。

これは現在工事が行われている笹渡橋から、下流を見たほうですね、下流。こんなうになっております。次も御覧ください。これは同じ橋の上流、足の下ですねこれ。片渚方面、稗木場方面こちらは稗木場方面の分です。私は、しゅんせつ工事という言葉を知るとですね、川底の土がごっそりえぐられる、綺麗に川底の土砂がすくいとられるというふうに認識をしていたんですが、県が行うしゅんせつ工事というのは、このように、木が生えてたところ、草が生えてたところの土の部分を残すのが、県が行ってるしゅんせつ工事なのではないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今おっしゃったしゅんせつにつきましては、そのようなイメージはあると思うんですが、今は河川法の改正もありまして、ある程度その自然に配慮した部分ですね。生き物とかもいますので、そういったところにも配慮した形で、少し残すというふうな傾向——傾向といいますか、そういう形になっておりますので、このような形のつくりになっております。

ただ当然、河川の断面はですね、確保するというところで、これ確保できておりますので、そ

の辺は御安心いただいていいのかなと思っています。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

これは8分団の詰所が見えますので、志折橋から温泉方面を見たところですね。ここは先ほど言われた箇所には、入っていなかったと思うんですけどかなり木が、雑木が茂っております。広い面積にわたってですね。

もう一つ、これを御覧ください。これは先ほど言われました11か所の中の一つ志折川の^{おの}小野おのですね、^こ小野というんですけど、小野橋のところですよ。水面が見えないぐらい木が生い茂っております。これが今度の工事でどのくらいきれいになるのか楽しみにしたいと思うのですが、この下流のほうは岩盤があって、あんまり茂ってないですよ。下流。町道のほうに向かっていると。それは数年前に工事がなされたということなのですかね。記憶にあられたら、なかったらいいですよ。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

ちょっと私のほうでは記憶をしておりません。すいません。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

記憶があられないということはですね、かなり前だったのか、草や木が生えにくい川底の状況なのかもしれません。ありがとうございました。

それでは最後にもう一つ県がとか、町もそうですが。河川のしゅんせつ工事を行う一番の目的、何が目的なのかということをもう一回答弁いただけたらいいかなと。先ほど町長の答弁の中にありましたがもう一度お願いします。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

先ほど議員もおっしゃったとおり、町長の答弁にもございましたが、まずは河川の整備につきましては、やはり安心・安全な部分を打ち出すためにも町民の生命と財産を守る防災機能。このことからの河川の流れる断面の確保。こういったものが重要ということで整備をされているものでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

言われたとおりに洪水や判断で大きな被害が出る前に、またできれば、できればですが、景観をよくするために、できるだけ多くの箇所のしゅんせつ伐採工事が行われることを今後ですね、期待して次の質問項目2に移りたいと思います。

ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税の総額から返礼品を調達するための費用と、

その他の経費を差し引いた金額の町税に対する割合はおおよそどのくらいでしょうか。町税に対して。町税と——町税というのは町民税、固定資産税、何ですかね。温泉ですかねあれ、あれとかいろいろありますよね。入湯税とか。

いかがでしょうか。大体どのくらいですかね。あんまり変わらないですかね。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

手元に正確な数字はございませんのでおおよそ感覚で申し上げますが、町民税やあるいは固定資産税等のあるいは軽自動車税、そういったものを含めるとおおよそ町税の収入は10億から十二、三億程度だと思います。

あと、ふるさと納税ですね。要するに返礼品と諸経費を引いたのが基本的には5割を残せということですので、寄附額の半分でございますので、総体的には町民税のほうが大きいと。しかしそれに匹敵するぐらいのですね、ふるさと納税の寄附金の残りがあるということでございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

すいません急なあれで。一応私も調べてきたのですが、令和6年度昨年度の決算では、町税が13億1,239万円だったのに対して、寄附金は18億5,918万円となっていました。ふるさと納税として寄せられた額は18億2,700万円と公表されております。諸経費を5割除いたと考えて、ふるさと納税で町に残った金額はおおよそその半額ぐらいの9億2,000万円ぐらいかなと思えば、町税の約7割ということになります。この計算で間違いはないということよろしいでしょうか。

じゃあ私が何でこんなことを聞いたかということ、本当に町税を上回ってはいませんが、この収入がなくなると町長も答弁されたように、町のありようというものは大きく変わると予想されます。つまり、今は、現在はよそから羨ましがられている今の状況ではありますが、見方を変えればですね、ふるさと納税への依存度がよそより非常に高いということになります。

今年、先ほど除外団体が今年ありましたけど、その中に県内では雲仙市が入っております。2年間除外されます。今、これは雲仙市では大きな問題になっているようです。雲仙市でも今日から3日間一般質問がなされますが、一般質問に立たれる10人のうち5人がこのふるさと納税のことについて質問をされると思います。私は行って聞きたかったのですが、そういうふうに関心が高い。でも起きてしまったからではもうどうしようもないなというふう考えております。

波佐見町がもし仮に、波佐見町が税制からこの制度から除外されると。つまり国の納税対象の自治体として国からですね認められなくなる、こういう場合が生じたら具体的に、どんな困った事態が発生するのでしょうか、ということをお答えいただければと思います。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

先ほど失礼しました町民税約7割、いうことで間違いございません。昨年度の寄附金をもとに

考えますと、約18億円頂いております。そのうちの5割近くを基金に積立てておりますので、約9億円の町の一般財源の損失等ですね、返礼品で言うそうですね、昨年4億8,200万円程度寄附事業者宛てに、注文といいますか寄附返礼品の注文をいたしておりますので、その分の事業者の損失がございますので、町全体としても大きな損失を被るものと思っております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

先ほどから除外されるのは、例えば調達費用が3割を超えたら除外される。調達費用プラス関係費用、諸費用を踏まえて、5割を超したら除外されるということ、これは原則そういうようになっているみたいなのですが、それ以外に産地偽装というのがあるんですけど、産地偽装というものは、波佐見町においてはあり得ないことなのではないでしょうか、考えなくてよろしいのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

産地偽装がありましたのが、果物の産地偽装が今年に入って6月から提示された団体がありました。波佐見町で言うと基本的に焼き物で申し上げますと、焼き物の陶土を町外から買入れまして、町のほうで成形等を行いまして付加価値をつけて販売といいますか、寄附返礼品として活用させていただいているところでございます。その分に関しましては総務省の中で基準がございまして、何割以上を町のほうでやっていたら大丈夫だよという基準がございまして、その分をきれいに満たしておりますので、少なくとも波佐見焼に関しましては、返礼品として使用できるということで間違いございません。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

通産地偽装というのは波佐見焼に関してはあり得ないと、大丈夫だと、陶土はよそから来てるがという回答だったかと思うんですが。返礼品は焼き物だけではありませんね。焼き物はかなりの割合を占めていると思うのですが、お米とかも少しですが、ありますね。どのくらいあるのですかお米。分かりませんか。分からなかったらいいですよ。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

ちょっとお米の資料は持ってませんが、お米に関しましては県の共通返礼品になっておりますので。特に勘案等はございません。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

少ないとは思ってはいたのですが、米で除外された市町のほかにですね、最近のニュースで山形県の飯田町というところがですね、山形の米を返礼品として送る予定がですね、委託業者が福

岡で配送業者が福岡で、熊本の県産米が返礼品として回ったというニュースが出てました。

波佐見町の米というのは、鬼木の米なんかがメインかなと思うのですが、産地偽装は全くないということで大丈夫ですね。チェックはしなくても大丈夫ということでよろしいでしょうか。

それではですね次に、6年度の調達費用を私が計算しましたところ26.4%で3割上回っておりませんでした。これはいいことだったすごく大きなニュースなんです、先日補正予算で陶土の購入補助が決まりました。この調達費用には、何かよその町では奨励金とかいうのがあれば、それも調達資金に加えられるはねられたというニュースを見ました。今度の陶土に対する補助金みたいなのは、大丈夫ですか。ないですね、大丈夫ですかね。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議員おっしゃられるところはですね、恐らく1か所、今年9月にございました第三セクターのようなものを作っていらして、そこからお米を寄附返礼品として仕入れられていた。そこにですね、もう返礼品のみをされているところに対して補助をして、寄附単価を3割以下に下げて、それで給付3割以下ですよということで報告をされていたというところで、その補助を加えると実際は4割を超えるという形で、指定取消しとなったものでございます。

こちらのほうも非常に最近ですね、総務省の基準が厳しくなっておりまして、都市部からも、こういうふるさと納税自体をですね、やめてくれないかという要望も出ているとお聞きしております。この辺は非常にデリケートな問題ですのでよく確認しながらですね、取り組んでまいりたいと思っておりますが、担当課といたしましてはですね、今回の分は大丈夫だと思って対応しているところでございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

今の答弁を聞いて安心をしました。次に配送料。ほかのもそうですが配送料、郵便料金とか、そういったものももう値上がりをする一方でございます。諸経費の総額が5割を上回るおそれはないかなということをご心配しております。

令和6年度は諸経費の合計が48.4%でした。値上げの発表があれば、つまりもう来年何月からは値上げになりますと言ったら、誰がどこを調整して5割に行かないようにするのでしょうか。それは税務財政課がなさるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

諸経費のほうの調整はですね、税務財政課のほうでやっております。あらかじめ配送料等の金額の値上げに関しても、まずは計算に入れて低めに設定をして、値上げがあったところからずつと対応をしているといったところでございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

忙しいお仕事の中で、ふるさと納税でもかなり神経を使う仕事をたくさんしておられるなど思って感謝するところでございます。決算書とか予算書とかいろいろ見る中で、委託業者の名前が出たりポータルサイトが増えたりしてるんですが、このポータルサイトの数——委託する数がちょっと増えていってるような気がするのですね。

さとふる、ふるさとチョイス、楽天、何とかとかいっぱい出てるんですけど、これ増えていて、いろんな経費がやはり上がっていると思うのですが、上がるだけいわゆるふるさと納税集まる額というのは上がっている、つまり効果は上がっているということなのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

ポータルサイトはですね、1件売れるごとに何%の手数料をいただきますよという形になっております。現在ですね、ポータルサイト6社ございます。間口が広がると、その分寄附が増えるというのは間違いない効果かなと思っております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

返礼品いろんな種類、たくさんあるとって種類とか数とかをちょっと前、直接聞きに行ったんですけど、かなり多くていらっしゃるみたいですが。この町産品のこれを返礼品にします、したい、させてくださいとか、していいですよ、とかいうような、決定というのは誰がなさるのか。またどういった基準でなさるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

返礼品としての登録をしたいというところはですね、もちろん事業者が決定をして、スチームシップと連携をとりながら「こういうものはどうでしょうか」と、持ってこられたそのままじゃなくて「これはペアセットにしたほうがいいですよ」とか。そういうのも含め検討を一緒にしながら登録をされているところでございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

スチームシップさんと税務財政課がいろいろ一緒になって、これはこのままでいいか、ちょっと形を変えてしたほうがいいかというふうな、申出をしたら検討してもらえるとということですね。分かりました。時間があるのかな。

いろんなニュースで、この前新聞にも長崎県が私学の助成をするためにふるさと納税に乗り出しますとか。県教委も公立高校の何とかでしますとか。あと都市ですね、ふるさと納税で出てしまっている都市がですね、巻き返しを狙って都市もふるさと納税に乗り出しているというふうなニュースを聞いたりしますが、こういうふうな展望、またこの制度がなくなればというこ

とで、考えていらっしゃることも、危機感というのはあられると思うのですが。代替策として、こういうことを町全体でやっていけば大丈夫なのではないか。先ほど納税を増やすみたいなおことをおっしゃいましたが、町民はどう頑張ればよろしいのでしょうか。一生懸命働くとは思いますが。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

ちょっと町民がというのはなかなか難しいところではございます。今のふるさと納税の傾向として生活必需品のほうにシフトしているという傾向がございまして。ですのでなかなか今後、ふるさと納税を爆発的にといいますか、急に増加させるというのは難しいところではございますので。波佐見焼のブランドを維持しつつ、寄附額が落ちない、できるだけ落ちないようにという方向で進めたいと思っております。そういう形で進めていきたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

4日の日ですかね、一般質問会計の補正予算のときに、和牛オリンピックのことでとか、そういうのが出てましたが。本当に、牛肉であるとか、おいしい果実であるとか、栄養豊富な野菜であるとか、そういったもののあれができればいいなとは思っているのですが。

それではあと10分ぐらいありますので、企業版ふるさと納税に質問をさせていただきます。

今までですね6回位でしたかね、企業版ふるさと納税を受けられたとお聞きしましたが。これ2016年から始まったと。調べましたところ、その間に6件ですね、6件もらったみたいですが。「納税しますよ」と、「したいと思うんですけど」って言って申出た企業に対して、「いやちょっとそれはお受けできません」というふうにお断りした例というのはありましたでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

お断りした事業はございません。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

答弁者が変わりましたが、管轄が違っているということですね。所管がですね。

それでは今年はどうですかね、まだ企業版ふるさと納税来てないと言われてましたが、昨年度大きなところはどこから来たかを答えてもらっていいですか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

令和6年度については4件ございました。一番大きいものについては、株式会社中央総合警備保障様はじめですね、4社から1,030万円を頂いております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

1,030万円ってさらっと言われましたが、かなり大きな額ではないかなと思うのですね。ではこの1,030万円を先ほど町長の答弁の中にはあったんですが、聞き漏らした人もあると思うので、具体的にこの1,030万円がどのように昨年のことですからね、使われる、使われたかをお知らせください。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

詳しく言いますと6年度に頂いたものは繰越しをいたしまして、令和7年度9月議会のほうで補正予算へ計上させていただきましたが、総合文化会館図書館等のリニューアルに係る設計の部分に充てさせていただいております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

この企業版ふるさと納税でいただいたお金が、私たち議員が本当に何年もかけてですね要望しておりました図書館の総合文化会館の改修の設計の部分に役立ててもらってるということをお聞きしてすごくありがたいなと改めて感謝をしたいなと思っております。

それでは、ふるさと納税に関しては3割とか5割とか産地偽装がないようにとか、いろんな縛りというのですかね、決まりがありますが、企業版ふるさと納税を受けるに当たって、町が不利益をこうむらないようにするためには何に、どういった点に気をつければ、気をつけなくちゃいけない点というのがあるのでしょうか。お断りしたケースはなかったという答弁がありました。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

この企画企業版ふるさと納税についてはですね、まず下限が10万円以上ということになっております。上限についてはないものだと思っております。

先ほど町長答弁がありましたように、企業にとっては9割が税制優遇を受けられるということで、企業としては企業のイメージアップとか、CSRとかSDGsの推進に役立てているというふうに思っております。

うちとしては町長も答弁しましたように、まち・ひと・しごと創生戦略の寄附活用事業、その中で地域再生計画というのをしっかり作って、それに照らし合わせて、これが該当するか、してないかというのを判断いたしますので、そのところでチェックをさせていただいている。

また、いろいろ世間では仮想ビジネスとかですね、いろんなことが起こってると思いますが、そういうところはですね、しっかりと注意しながら、審査をしながらですね、しっかりと取り組んでいるという状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

さっき出た、この仮想ビジネスとかいう本を私も読みましてですね、波佐見町は大丈夫だろうかと老婆心ながらすごく心配をしたわけでございます。それが今回この質問をした経緯でございますが。

先日ですね、私はある友人から、町内の友人から「うちの会社にこんなものが送ってきたよ」と言って、パンフというんですかね。4種類、これ頂いたんですね、こういう袋に入っている会社に来たものです町内の。企業版ふるさと納税で、平戸市の企業版ふるさと納税、企業版の願いとかこういうのが入って、意向調査票ですね。そういった4種類文書が来ております。こんなのやってるんだ平戸市はって思ったんですが、波佐見町もこういうことをなさっているのかということと、あと、なさってないとすると、企業版ふるさと納税に対しては、向こうから来るのをただ待ってらっしゃるのか、ということをお聞きしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

現段階においてはですねそこまで積極的に取り組みは行えていない状況でございますが。今後は貴重な財源となりますので、いろんなところに情報アンテナ張ってですね、それこそ企画をしていきたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

私的なことですが、私の知り合いが波佐見町にもふるさと納税するからって言ってくれたので「え、いいのかい」という感じで受けることにしたんですが、勉強してるうちに、普通の返礼品の期待をしないお金持ちであれば、企業版ふるさと納税のほうがいいのかと思って。これもあるよということを私は伝えました。

できればそれで地域再生計画にあった趣旨で賛同してくれれば、そっちにこの12月末までに入れてくれたらいいなと私は思っているわけです。私たちは、寄附を頂いた方々に単に感謝をするだけでなくですね、このふるさと納税と企業版ふるさと納税の制度を十分注意しながら上手に活用し、元気なまち波佐見。有為な若者を数多く輩出し続けられるまち波佐見にしていくために頑張っ取組んでいかななくちゃいけないと、今回質問をさせてもらって改めて感じた次第です。

すごく複雑で、注意しないと大変なことになるような制度ではありますが、皆さんが頑張っ取組んでいらっしゃることに改めて深く感謝をするところでございます。町民はすごく助かっております。

聞くところによると、これを飛躍的に伸ばしたのは、現町長であるというふうに聞いております。最後に町長のほうからですね、このふるさと納税に対して、町民に対して、伝えたいことをお聞きして私の質問を終了したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

ふるさと納税についてですが、決して私が入れたわけじゃございませんが。一つの考えとして、ふるさと納税についてですね批判的な考えもございます。ただ私が思うのは地方で子供を育てるのに、例えば大学まで出すのに、1人当たり2,000万円も3,000万円もあるいは4,000万円もかかって大きくするわけですよ。それがどんどん、どんどん都市部に吸収されていく。その見返りとして地方が頑張ってふるさと納税を得ることは、何ら私は罪悪感を持っておりません。ましてや、もっと地方にリターンしてほしいというぐらいの気持ちはございます。

ただし、おっしゃったように、ふるさと納税だけに頼っては確かに厳しいところがございます。じゃあ先ほど言われた利益分の9億をどうやって稼ぐのかと、これは簡単な話ではございません。企業誘致をしても9億円の税収が増えるかというところと決してそういうことはございませんので。

今ある制度は積極的に活用しながら、これを本町の貴重な財源として、波佐見町民の皆様に還元できるような町政を運営してまいりたいという所存でございます。どうぞ御協力よろしく願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

以上で、5番 岡村真由美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午後3時33分 散会

第6日目（12月9日）（火曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

城後 光 議員

持続可能な町運営について

脇坂 正孝 議員

1. 放課後児童クラブについて
2. 町長の所信表明について

北村 清美 議員

1. 地場産業「波佐見焼」における官民一体の共創対策について
2. まちづくりについて

三石 孝 議員

1. 波佐見町公共施設等総合管理計画について
2. 事務事業評価について

第6日目（12月9日）（火曜日）

5. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

6. 欠席議員

な し

7. 議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 古 賀 真 悟 書 記 一 瀬 若 菜

8. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企 画 情 報 課 長	澤 田 健 一
商 工 観 光 課 長	太 田 誠 也	施 設 整 備 室 長	大 橋 秀 一
税 務 財 政 課 長	松 添 博	住 民 福 祉 課 長	小 佐 々 慶 太
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	朝 長 哲 也	農 林 課 長 参 事	太 田 克 宏
建 設 課 課 長 補 佐	本 山 征 一 郎	水 道 課 長	伊 藤 幸 治
長 寿 支 援 課 長	井 関 昌 男	子 ども ・ 健 康 保 険 課 長	石 橋 万 里 子
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給 食 セ ン タ ー 所 長	林 田 孝 行	総 務 課 課 長 補 佐	坂 本 昌 俊

午前 10 時 開議

○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和 7 年第 4 回波佐見町議会定例会第 6 日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（尾上和孝君）

日程第 1. 町政に対する一般質問を行います。

これから昨日に引き続き一般質問を続けます。順次発言を許します。

8 番 城後光議員。

○8 番（城後光君）

皆さんおはようございます。通告に従い一般質問を行います。

持続可能な町運営について。積極的な財政政策や金融緩和の継続を求める現政権の発足以後、金利の上昇や円安は止まらない傾向が続いており、生活物資の価格高騰、市中金利の上昇傾向は今後も続いていくと思われま

す。このような環境の中で、波佐見町行政改革大綱にも記載されているとおり、自主財源を増やし歳出を抑える財政改革が、持続可能な町運営には必要不可欠となってくると考えます。

そこで、以下を問います。

- (1) 直近 5 年間の決算における、扶助費及び公債費の総額、並びに公債の金利状況はどうなっているでしょうか。
- (2) 波佐見町第 8 次行政改革大綱の要点と、公共施設統廃合計画の具体的な策定期間はいつでしょうか。
- (3) 職員のワークライフバランスを推進するためにも、町主催の行事を減らす考えはないでしょうか。
- (4) 自治会への支援を含め、まちづくり団体を強化するために、今後どのように取り組む考えでしょうか。
- (5) 町内企業支援のために、ふるさとづくり応援基金を活用したファンド等を設ける考えはないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。それでは 8 番 城後光議員の御質問についてお答えをいたします。持続可能な町運営についてということで、まず、(1) 直近 5 か年の決算における扶助費、公債

費の総額並びに公債費の金利状況というお尋ねでございますが。

まず扶助費でございますが、令和2年度は15億9,700万円、令和3年度は20億700万円、令和4年度は17億3,100万円、令和5年度は18億5,900万円、令和6年度は21億1,900万円となっており、5年間の総額は93億1,300円でございます。

扶助費の増減につきましては、国の政策や特別措置による単年度の増加を除きますと、認定こども園、保育所施設型給付費や障害者総合支援事業などの法制度上、恒常的に発生する扶助費については、制度改正への対応や、公定価格の上昇を背景として、近年増加傾向にあるところでございます。

次に公債費ですが、令和2年度は5億5,600万円、令和3年度は5億5,200万円、令和4年度は5億4,200万円、令和5年度は5億900万円、令和6年度は5億3,800万円となっており、5年間の総額は26億9,700万円となっております。

公債費につきましては、地方債残高の推移により一定の変動はございますが、おおむね横ばいで推移している状況でございます。

次に起債の利率についてですが、起債率の平均値で言えば、令和2年度が0.168%、令和3年度が0.294%、令和4年度が0.588%、令和5年度が0.974%、令和6年度は1.429%となっております。

利率につきましては、近年、金融市場の動向を受けて上昇傾向にありますが、本町としましては、これまでも適切な財政運営のもと、起債の活用にあたっては、できるだけ有利な条件で調達できるよう努めてきたところでございます。今後につきましても、金利水準を注視しながら、健全な財政運営に資するように適切な起債の管理に努めてまいります。

(2)波佐見町第8次行政改革大綱の要点として、公共施設統廃合計画の具体的な策定時期は、とのお尋ねですが。

まず本町の行政改革大綱は、国の行政改革の流れを受けて、昭和60年度に策定し、平成7年度に第2次大綱、平成11年度に第三次大綱策定以降、5年ごとの見直しを行っております。

現在の第8次大綱は、令和6年度末に策定し、本年4月から向こう5年間の計画期間となっております。策定にあたっては、係長級による推進幹事会で第7次大綱の検証を行い、あわせて提案を受けたうえ、第8次大綱の実施計画のたたき台を作成し、管理職で構成する推進本部で協議の上、大綱の素案を策定したところです。この素案を条例に基づき、関係機関代表で構成します波佐見町行政改革推進委員会に諮問をし、委員会で協議された内容が町長に答申され、策定されたものです。

そこで大綱の要点についてですが、条例に掲げられるように、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政の実現のためが基本となりますが、その時々社会経済情勢で大綱の内容は異なります。

本町においては平成初期の大型投資とバブル経済崩壊に伴い、町財政が厳しい時代があり、そ

の内容を反映して第3次大綱以降は、事務事業の縮小、予算の削減を基本としたもので守りの大綱であったかと思われます。

一方で、今回の第8次大綱の策定に当たっては、人口減少社会の到来を受けて、行政課題のみならず、自治会との関係や自治体DXの推進など新しい課題にも積極的に向き合う内容となっています。

また、具体的な施策である実施計画には、政策評価による事務事業の見直し、地域運営組織への支援、窓口改革の推進、人事評価制度の拡充、ワークライフバランスの推進など、削減一辺倒ではなく、言わば攻めの大綱であることが、これまでの大綱と異なるところだと考えています。

次に公共施設統廃合計画について。本町におきましては、現時点で公共施設の統廃合に関する個別の計画は定めておりません。公共施設の保有量や管理水準の見直しにつきましては、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するために必要であるとの認識のもと、波佐見町公共施設等総合管理計画を定め、施設ごとの状況を分析する取組を進めているところでございます。

総合管理計画におきましては、まず、各施設の利用状況や維持管理経費、将来事業などを検証し、目的に沿って利用されているものの利用者が少ない財産、また実現可能な改善策がなく、能力維持に限界が生じている財産を能力限界財産と位置づけ、維持管理の見直しを行うこととしております。

これらの分析の結果、複数の施設を統合することが効率性や財政面の観点から適切であると判断された場合には、統廃合計画として具体的な計画書を作成してまいります。また、統合に伴い、遊休化した施設につきましては、その施設本来の目的や地域における必要性を改めて検討し、利活用や処分の方針を整理してまいります。

(3) 職員のワークライフバランスを推進するためにも、町主催の行事を減らす考えはないか、とのお尋ねですが。

波佐見町は元気な町と言われて久しいところですが、その原動力の一つとして、年間を通じ様々なイベントが開催され、交流人口の拡大、地域の伝統行事の継承、町民の親和と融和など、大きな役割を果たしていると考えています。そのイベントに対する町の関わりについては、町が主催するもの、地域や関係団体が主催するものに町職員が協力を行うものに大きく分かれると思われれます。

前者については、休日を中心にした行事が20件程度あり、後者についても20件程度ありますが、その他町外イベントに伴う職員の対応もあるところです。そこで町主催の行事を減らせないかとのお尋ねですが、幾つかの行事を中止したり、他団体主催の行事の町内開催を見合せたり見直しを行っています。一方で行事や、イベントの趣旨や経過を整理する必要もあり、例えば町でしかできない規模であるとか、他の自治体では行っていない独自性があるかなどを多角的に検討する必要があると思います。また町職員が協力しているイベントも数多くあり、その主催者の理解も得る必要があります。

議員御提案のとおり、ワークライフバランスは働きやすい、また働き続けられる職場としてこれから重要な要素でありますので、行事そのものの廃止が難しい場合でも、イベント代行会社に一部業務を委託する、あるいは協力する職員の規模を縮小するなど、職員の負担軽減はこれからも考慮していくべきものと考えます。

(4) 自治会への支援を含め、まちづくり団体を強化するために今後どのように取り組む考えか、とのお尋ねですが。

2040年には団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口の絶対量の不足という危機に直面すると言われていています。自治体においても人手不足が深刻化し、職員の確保が難しくなる一方、災害リスクの高まりや老朽化したインフラの増加など多様な課題が顕著化するため、社会システムを再設計したり、新たな技術を地域社会へ実装したりしなければなりません。

そのために自治体においては、業務改善やAI、RPA等のICTを駆使した効果的、効率的な行政サービス提供するスマート自治体への展開が求められています。

このように人口減少と高齢化により自治体は人々の暮らしを支える機能が低下するため、新しい地域コミュニティの在り方として、町内会、自治会、まちづくり団体などの地域運営組織が、自治体では不足する部分について暮らしを支える担い手になることが求められています。

本町の場合これまで多くの皆様の努力により自治会組織はしっかりと構築されており行政との連携も順調ですが、一方で組織率の低下。特に若い世代の自治会離れ、役員の成り手不足、環境整備活動など、様々な問題も生じております。まちづくり団体も組織力や活動において、受皿となるには時間がかかる状況だと感じています。このような状況の中、今後の自治会や団体においてまちづくりを考える上では様々な在り方が考えられます。

例えば、公的な活動や協力を維持していくための地区担当職員や地域コーディネーターの配置。小学校区単位で組織を構成する小規模多機能自治の設置などのほか、自治基本条例やまちづくり条例を定め、自治会に公的団体としての位置づけを付与し、これまでどおり、またはそれ以上の活動を維持する考え方や、行政の仕事も地域の行事も無理なく実行できるよう最低限まで権限を削り、自治会に新規来住者の入会を促進し、加入率を維持するという考え方など、多種多様だと考えられます。

これまでの長い歴史の中で築き上げられた本町の自治会制度があったからこそ、現在の波佐見町が発展し、地域のコミュニティが活発化し、元気な町を育んできたことは間違いないと思われます。これまでどおり現状の自治会や団体に期待してはいますが、一方で今後、10年、20年先の波佐見町を考えると、このままのやり方で本当に持続可能な地域社会が維持できるのかは不安な一面もあります。

まだ活力がある今の時期に、自治会制度の問題点や負担感を整理し、自治会の負担軽減とコミュニティの在り方、町民の皆様が波佐見町に誇りを持って住んでいる地域に愛着を感じ住民自治に参加するなど、シビックプライドの気持ちを醸成できるまちにするためには行政側の頭の切

替えも重要であり、行政も自治会団体も変化に対応する柔軟性が求められていると感じています。

人口減少社会の到来により生じている様々な地域課題の解決を図り、持続可能な地域社会を構築するためには、行政と自治会をはじめ各種団体並びに町民の皆様が心を一つにして対応していただくことが何より重要だと考えているところです。

(5) 町内企業支援のためにふるさとづくり応援基金を活用したファンド等を設ける考えはないか、とのお尋ねですが。

ふるさと納税制度については、寄附金を地域課題の解決に活用することを基本理念としておりますが、総務省通知により寄附金を通し運用するいわゆるファンド事業や、収益獲得を前提とした仕組みを構築することは認められておりません。

したがって一般的に想定される投資型ファンドの形態で町内企業支援を行うことは、制度上極めて困難であると認識しております。一方で本町では、ふるさとづくり応援基金を含む基金についてこれまでは定期預金による安定的な運用が中心でありましたが、近年は複数の基金において一部を国債等で運用するなど、より適切な管理資産管理に努めているところであります。

また、こうした運用によって得られた運用益につきましては、それぞれの基金に積立て、地域振興のための財源として有効に活用しているところでございます。

ただし、これらはいくまで基金条例に基づく公金の適正な資産管理の範囲内で行っているものであり、収益獲得を主目的とする新たなファンドを創設することは、制度の趣旨からも異なるものでございます。寄附者の信頼を確保し、制度の適正な運用を維持する観点からも、投資性を前提とする仕組みの導入には慎重であるべきと考えております。

本町といたしましては、町内企業の振興が地域経済にとって極めて重要であるとの認識のもと、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえつつ、制度と整合する形での支援の在り方について、国の動向や他自治体の事例も注視しながら引き続き慎重に研究してまいりたいと考えております。以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

それでは再質問に入ります。まずですね、ちょっと町長にお伺いするんですけど。先ほど答弁にもありましたが、金利がですね、特にこれから金利の話いっぱいするんですけど。基本的に長期金利の指標になってくる10年物のですね、国債の金利を基準に話をさせていただきたいと思いません。

今年に入ってからのですね長期金利の動向で、一番年初は1.9%、1.8%ぐらいだったんですが、今日で大体1.97%、もう2倍近くになってます。こういう状況を踏まえると、波佐見町はふるさと納税のおかげで基金も積み上がってまして、公債費の伸びを抑えられてるんですけど。非常に影響するのは長崎県とかだと思えるのですよね。かなり公債発行されてますので。国もそうですね、1,000兆円以上発行されてます。

そういう状況を踏まえると、本町の財政にもいろんな形で影響を及ぼすと思うのですが町長いかがお考えでしょうか現状ですね。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりですね、金利が非常に上がっておりまして、本町が事業を行う上で事業債を借りるわけですが、現在本町が主に借りておりますのは財政融資——国が発行する起債、それから地方公共団体債ですか、非常に有利な金利でございますので、こういったなるべく低い金利の起債を対象としておりますが、これは確かに上昇しております。

これは償還年数等に応じて、かなり金利は変わりますが、将来の負担財政、財政負担を考慮しながら計画を立てておりますのでその中で、本町の財政に無理のない範囲での起債という計画を立てておりますので、幾分心配しておりますが、これ以上金利が上昇しないことを非常に望みますが、これは私たちの力でどうすることもできないことでございますので。その中で最低限の借入れを行っていくという状況であるというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

いろんな形で町単独ではある程度、問題ないような形で運営されていくと思うのですが、先ほど申し上げたとおりですね、国の交付金とか県の補助とかですねそういうものが今後減っていく可能性は十分考えられるわけですね、国も県も非常に多くの公債を発行してますので、利払い費が増えればその分削らないといけない部分は出てくると。建設事業とかもですね、補助が減ってくるというのは十分考えられると思いますので。今後もぜひ注視していただきたいなと思います。

それではちょっとお伺いするのですが、令和6年度までで1.429%という形で、ここ最近上がってきてきたということなのですが、令和7年度の公債を発行されていると思うんですけど、金利の利払いの状況はどういう形にあがってますでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

地方公共団体からの出資で設立されております、地方公共団体金融機構——先ほど町長が申し上げました——の比較で言いますと、償還期間が20年以内というところでちょっと比較をさせていただきますと、去年の11月、令和6年11月末は1.55%なのに対して、令和7年11月末時点は2.25%と0.7%上昇している状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

これを見ても1年間で1%近く上がっているということで、国が1,000兆円として、幾ら上がる利払いが増えるか、簡単に書かれて10兆円以上増えると思うんですけど。かなり大事だなと思い

ます。

で、併せてですねちょっとお伺いしたいのが、町のほうでも基金を運営されておられると思うのですが、利子の状況ですが、当初予算に比べて利子は想定より上がっているのかどうなのか、その辺分かればお伺いします。

○議長（尾上和孝君） 串島会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（串島佳織君）

基金の利息の状況でございますが、金利の上昇や債券購入によりまして全体的に利息は増加しております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

全体的に当然市中金利が上がってますので利息も増えているという形で。これまで最近新聞でも少しずつ出てきています、国債で基金を運営されていて、もともと買っていた部分よりも、国債の表面的な価格が下がっているのので、評価損で自治体で何十億、何百億という形で損失が出ている自治体もあるというふうに伺っています。

今まで1999年にゼロ金利政策というのが開始されて、そこからずーっと金利が下がってきた。それが今後上がっていくというのが、もう25年間のスパンで起きなかったことが起きるので、多分財政運営も今までのやり方、ちょっと考え方を変えていかないと、どんどんどんどん物の値段が高くなる一方で、金利も高くなるので、借入れもなかなか難しいという状況を、頭をちょっと切替えていかないと、いろんな事業がやれないというのを認識していただくために私今回質問をさせていただきます。

お伺いするんですが、今先ほどですね申し上げたとおり1999年、平成11年ですね。ここからそういう形で金利が下がっていくという社会になってきた。そのときちょうどですね波佐見町で言うと、先ほど町長答弁にもありましたが、行政改革大綱もそうですが、ちょうどですね1999年に財政構造改善計画というものが打ち出されまして、というのが、ちょうどウェイブホールが建設されたり、学校の新しい中央小学校とかいろんな部分でインフラの整備が進められたりしたので、公債費の出費が急に増えたときで、このままでは町の運営が立ち行かなくなるということでですね、当時就任されたばかりの一瀬町長がですね、こういう部分の計画で——計画自体はあったと思うのですが、一瀬町長就任前から。町長に就任されてから、いろんな形でもう財政を切り詰めて、公債をなるべく発行しない方向に切替えを、かじ取りをされました。

ここで伺いするのですが、当時からいらっしゃる職員さん何名か、結構な形で多分いらっしゃるんですけど、99年からいらっしゃる。ここに、議場に。その中でちょっとお伺いするんですが、町長もですね、この場でいらっしゃるって伺いしたいのが、ちょうど99年か98年かだと思うのですが、商工企画課と農村——農林課が多分統合されて産業振興課になったと思うのですね。

それから国とか県のそれこそ三位一体改革とかいろんな部分で、補助金が削られるタイミング

だったと思うのですが、事業される上で御苦労があったかなと思うのですが。町長その当時を振り返られていかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

議員おっしゃったとおりですね、平成11年に財政構造改善計画の策定をしております。これは先ほど御指摘のとおり、当時の平成10年度末の起債残高が81.7億対し町の単年予算が約50億円。単年予算をはるかにオーバーする起債残高ということで将来が危惧されたわけですね。

翌年平成12年には、その公債費、今後の公債費を適正化するための公債費負担適正化計画も平成12年には策定をしております。そういうことで将来の財政運営が非常に危惧しての措置でございました。

思い起こせば、その当時その2課が一緒になって産業振興課というのができました。これは商工、農林、併せた課でございますので、あわせてそこに農業委員会も一緒にくっついておりましたので、当時の課長は連日連夜、会議で非常に多忙を極められたなという記憶がございます。ですから産業振興課恐らく2年ぐらいで解消して、また元に戻った経緯があるんじゃないかなと思います。

と申しますのは、本町は窯業と農業が基幹産業と言いながらそれを一つの産業にまとめることは確かに、機能的であったかもしれませんが、そこで働く職員にとって、まとめる管理者にとっては大変な激務であったなというふうなことでございますので、それでまた分けて、組織をし直したということでございます。

その当時、本当に厳しかったのは、例えば予算査定の中で、今までは2人で行ってた出張は1人で行きなさい。県外出張は認めません。なおさら研修旅費なんては認めませんと。本当に切り詰めた財政であったと、予算査定であったことを非常に記憶しておりますし、それがよかったのかどうかは別として、そういう状況でないと乗り越えられないというふうな厳しい状況であったことは言うまでもございません。以上です。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

非常にですね大変だったかなと思うんですが、あわせてお伺いしたいのが、同じ産業振興課にいらした、総務課長も当時いらしたと思うのですが。これからですね、多分10年以上なかなか地域の要望に予算が応えられないという状況がずっと続いたかと思うのですが、そのあたり御苦労いかがだったでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

私はですね、平成11年度から財政係のほうにいました。先ほど町長が申したとおりですね、大変危機的な財政状況であって、やはり平成12年度に自治会制度が始まりまして、いろんな会議

をする中で、地域の要望が会議で上がってきて、その当時の課長・係長がですね、こういったことできないかというところで、いろんな話をしていたのを覚えております。

一方で、その後に平成15年に三位一体改革。そして平成17年度に集中改革プランということで、やはり五、六年はほとんど地域の要望が聞けない状況でありました。なので大変地域の方も町政に対してですね、大変不信感があったと思うんですが、そこに我々も説明を尽くしてですね、理解をしていただいて、その難局を乗り切ったということをよく覚えています。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

なぜこういう質問をですね、あえてするかというと今、課長とか町長も含めて、厳しい状況知られてる方がいらっしゃるからこそですね、現状はふるさと納税がおかげさまで、たくさんの寄附を頂いて基金が積み上がっている状況で、財政的に決して厳しい状況ではないので、今後ですねそういう形でどんどんお金が今まで以上に出ていく状況が続いていくので、その当時を知られている課長さんがいらっしゃるうちにですね、やはり苦労した経験も新しい職員さんに伝えていただく機会にさせていただきたいなと思ってちょっとお伺いしました。

ちょっとお伺いします。まず、先ほど申したとおりですね、金利の上昇が続いています。これ今、見ていただいているのが政府が国債を発行している状況です。ちょっとグラフ細かい数字は分からず分かりにくいと思うんですけど、平成12年。先ほど集中改革プランとか波佐見町でいろんな財政が厳しくなったときから、急に伸びてますね。公債国債の発行が。同時に、その当時から金利がずっと下がってたんですよ。それがもう去年ぐらいまでずっと続いた。

だから利払い費が抑えられてきた。これだけ発行が積み上がったとしてもですね。ただ今後金利が上がっていくわけですよ。これがこれだけたくさん発行している状況が、国自体も耐えられるのかなと不安になるぐらい、厳しい状況が今後見えてるというものをちょっと頭の中に置いていただきたいなと思います。

これ長崎県の発行状況——県債の発行状況です。最近は若干抑えられてるとはいえ、年間に1,000億円近いですね、発行されている状況です。

次のページいきます。これが波佐見町の公債費なのですが。当然ながらふるさと納税左側が基金ですね、基金の繰入額。右側下のほうが公債費の状況なのですが、基金のおかげで公債を発行しなくても済んでる状況という形で、波佐見町自体は、国県の状況とはやはり違って、独自に安定的に運営できてるという状況ですので、危機感がやはり違うと思うんですね。職員さんの状況と。

例えば私いろいろこの資料、勉強する中で、北海道の場合だと20%公債費に歳出の全体を占めてるんですよ。ってなると例えば先ほど申したとおり、1%ですね利払いが増えると。もうかなりほかの事業ができなくなるという状況で、厳しい状況。ただ波佐見町はそういう環境がおかげさまですぐには実現しないので、国とか県とかの危機感とやはりずれてくると思うので、その辺

は随時、危機意識はいろんな職員さんに持っていただいて、日頃の業務に当たっていただきたいなと思います。

次にちょっとお伺いするのが、先ほど長崎県の県債の発行状況をお示ししたのですが、長崎県の県債の残高は、令和6年度末で1兆2,049億円あります。これが全部ですね、利払い費が増えて負担があるわけじゃないとは思いますが。

長崎県の財政の説明資料の中で、この金額のうち地方交付税の振替で発行が認められている、特別地方債を除くと8,608億円という数字がありました。

これを単純に1%先ほど1年間で利払い負利率が増えてましたけど、1%とすると86億円増えるわけですね。そんな単純ではないですけど計算的には。ただ今後も金利が上がっていくと考えると86億円ですね。

令和7年度長崎県の当初予算で、普通建設事業で補助事業が787億円です。もう1割超えるわけですよ、利払い費で食うわけですね。となると1割、極端な話ですね、1割県の補助事業が減らされてもおかしくない状況が生じます。

これまで県北振興局にいらした副町長にお伺いするんですけど、県の事業が1割減るってどれぐらいのインパクトだと思いますか。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

正直ですね、私も県にもおりましたが、県の財政当局で仕事をしておりませんので、全体的な財政構造そのものは理解しておりませんが、県の場合は21市町をフィールドとして行政をしておりますので、そういった中で公共投資も波佐見町とは違う規模で投資が行われております。

特に長崎県の場合は市町村と違なり、有利な交付税付きの起債というのが限られている中で、先ほど8割というふうなお話聞きましたが、そういったものを常に意識しながら財政運営に当たっているというふうに思います。

そういった中で、1割を占める利払いが発生するということは、長崎県についても大きな影響はあると思いますので、そこはしっかり財政当局として将来構造を見ながら、運営しているものと理解しております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

そうですね、」財政部局でいらっしゃらなかったんでちょっとぴんときないと思うんですけど。ちょっと一気に飛びまして、公共施設がですね、先ほど申したとおりウェイブホールができて25年ですね、その他の施設もそろそろ更新の時期になります。

これ波佐見町の公共施設等総合管理計画の案の中に入ってる資料なんですけど、今後35年間に、この令和4年度改定したタイミングで、想定される数値なんですけど。今後35年間で585億円、685億円ですかね、のコストがかかる想定になってます。

ここでちょっとポイントなのが右側に細かい数字ですけど。単価があくまでも大規模改修で25万円、建て替えて40万円と想定したときにこの金額なんですよ。ちょっとお伺いするんですけど、どなたか分かる方にお伺いしたいんですけど。

令和4年度に、この単価と思いますが、今令和7年度でこの辺の改定をするとすればどれぐらいの単価上がっていると思いますか。

○議長（尾上和孝君） 大橋施設整備室長。

○施設整備室長（大橋秀一君）

まず新庁舎の平米単価につきましては、45万円で造らせていただきました。その当時も何と云うのですかね。他市町村をちょっと調べてたんですけど、60万円、70万円、今はもう平米単価が本当100万円行くところもあります。それで不落になったりとかする状態があります。

それです、今図書館の計画をされていて、私のほうも概算工事費をはじいているのですが、大規模改修になります。改修する部分と増築する部分がございますが、改修で50万円で、もう単価を今はじいております。それで増築——新築の部分で、80万円で計画をしております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

びっくりしたんですけど。これ細かい数字なんで、ちょっとインパクトだけを御説明すると、先ほど申した金額ですね。公共施設をこのまま建て替えの計画ですね。この間ここで上げられているのが。今後35年間——当時で585億円だったんですよ、単価が先ほど申したとおり大規模改修の場合だと25万円建て替えだと40万円の計算なので、今室長がおっしゃった計算でいうと倍になるわけですね。

単純に図書館の大規模改修50万円で、建て替え80万円という形になると倍になる。となると、今後35年間に単純にですよ、585億円の倍なので1,170億円かかるわけですよ。

となると、やはりずっと今回の議会でもそうですし、前回の議会でもそうですけど、公共施設等総合管理計画が出てきますけど、これやはりしていかないと、とてもじゃないけど財政負担厳しいですよ。

先ほどほかの同僚議員も質問されてましたけど、結構悠長なこと言っていれば図書館だけでもこれだけコストがもともと以上にかかっているわけなので、学校施設もそうですけど、ほかの公共施設に関しても改修するだけでも相当な金額が、今まで以上に想定以上にかかってくるので、先ほどのグラフで言ってもですね、2030年あたりから急激に更新の時期を迎える施設が増えてくる。となるともう5年しかないわけですよ。

当然ながら町民の方の意向とかいろんな部分ありますけど、そもそもの財政が成り立たなくなればですね、その施設が残ったところで、皆さんサービスを受けられない状況になる。これが一番結局町民の方にとっても困る状況だと思います。私はですね。

ですので、ぜひ財政面からですね、もう少し危機感を持って、いろんな計画を進めますというのうたわれています。ただ私の答弁の中で私もいろんな質問をずっとしてきましたけど、いつからという部分はないので、ちょっと危機感を持っているんですね。というのがもう5年ぐらいに待ったなしで、改修の時期きてます。昨日も、青森で大きな地震ありましたけど、いつ日本全国地震等が発生するかも分かりませんし、起きたら起きた国は建て替えなり、改修しなさいという形で指示が来ますので。

前もってこういろんな計画を立てていかないといけないと思うんですが、改めてお伺いするんですけど3月議会でも更新に向けて、いろんな計画を具体的に、もうやめるとか統合の部分、いろんな基準をつくっていくという答弁もありましたけど。具体的に今年来年度に向けてですね、何かしらその施設の管理に向けた基準をつくる計画というのは、つくられる予定はあるんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

今のところはですね、計画を策定する予定はございませんが、更新の場合はですね、本当に更新が必要なのか、面積が必要なのか、統合廃止はできないかというところを建物ごとに——来年度、総合管理計画、もう一度立てますので、費用面も含めて検討をしてみたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

ぜひ来年度建てられるということであればですね、そこで具体的に見直す基準をはっきりしてください。というのが、今後もいろんな設備、3月議会でも指摘しましたが、古民家とか新しい取得物も増えてますので、今度は減らしていかないとですね。維持管理だけでも、やはり先ほどのコストもそうですけど、莫大なお金がかかっていくので。今度減らす方向にかじを切っていないとですね、どんどんどんどん負担だけ増えて、そこをメンテナンスする職員さんの負担もかかってくると思いますので、ぜひ具体的な計画が進められることを望みます。

そこばかり言ってもう終わりますので、自治会の支援を含めて、いろんな強化をするというふうに、行政改革大綱でうたわれていますが、具体的にですね、これまでもまちづくり団体の強化とかいろんな部分をされてたと思うんですけど。先ほども答弁あったとおりなかなか担い手が増えていかない状況で、何かしら令和8年度に向けて、自治会強化とかその辺で、町として取り組む方向性は考えられていますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

自治会の支援といいますと、今現状やってるような支援が続いていくんだろうなということをおもっております。そういう中で、特に東地区においてはですねまた新たな東地区だけ集まった協

議会等もされておりますので、そういうところはいろいろ意見交換しながらですね、注視していきたいなと思っております。

また一方で、まちづくり団体についてはなかなかこう、忙しい時代になってくると、活発になっていない部分もあります。ただですね令和8年度に向けて、新たなまちづくり団体と申しますか、DMCと申しますか、DestinationManagementCompanyというのがあるんですけど。観光分野だけじゃなくて、波佐見町にちょっと適したような新たな組織って申しますか、まちづくり公社的なですね。新たな組織の動きもちょっとありますので、県も含めてどういう支援ができ、いけるのかというところをですね、今ちょっと県とも協議をしているところであります。

そういった新たな動きも出てきてるといふところですね、そういうところがまたいろんな受皿になっていただける可能性は十分にやってくるというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

これは、その前の項目の職員さんのワークライフバランスの部分にもちょっと合わさるんですけど、正直もうずっと聞き飽きていると思っておりますけど、やはり、波佐見町は行事が多いので、それが負荷って言って自治会とかも参加しない方もたくさんいらっしゃる現状もあります。職員さん自体も行事が多いので、ちょっと敬遠するという動きがあったというふうにもお聞きしています。

その中で、やはり今答弁あったとおりですね、もうその新しい団体さんとかにお金を払っても、行事の支援とかやってくれという部分を割り切って、職員さんがしないという形に進めていくのも一つの手かなと。そうすればその団体さんも、そこで運営する費用も尚、出てきますので、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

今ですね、いろんな若い人たちもそういった組織をつくったりとか、そういう動きもあつたりしております。そういう皆さんにはいろんな支援をしながら盛り上げていっていただきたいと思っております。ただですね、それを運営していくってのは、もう本当簡単じゃないですよ。ある程度行政も伴走的にやりながら、ずっと引き継いでいくような形がとれば、こういう職員の働き方という方というところにも、うまいこといくのではないかなというところを考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

総務課長何かマイクを上げられましたけど言いたそうなので、行事をやられる、ずっと町の行事をやられて、職員さんの負荷を減らすという観点からですねどういふふうにお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

特に他意はなくマイクを上げたのですが。

澤田課長が言ったとおり、今後地域に引き継ぐとなれば、やはり手順あるいは理解を深めていただくということが必要だと思います。

職員もやはりワークライフバランスをとるというのを主眼に置いてる職員も増えてまいりました。したがって、我々もそこを念頭に置きながら、一つは主催行事を見直す。ただ町長答弁があったとおり、やはり町で行うべきものはしっかり行うと。そう踏まえて地域で行えるものにしっかり移管する、その理解を得るためのプロセスを、しっかり踏んでいくというのが必要だと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

これ難しいんですけど、今まで職員さんがしていた、いろんな行事のサポートって、結局そこがはっきりお金で見えないのですよね。なので、今までずっとしてきたから、職員さんがやるべきものという形になっている可能性もあると思うのですよ。なので、一度もしよろしければ、金額ベースで換算してみてもどうでしょうか。

いろんな職員さんが、行事のサポート、主催行事じゃなくても出てると思っておりますけど、金額換算したらどれぐらいのことをやっているというのを一度可視化してみたら、どれぐらい負荷がかかっているというのが分かるのではないかなと思うんですけど、いかがですかね。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

実は今回質問いただきましたので、新しく入れた庶務管理システムで職員の土日の勤務をちょっと調べてみました。11月末現在で延べ542人、1,861時間勤務をしております。

そのうちイベントがどのくらいかというのまではちょっと精査はできませんが、少なくともイベントに出た分の時間外の算出でございますので、おおむね正確なのかなと思います。

これを時間給に換算するというのはちょっとまだ行っておりませんが、少なくとも、延べ1,861時間にそれぞれの職員の時間外を足すとおおむね出てくるとは思いますが、この場でもまだ積算しておりません。やはりそういった視点からもですね、精査をする必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

1,861時間かける単純に1,500円としても、300万円とかかかるわけですよね。別にその金額が云々じゃなくて、ある意味で、それをやろうと思えばもう会社組織ができそうな形になるのですよね。だから課長がおっしゃるとおりすぐにはできません。時間をかけて移行していくと思っておりますけど。それぐらいのことを今まで波佐見町の職員さんが皆さんでやられていたことなので。ただ、もう行政の課題も増えてくる、職員さんの数も減ってくるとなると、もう多分中でできなくなるとは思うのですよね、物理的に。なので、徐々に外部の機関に移していくという動きをぜひ今後

令和8年度からですね具体的にさせていただければなと思います。

最後に町内企業の支援のために、ふるさとづくり応援基金を利用したファンドを設ける考えというのは、総務省の基準からは難しいということなのですが。これまでも、いろんな議員各位からですね御提案あったのですが、私のほうで一つ提案するのが、和歌山県の橋本市は産業振興基金というのを設けてあります。基金をですね。

それを使って、市内の企業さんが自社の製品を開発する新商品とか、そこに上限で100万円支援をされています。これが結果的にふるさと納税の返礼品になるとかというのを市としてもPRをされています。

やはり私が何でファンドって言ったかという、基金をつくと、なかなかそこから出すという機動性がないので、何かしらい事業があれば、これはお金を出しても、ふるさと納税の返礼品なるね、とか。何かしらそういう流動性が高い、支援の仕方というのを今後検討していただかないと、やはり波佐見焼とか今までの返礼品に依存していると、なかなかふるさと納税の寄附額を上げることは難しいと思うので、どんどん開拓をしていかないといけないと思うのですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

本町ではそういうファンド的なですねものは用意しておりませんが、ふるさと納税3.0というのを実施しております。ちょっと実績を申し上げさせていただきますと、昨年から出ておりました、器づくりを支える窯の修繕プロジェクト。これが利左エ門窯様ですけど11月末で終了をいたしまして、寄附額が934万6,000円集まっております。

もう一点ですね、器で人々の健康を支えたいということで、減塩サポートの器づくり。こちらが國右エ門窯様で、まだ期間が残っておりまして12月末までなのですが、これの寄附額が626万1,000円。どちらも必要経費の全額が集まっておりますので、全額を交付する、この中で、交付予定額といたしましては、利左エ門窯様が250万円程度、國右エ門窯様が190万円程度になると思いますが、どちらも事業が実施できるような状況になりますので、こういったふるさと納税3.0とかを活用しながらですね、企業の支援をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

去年までポータルサイトの関係上で、ふるさとの3.0に関してはなかなか寄附額集まらなかったのですが、今年から外部のポータルサイトにも掲載いただいて、非常に寄附が集まっている状況です。

こちらは窯の修繕とかに使われるということですので、多分町内でもほかに同じような課題を抱えられている事業者さんもたくさんいらっしゃると思うので、ぜひこの事例一つの成功事例を横に展開していただいて、もっと多くの事業者さんが、このふるさと納税を直接ですね、自社の

経営改善につながるような動きに支援していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議員おっしゃられたとおりですね、いろんな町内の主要産業であるやきものの窯元さん等についてはですね、同様な取り組みのやり方というのは非常に今回のケースというのは参考になると思っております。

当然その情報の共有であったりとか、取り組みへの支援ということで、情報を共有しながら我々としても支援の在り方等も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

これまでの城後議員の御質問の中で、ちょっと以前の話になりますが県債の利息の話がされましたが、地方債は変動金利でなくて一応固定金利で借り上げておりますので、現在の借入残高がそのまま1%上昇するののかというのは、そういうことではございませんので一応皆様の誤解のないように説明をしたいというふうに思っております。これから借りていく金利が上がっていくという状況でございます。

それから、職員がイベントに出たから地域の活動には参加しないというふうな御発言ございましたが、これは逆にイベントにも積極的に協力してくれる職員は、地域のイベントでも主になって活躍している職員が多いというのが現実ではないかなというふうな思いでございますので、その点の御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君）

以上で、8番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、2番 脇坂正孝議員。

○2番（脇坂正孝君）

皆様こんにちは。私は次の2件について質問いたします。

1. 放課後児童クラブについて。

本町では、各小学校区で3施設が運営されている。令和7年度は「よりそっと」でも緊急的に受け入れているが、全体的に定員に余裕がないように思われる。

そこで、次のことを問います。

（1）3施設の定員と受け入れ人数の今後の見通しはどうか。

(2) 令和8年度の利用希望案内(町のホームページによります。)では、3施設とも余裕がないように見えますが、定員超過の場合はどのように対応されるのでしょうか。

(3) 南小学校区の放課後児童クラブは、施設の利便性や立地条件などから、施設の早急な移転が必要であり、公設民営化すべきであると考えますが、どうでしょうか。

2. 町長の所信表明について。

前川町長が就任されてから3年が経過しました。令和4年9月議会で町政に臨む所信を表明し、「継承・変革・進化」を基本方針とした重点施策を述べ、学校給食費の完全無償化や「こども家庭センター」の設置などの各種事業に取り組んでこられました。

そこで、次のことを問います。

(1) この3年間で各重点項目はどの程度達成できたと考えておられるのでしょうか。

(2) 今後の取り組みをどのように考えておられるのでしょうか。

以上でございます。

○議長(尾上和孝君) 前川町長。

○町長(前川芳徳君)

それでは2番 脇坂正孝議員の御質問にお答えをいたします。

1. 放課後児童クラブについてということで、(1) 町内3施設の定員と受入れ人数の今後の見通しについてのお尋ねでございますが。

令和7年5月時点で東小学校区の放課後児童クラブは定員70人に対して、随時利用を含む登録者が103人、中央小学校区は定員70人に対して登録が118人、南小学校区は定員40人に対して登録44人といずれもクラブの定員を上回っている状況です。

今後の見通しとしては、既に今年8月に小学校6年生以下の児童を養育する保護者を対象に、放課後等の子供の居場所確保のための調査を実施しニーズを把握しています。この調査結果を踏まえ、今後の方針を定めるためのプロセスを進めています。世帯ベースの回答率は44.52%ですが、年中年長の幼児を持つ保護者からの回答率が特に高く、令和10年度までは現行の定員総数180人を上回る需要が見込まれる結果となっています。

(2) 令和8年度の利用希望案内では、3施設とも余裕がないように見えるが、定員超過の場合はどのような対応をするのかのお尋ねですが。

令和8年度については町内の3クラブを利用できない中央小、南小の児童は、令和7年度と同様にこども家庭センター「よりそっと」の緊急対策を実施する予定で、既に利用申込みを受け付けています。

(3) 南小学校区の放課後児童クラブは施設の利便性、立地条件などから施設の早急な移転が必要であり、公設民営化すべきではないか、とのお尋ねですが。

現在運営されている南小学校区の放課後児童クラブから将来的に閉鎖の申出があり、新たな受皿が必要になっております。

アンケートの分析では利用者のアクセス性や利便性の向上、送迎時の安全確保を求める声が多く寄せられており、これらの要望を的確に反映させることが、サービスの質と継続性を確保する上で不可欠であると認識しております。公設民営以外にも、民設民営で公募する選択肢も考えられますが、南小学校周辺で40人以上を収容できる施設を民間で用意することは難しいと判断しています。

したがって、議員の御指摘のとおり公設での設置を検討しているところです。ただし少子化など、将来の流動的な要因を踏まえ、運営形態については、民間委託が適切か、直営で直営が適切か現在検討を始めているところです。

次に2. 町長の所信表明についてということで、町長就任から3年経過したということで、(1) この3年間で、重点項目はどの程度達成できたと考えているのか。(2) 今後の取り組みをどのように考えているか、とのお尋ねですが。

私は令和4年9月の選挙において、「波佐見町の勢いを止めない」を目標に継承・変革・進化の基本方針を掲げ、町長に就任をいたしました。以来、この3年間、様々な施策を実施してまいりましたが、これもひとえに町民皆様の温かい御支援、様々な場面における協力、そして建設的な御提言をいただき、円滑な町政運営ができているものと考え、深く感謝を申し上げる次第です。

町議会におきましても立場は違えこそ波佐見町をよりよくしようとする、同じ方向性のもと、様々な議論の中、町の施策の決定に御協力をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。

加えて施策の実行に際しては、町職員の献身的な職務執行があることは言うまでもありません。私が町政運営の信条としていることは多くの方の声を拾い上げ、町民皆様や議会と共有し地域課題として向き合うことです。

一瀬町政6期24年の実績を継承しつつも、時代の変化に柔軟に対応できるよう変革を行い、多様化複雑化する地域課題と、町民皆様からの期待に応えられるよう、施策の進化を図ってきたところでございます。

そこで、この3年間で各重点項目はどの程度達成できたかとの御質問ですが、選挙公約や所信表明でお示ししましたとおり、大きく子育て世代に対する施策、地場産業の振興、高齢者の支援、観光交流人口の拡大、生活基盤の整備、教育文化の振興、自治会活動の推進、自治体DXを掲げているところです。

その達成については、小中学校における学校給食費が完全無償化、保育料の第2子の無償化、こども家庭センターの設置、窯業界における人材育成支援の実施、廃石膏リサイクルの仕組みづくり、高齢者タクシー制度の充実拡充、観光交流人口の回復と拡大、町道等の基盤整備、教育環境の充実に加え、住民票等のコンビニ交付開始、電子申請システムの導入など、自治体DXも着実に進めてきたところです。

また懸案でありました新庁舎の整備も終了し、防災機能の充実と行政事務の効率化も図ってき

たところでは。

加えて、西肥自動車の川棚内海線の廃止に伴い、かわたな・はさみタウンバスも関係皆様の御理解と御協力により無事開通し、これまで順調な運行がなされています。これらの施策に定住奨励金、移住定住施策、創業支援制度などが呼び水となり、民間事業者の宅地開発が功を奏したことが、令和6年において74人の社会増を達成できた要因の一つと考えています。

一方で小児科誘致など、取り巻く環境の変化に伴い達成できていない項目や、自治体DXなどさらに推進を行う項目もございます。そこで、今後の取り組みをどのように考えているのかとのお尋ねですが、天草陶石の値上げや昨今の人材不足に起因する陶磁器産業の環境の変化、地域公共交通の再編論議などに加え、物価高騰対策、今後の自治会の在り方、職員の在り方改革など新たな課題も発生しています。

また堅調な推移を見せているふるさと納税制度ですが、制度が厳格化されており、その動向にも注視する必要があります。

我々地方自治体を取り巻く環境は常に変化し、町民皆様から寄せられる要望や期待も変化しております。今後の取組について、個別の事業事案については、これまでも機会を捉えて説明を行っておりますが、波佐見に住みたい、住んでよかったと思っていただけるよう、多くの声を拾い上げて選ばれる波佐見町として、その課題を一つ一つ解決できるよう、町民皆様や議会と情報を共有することが重要と考えております。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

3施設の受入れ状況ですね。これを答弁いただきましたが、全体的にやはり施設の定員に対して、希望者が多いというふうな状況になろうかと思っております。まずそれでお尋ねでございますが、令和8年度までですかね。入所の応募者これは今後とも増加傾向にあると判断されるのか。それとも減少傾向になると判断されるものか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今後の希望者といいますか、状況ですが。先ほど申し上げましたアンケート結果が回答いただいているのが、直近にクラブに入りたい、クラブに入る年齢に達するお子さんに対してのみですので、そこで判断しますと10年度までは定員をオーバーするような状況になっております。

それ以降のお子様の意向というのがまだ把握はできていないところでありますが、若干少子化の影響もございまして、あるいは一方で共働き世帯が増えるとか、そういった状況もありますので、減ってはいかないのかな。現状維持かもしかしたら多くなることも考えられるのかなというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

おっしゃるとおり当面は生徒数、児童数もほぼ横ばいということも考えられますし、少子化の影響で減る時代もやがてくる。しかし保護者の就労と申しますか、それがずっと、場合によっては上昇するというふうなことで。そういったことで私なりに考えますと、まだまだやはり状況、希望は増えるんじゃないだろうか、入所者は増えるんじゃないだろうかというように思っております。

政策の成果説明でもですね、小学生の安全・安心な居場所として、放課後児童クラブのニーズが高まってきていると。そして専用施設を利用して、適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図りますというふうなことで書いてありますが、一応ですね。先ほどの答弁にもありましたとおり、今年の8月ですか、波佐見町内の放課後クラブということで、これはホームページにも出してあります。どこももういっぱいなんです。各3つの施設とも、それぞれいっぱいになっております。

まず、一つは送迎数の上限に達しているため、南小学校区の児童については、令和8年度の受け付けはできませんとか、それから関係園の卒園児、及び同クラブに通所している児童を優先して受入れします。

そしてまた、施設Bについては、利用希望者多数のため、姉妹園の新1年生と兄弟がこども園に通所している児童に限ります。

そして、施設C。予定人員になりましたので、受け付け終了しました。というふうなことで、それぞれ既にもう1年近い前から、どこも余裕がないというふうな回答でございます。

その中で南小学校の校区で定員超過ということで、一部「よりそっと」、こちらのほうに通所しているということですが。「よりそっと」に通所している児童数、これは今何人でしょうか。

それと、南小校区と中央小校区ということでございましたけど、校區別にはどうなりますか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今1年生のお子さんで中央小校区で8名、南小校区で9名のお子さんをお預かりしております。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

これが「よりそっと」ですね。これは役場の前にありますので、皆さんよくよく御存じかと思いますが、南小学校の児童はどのようにしてここまで来ておりますか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

9名ということで、全員来る時はジャンボタクシーを利用しております。場合によってはですね小型タクシーの場合もありますが、通常ジャンボタクシーで送迎を行っております。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

交通費の負担はどうしてるんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

民間クラブと同様に送迎分の負担としまして、保護者の方からは月額500円を頂くようにしておりますが、大部分のほうはですね町が負担をしております。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

保護者から500円という負担ということですね。あとの負担はどんななっているのですか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

大体ですね片道といいますか、南小学校から役場まで2,000円ぐらいの費用がかかっておりますが、その部分はですね、町が負担をしております。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

「よりそっと」によります緊急的な措置。これはいつまで続けられる予定ですか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今の緊急的な措置といいますか、対策事業については予算ベースで言いますと、1,000万円を超える事業費となっております。そのうちですね70万円程度が一部ですね補助金を頂けるところがございます。保護者負担は月額五、六千円頂くというところでですね。

ですがおおむね町の単独費で運営をしている部分がありまして、財政的にこれをいつまでも続けることは難しいというふうに思っております。もう来年度は緊急対策で乗り切ることで考えておりますが、それ以降はきちんとしたクラブとして運営をしていければなというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

南小学校の校区が、先ほどの話にありましたようにちょっと9人ということで、これは恐らくまだ南小学校校区も話に聞きますと、上級生のほうは断ってるというふうなことも聞いております。

もともと1年から3年までの低学年がその適用の範囲だったんですが、最近はまだ全小学生ということに範囲が広まっておりますので、そこまで当然見てやらないといけないというふうに思

うわけですが。そこまでとなりますとやはり40人。一応南小校区にあるクラブは40人だろうと思いますが。ですから東小学校校区が103人ですか、70人に対して。こういう人数からすればもうはるかにしのぐような規模が出てくるんじゃないだろうか、そのように思うわけですね。

そして南小学校校区の今後の児童数ですが。昨日、同僚議員の質問の中で提示されました児童生徒数の推移によりますと、今後8年度が279人、9年度が278人、10年度も278人、11年度が283人、12年度が270人、13年度が255人と。もうずっと250人、二七〇、二八〇人。はるかに多い数字で、ほぼ横ばいというふうな状況が続くわけですね。

従いまして、南小学校の定員40人ということになっておりますが、これはもう見直してもらわないと、とてもじゃない数字になろうかと思えます。二百七十～八十人の中で40人となりますと、 $4 \times 7 = 28$ ですから7分の1ですか。僅かな児童しか入れないと、そういうふうな状況になりますので。これは早急に見直す必要があると思えますけど、その辺はいかが考えられますか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

現在も南小学校区の小学生はですね、中央小学校区や東小学校区のクラブを希望されてそちらのほうに行かれております。

南小学校区にあるからといって、やはりその施設のサービスとかですね、そういったものに依りて選択をされていることもあります。

おっしゃるとおり絶対数が足りない状況は変わらないと思えますので、今後ですね先ほど申し上げました公設を検討していっておりますが、40人以上の定員になるようなクラブが必要ではないかというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

40人以上を超える計画ということですね。そういったことで、現在の施設ではもう古くて、狭くて、ちょっとどうしようもないわけですね。そしてまた間取りとか。それから一応これはもう放課後児童クラブの場合は、遊びと生活というふうになってるわけですが、その遊ぶ場所がない。そういうふうな状況も踏まえまして、先ほど町長からの答弁もありましたとおり、やはり公設というふうなことで考えてもらわんとどうしようもないのではなかろうかと、そのように思っております。

南小学校の校区にあります児童クラブですけど、今申しましたような事情とそれからもう前が道路、町道で、交通量がものすごく多いわけですね。そして児童の送迎小学校からずっと連れてこられますが、それがやはりまず危険性があると。支障をきたしていると。それから遊びの場所がない。前の児童の環境改善センターの広場で遊んでおられますが、周囲はもう遊び場がないというふうなことですね。

そういったことを含めまして、同施設の移転そして建設の候補地としまして、農村環境改善セ

ンター。ここですが農村環境改善センターの東側、ここに広大な用地があります。ここはもう通常から遊んでいるわけですが、以前この児童クラブの児童たちは、この施設の2階を借りて当初は発足されているようですが、そういった意味でも非常にここはもう、最適な場所ではなからうかと思っておりますが、ここへの移転ということでいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

どこにですね、設置をするかというところは今検討しておりますが、改善センターの敷地内でも候補地の一つであることは事実です。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

今申しました農村環境改善センターの広場ですが、ここもちろん今申しました理由としまして、まず広い広場があります。遊び場が十分確保できます。それから南小学校から交通量の多い道路を通らずに、もう真つすぐ通うことができます。駐車場が十分ありまして保護者の送迎もしやすいわけですね。

そしてまた、立地条件がよくて地域住民の方もここにはよく寄れますので、そういった交流もできると。こういうふうな利便性が多いわけですが、含めて検討されるということでお聞きしましたが、ぜひこのあたりのことも十分考えていただきたいと思っておりますが。

公設民営となると、まず経費のことを言われるかと思いますが、一応これも国県の助成があるかと思いますが、そのあたりはいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

設置に当たってはですね、やはりなるべく経費を抑えた形でということをお思っておりますので、どこが適地なのかというところを今調査といいますか、研究をしているところです。

おっしゃいましたように事業費につきましては補助事業もございまして、建設に関しての補助事業、補助メニューがちょっと少なくはですね。今検討しているのが賃貸料補助という制度がございまして、リース物件に対して国県から3分の1ずつの補助があるという制度を活用することは可能かというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

ありがたい話でございますが、子供たちの将来と、そしてまた保護者が安心して就労できる。そういった大きなプラスがありますので、ぜひ実現をさせていただきたいと思っております。農村環境改善センターはもちろん町有地でございます。そういったことで、用地代は不要かと思いますが、経費は建設の経費はかかるわけですが。保護者のため、児童のため、ぜひ運営者も、それから地域の方も望んでおられますので、実現できるような方向で進めていただきたいと思っております。

ど。町長、再度の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

現在先ほど担当課長が申しましたように公設民営化の流れの中で検討を進めているところでございます。

これまでの経緯の中で、やはり私たちの希望は民設民営がよかったんですがやはり今後の少子化を踏まえた場合ですね、どうしてもそこに踏み出すことが厳しいという相手方ですね、御回答をいただきましたので、そしたらこういった需要があるのであれば、公設でもやむなしということで考えておりますし。先般の質問の中で城後議員がですね、公共施設の適正化管理ということで、新たな施設はなかなか作るの厳しいという状況でございます。将来の財政見通しを立てるときに。そうした場合先ほど課長が申しましたように、リース物件が補助対象になるようなものであれば物件をリースして、借り上げて運営するという方法も一つの方法手段ではなかろうか、というふうなことで検討を進めているところでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

いろんな方法があろうかと思いますが、要するにですね児童のため、そしてまた保護者のため、地域のため、そういったために大いにプラスになるような施設をぜひつくっていただければというふうに思います。

いま公設民営化というのはかなり進んでるそうで、以前の資料では4割というふうな話もありましたが、最近では5割以上が公設民営になってると。そういうふうなデータもあっておりますので、ぜひそういうふうな方向でお願いしたいと思っております。

続きまして、町長の施政方針についてでございますが。前川町長は3年間でですね、学校給食費の完全無償化。これはもう私たちも驚いたわけでございますが、段階的ではなくて一斉に実施をされました。称賛ものだと、こういうふうに思います。

それからこども・家庭センターの開設、高齢者タクシーの拡充、それから川棚内海線のタウンバス運行など。公約されたことも、あるいは臨時的に生じたことも、よくやってこられたというふうに思っております。

まだまだいろいろ課題はあろうかと思っておりますが、私もその中で一つ注目したのが——これ前川町長を褒めるわけじゃございませんが、人口減がどのようになったかなというふうな思いで調べてみましたら、就任前の令和4年の9月末1万4,282人、今年の9月末1万4,058人で、224人の減ということ。まあ微減にともどまったというようなことですね。

それから世帯数については同じく4年の9月末に5,340世帯。これが今年の9月末に5,574世帯、234世帯増と。二百何十人か人口は減りましたが、世帯数は増というふうなことで、そういった意味でも、よくやってこられたのではなかろうかなというふうに思っておりますが。まだですね

公約の中で成就されていない事業。これは多々あろうかと思いますが、その中で小児科の誘致です。

小児科医院の誘致ですね。これはもう公約のイの一番に掲げてある子育て世代に優しいまちづくりについてということで小児科医院の誘致がっております。

前回というか1年前にも質問しておりますが、この誘致に向けてのその後の状況等について、これはどうなってますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

小児科誘致につきましては、医師会とも十分相談しながら現在の状況や、果たしてこういう状況で、波佐見町に来ていただける条件なのかというお話もさせていただきました。そういった中では、やはり人口減少が先に見込まれる中においては、小さな地方自治体への小児科誘致というのは非常に厳しいでしょうという御意見もちょうだいしました。

そうであれば、各自治体が今実施をしております優遇制度、初期投資に対する補助であったり、あるいはそれ以降の運営に対する支援であったり、いろいろな支援策も担当課、財政面、財政含めて検討を進めてきたところでございます。ただし具体例についてまだ外向けに発表しておりませんが、ある程度の煮詰めはできておりますが、今後さらに制度がしっかりと設計できれば、公表していくべきものと思います。

ただ、どうしても非常にデリケートな部分がございますので、先に発表するといろいろな支障がある部分もございますので、その辺につきましては内部での調整を進めているということで御理解をいただきたいというふうな思いでございます。

ただ現実としては、誘致に至ってないわけでございますので、可能な限り早い時期に町内に誘致ができるような施策を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

一応案を持っておられるということでございますが、その実現性については、あと来年の9月までですか。その辺のタイムリミット的にはいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

来年の9月ですからあと10か月もございませんので、非常に厳しいのかなというふうな思いでございますが。ある程度道筋といいますかね。感触だけでも得られればいいのかという状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

小児科医院の誘致が成功しましたら、子供さんを持つ保護者世代にとって本町はもちろん、近隣の市町にも、市町の皆さんも通院治療がしやすいというふうなことで、大きなプラスがあろう

かと思っております。

安心して子育てができるということから、出生率の上昇とか、それから定住ですね。波佐見には小児科医院があるというふうなことで、定住促進にも大きな効果があるのではなかろうかと、そのように思っておりますが、

先ほどのお話で、9月まではちょっとクエスチョンですが、何とか道筋をつけるということでございますので、ぜひそのようにお願いをしたいと思っております。

あと農業、窯業をはじめとする産業経済。こちらのほうはですね、いろいろ公約は書いてありますが、今年12月補正で窯業地場産業振興というふうなことで、予算が予算計上して、整理したわけでございますが。このような課題はまだまだあるかと思っておりますが、やはり農業振興あるいは窯業振興についてもですね、なかなか後継者が少ないというふうなことを言われておりますが、そこら辺の対策は何かございますか。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

農業関係につきましての後継者問題でございますが、こちらについても、なかなか厳しいところがございますが、今ある集落営農法人が9つございます。それと今認定農業者が65名いらっしゃいます。

この方々が全て高齢化している状況でございますので、次の世代にいかにつなげていくか。若い世代をいかに取り込んでいくかということをとね、主眼に置いて今の調査研究をしているところでございますので、今しばらくお待ちいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

窯業の後継者それから窯業人材の確保につきましても、業界と一緒にこれまでいろんな取り組みをやってきてはいるものの、なかなか成果に結びついていないというふうな状況でございます。後継者、生地、それからカンナごてとかですね、そういった特殊な技術を必要とするような方々の後継者というのは、いろんな事業を行ってもなかなか確保できないというふうなところもございませう。

あとは窯業人材ということで若い方が町内の商社、窯元に就業される機会もございませう。一方でなかなか安定して定着に結びついていないというふうな状況もありますので、いろんなアプローチのやり方も継続的に検討して、後継者の確保等に努めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

後継者問題。それぞれ窯業であったり、農業であったりでございますが、それぞれの団体、あ

るいは企業様が今積極的にそういった問題に取り組んでいらっしゃる情報が出ております。

例えばJAで申しますと、今後これほど確定ではございませんが、まだ構想の段階でしょうが、トレーニングファーム的なものを波佐見につくりたいというふうな構想は持っておられるようでございますので、そういったものに積極的に支援、あるいは協力しながら、波佐見町の農業者の新しい基準と申しましょうか、そういったものの対策は講じていきたいなというふうな思いでございますし。

窯業につきましては、一部業者におきましては、自ら内製化といいますか、そういった支援を行いたいということで資金調達の方法もですねいろいろ考えていらっしゃるようでございます。

大手資本をバックに設備投資を図るとか、そういった我々では想像もつかないような計画で、生地業者や、絵付け業者を設けていきたいというような考えの業者もいらっしゃるようでございますので。そういった業者に対して、どういった支援が行政としてできるのかを研究しながら、しっかりとした地場産業の形成を図っていきたいというふうな思いでございます。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

質問には上げておりませんが、今町長おっしゃったトレーニングファームですか。これはどんなものですか。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

今の県央農協でもですね、この後継者問題というところはですね、最大の課題ということで考えられておまして、そういった中で新たな新規就農になっていただくために、その前に研修を受ける必要がございます。その研修場所として、波佐見とこの東彼杵郡管内でどこに持っていかかというところをですね、今協議をしておりますが。そういった研修施設の場所というところですね、トレーニングファームということで御理解いただければというふうに思っております以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

ちょっと聞いただけですが、非常に今後のですね、農業後継者の育成に必要な施設じゃなかろうかと思っておりますので。今後また詳しいことはお尋ねするかもしれませんが、ぜひ誘致に向けて体制をつくっていただければというふうに思っております。

あと西ノ原の区画整理とか、それから総合グラウンドの建設等々、一朝一夕にはいかない課題もあろうかと思いますが、こちらのほうはもう別にいたしまして一応私の質問はこれで終了したいと思います。

○議長（尾上和孝君）

以上で、2番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

午前11時55分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は11番 北村清美議員。

○11番（北村清美君）

皆さんこんにちは。

通告に従い、壇上から質問をいたします。

1. 地場産業「波佐見焼」における官民一体の共創対策について。

佐賀県有田町とは窯業界・役場（商工観光課会）において協議会等を相次いで開催しております。両町が一体となり、この未曾有の共通の危機を乗り越えるために、お互い協力していくことを確認しております。そして10月に本町は県に対して要望を提出し陳情したところであります。そこで次のことを問います。

（1）現在までの経過説明をお願いいたします。

（2）県と本町はサプライチェーン（供給から販売までのプロセス）、及びデマンドチェーン（顧客の需要）の対策についてどのように考えていらっしゃいますか。

（3）喫緊の課題として、本町は令和8年度の予算を含め、有効な支援策などをどのように考えていらっしゃいますか。

2. まちづくりについて。

人口減少は本町に限らず国全体としての大きな課題であります。賢く縮むこと（スマートシュリンク）もこれから大きな流れになるかと思われております。しかし、我々は人口増加や出生数増加のための政策をギブアップすべきでなく、諦めずに続けることが重要であります。また、現状維持の「対策」ばかりでなく、その先の「夢」を考えることが大事であります。

そこで次のことを問います。

（1）本町は福岡・長崎のベッドタウンとして推進策を考えるべきではないでしょうか。

（2）コミュニケーションを向上させるために、「同窓会開催支援補助金」や「没イチ会」を推進・創生してはどうでしょうか。

（3）本町は認知症対策「チームオレンジ」や「支え合い」の共助、互助活動を大いに推進すべきではないでしょうか。

（4）老老介護世帯の生活負担を軽減するサービスは考えられませんか。

（5）難聴は、高齢者のひきこもりや孤立、さらには認知症の発症につながるなど大きな要因となっております。「加齢性難聴者への補聴器購入助成」を考えられないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

11番 北村清美議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 地場産業波佐見焼における官民一体の競争対策についてということで、10月に本町は県に対して要望書を提出し、陳情したところであるがということで、（1）これまでの経緯説明を、とのことですが。

波佐見焼を取り巻く環境の悪化については燃料費・原材料費・人件費の高騰・後継者人材不足など、近年大変厳しい状況が続いております。

とりわけ今年2月に開催された天草陶石に関する意見交換会において、陶石事業者から示された陶石販売価格の引上げについては、産地において大きな衝撃を与えました。この状況を踏まえ、3月には県が主催します陶磁器活性化推進本部委員会が開催され、県、町、町内各組合参加のもとにより、課題の共通や、県に対しての要望が行われました。

その後7月には町長副町長と窯業団体との意見交換会を行い、8月には本町議会や長崎県議会議員と窯業団体との意見交換会が行われております。

これまでの意見交換を踏まえ、陶石価格引上げや、県域を越えた連携が急務であることから、10月に私町長と議長で、県知事・県議会議長に対しまして、国、各県連携と陶土代値上げに対する支援を要望したところでございます。

（2）県と本町はサプライチェーン及びデマンドチェーンの対策についてどのように考えているのか、とのお尋ねですが。

10月に行いました県政要望については、天草陶石の安定的な供給体制の維持に向けて、県域を越えた連携を要望したところでございます。

陶石は熊本県天草市、陶土事業者は佐賀県嬉野市、陶土を仕入れている産地は、波佐見町が多くを占めており、天草陶石のサプライチェーンが途切れると産地の存続の危機に直面しますので、まずは自治体間が課題を共有し、どのような対応が可能かを議論することが大切かと考えています。

また、各県をまたがる取組となりますので、県を通じて国にも働きかけを行うなど、引き続き検討してまいりたいと考えています。

デマンドチェーンにつきましても、業界が行う消費者ニーズの把握や訴求力のある商品開発、新たな販路は販路開拓など、県と連携して支援を行いたいと考えております。

（3）喫緊の課題として、本町は令和8年度の予算を含め有効な支援策などをどのように考えているのか、とのお尋ねですが。

さきの補正予算において、陶土代への支援について可決いただきましたので、早速対応してまいります。令和8年度当初予算については、これまで業界と意見交換を行い、短期的、中長期的な視点に立ち、現在必要な支援策の取りまとめを行っております。

現段階では具体的な内容までは申し上げられませんが、可能な限り業界の要望に即した支援となるように検討を進めてまいりたいと考えています。

2. まちづくりについて。スマートシュリンクがこれから大きな流れになると、思われるということでのお問合せで、(1) 本町は福岡、長崎のベッドタウンとして、推進策を考えるべきではないか、とのお尋ねですが。

本町が策定している第3期「波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンでも、本町の人口は2060年に1万人を下回ると予想しており、これからの少子高齢化は加速的に進むことが考えられます。

そのような中で、本町では出生と死亡による人口の自然動態では減少幅が大きいものの、転入と転出による社会動態については、令和6年に74人の増を記録しており、令和7年についても11月末現在でプラス15人であり、2年連続での社会増を記録する可能性も出てきました。

これは住宅開発など民間事業者の御努力もありますが、これまでの子育て世代への支援策や、定住施策など、波佐見町に住み続けたいと思っていただけるあらゆる施策の成果でもあり、決して諦めているわけでもなく、現状維持だけではなく、攻めの施策が功を奏していると分析をしています。

福岡・長崎のベッドタウンの推進を、とのお尋ねですが。

一昔前までは、本町が福岡、長崎のベッドタウンというのは考えられなかったわけですが、交通網の高速化などの発達により、福岡・長崎においても決して通勤できない距離ではなくなってきていることは事実だと思います。自然豊かで感性あふれる波佐見町に住み、比較的仕事の選択肢が多い、収入面でも期待が持てる都市部へ仕事を求める考えも今の時代では十分に可能であり、そのようなライフワークの推進も一つの手段だと考えます。

それに対する支援策については、どのような形でできるのか支援策も含め今後研究する必要があると感じています。

(2) コミュニケーションを向上させるために、「同窓会開催支援補助金」や「没イチ会」を推進する推進または創設してはどうか、とのお尋ねですが。

少子高齢化による人口減少社会において、人々の暮らしや価値観も多様化し、地域間のコミュニティ活動はコロナ禍を挟み、ますます衰退の方向であることは感じ取れています。地域コミュニティは各地区の自治会の活動により頑張っていたいただいておりますが、御質問の各学年での同窓会活動がどこまで活発に行われているかは把握していないところです。

しかしながら波佐見中学校40周年を契機に、波佐見中学校第1回生から始まったミニバレー大会では、現在第10回生までが参加しており、世代間を超えた交流親睦はもとより、各学年の同級生が集う貴重な取り組みとなっています。大会終了後には、それぞれの学年において反省会などのミニ同窓会も開催され同級生同士の親睦を育むとてもよい機会となっています。

このように同級生が集まることは励みにもなりますし、まちづくりやシビックプライドを醸成

する貴重な場でもあることから、盛り上げていただきたいと思っています。

そこに公的資金の助成がふさわしいのか、行政がどこまで関わるのかは慎重に協議が必要だと思いますし、むしろ集まる環境づくりや仕掛けをつくることが重要で、そのような仕組みづくりに対する支援などが考えられるのではないかと思います。

いずれにしましても、現状自主的に行っている部分も多いので、状況を見極めていきたいと思っています。なお配偶者を亡くされて、独りになった方の集まりや会を、俗に没イチ会と称するようですが、それについては個人情報や参加同意の課題があることから、慎重に検討すべきものと考えます。

(3) 本町は認知症対策チームオレンジや支え合いの共助・互助活動を大いに推進するべきではないか、とのお尋ねですが。

本町が策定している波佐見町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画においても、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれるほど、認知症は誰でも発症する可能性がある身近な病気です。本町では、認知症の当事者や介護者の交流の場として、認知症カフェや認知症家族の会を行っています。

また認知症カフェやオレンジ広場では、認知症当事者が生き生きと活動できる場になる取り組みを進めており、これらの事業は認知症だけではなく、介護者の不安や悩みを共有し、心身の負担を軽減するとともに、認知症に関する知識や適切な介護方法、介護者の健康づくり等の学びの場となっています。

今後も担当ケアマネジャーを通じた介護者への周知や広報誌の活用等効果的な周知方法について検討し、対象者が参加しやすい事業の展開に努めます。さらに共助・互助の仕組みを推進するため、生活支援体制整備事業を進めており、この事業の中核となる仕組みが地域の皆様による話し合いの場である「支え合い協議隊」です。この「支え合い協議隊」は、高齢化が進む中で、住民の皆様が住みなれた地域で安心して暮らし続けられることができるよう、公的なサービスに加え、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるための重要な会議体です。

地域住民等の関係者が会合を開くことで、既に存在する助け合い活動資源の情報を共有し、地域における生活支援の充実と強化、高齢者の社会参加の推進のために非常に重要な役割を果たすことが期待されます。

本町では生活支援コーディネーターを2名配置し、毎月の支え合い会議（協議体会議）や先進地視察、支え合いフォーラムや3地区に分かれての地域ミーティングなどを開催して、町の現状と課題を共有し、どのような支援があれば安心して暮らすことができるのかなどの意見交換を行っています。

今後は協議会の役割を明確化し、実働できる体制づくりを支援するとともに、既存の活動の継続支援を行いながら地域課題の地域課題に向けた支援の取り組みの充実を図ります。本町は、みんなが気軽に声かけや助け合いができ、安心して生活できるまちを目指し、住民の皆様と一緒に

まちづくりを進めていくとともに、住民が主体となった生活支援サービスの充実を図ってまいります。

(4) 老老介護世帯の生活負担を軽減するサービスは考えられないか、とのお尋ねですが。

本町では在宅介護の御家族の経済的負担軽減策として、家族介護支援事業に基づき、要介護3以上の対象者を在宅で介護されている方に対し、介護用品、おむつなどの介護用品の購入費を月額3,000円、年額3万6,000円を限度に助成をしています。

今後も上記の経済的支援に加え、介護保険サービスの利用促進、そして共助・互助による生活支援を推進することで、老老介護世帯の皆様が地域で安心して生活できるよう取り組んでまいります。

(5) 難聴は高齢者のひきこもりや孤立、さらには認知症の発症につながるなど大きな要因となっている。加齢性難聴者の補聴器購入助成を考えられないか、とのお尋ねですが。

加齢性難聴は、高齢者の社会参加を妨げ、孤立や認知症のリスクを高めるなど、生活の質に重大な影響を及ぼす課題であり、その対策の重要性は深く認識しております。御提案の加齢性難聴者の補聴器購入助成については、補聴器が高額であり、この支援が高齢者の社会参加を促進する有効な手段だとも考えられます。

しかしながら、補聴器は購入費用だけでなく、購入後の調整やメンテナンスにも継続的な費用が発生するため、制度設計には国の動向や財政状況を慎重に見極める必要があると考えております。現時点では町単独での助成制度の創設は難しい状況にあり、現在は障害者総合支援法に基づく補装具の支給にとどまっています。

まずは難聴がもたらす影響について住民への周知啓発を強化し、早期受診を促すとともに、地域包括支援センターにおいて、既存の福祉サービスとの連携による相談支援の充実を図ってまいります。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今から質問に入ります。1番目の波佐見焼支援策については、12月4日の日の議会の中で、町長が支援策について大きなメッセージを我々に送ってくれました。本当にほかのやつを削ってでも、延ばしてでも、窯業関係のあれに支援をいたしますという、力強いお言葉を頂きまして、本当に安心したところでございます。今までの経緯は1,900万円、そのうち窯業関係1,700万円、200万円は酒米。これはもう大きな問題になっておりました。それを含めて今回、酒米を含めて補正予算を組んでいただいて可決したということへ、本当に感謝を申し上げます。

経緯に関しましては、もう別にいうことないのですが、ただサプライチェーン。陶石から販売までということで、ひっくるめてやっていく今後やっていくというようなことですが、実は西洋では昔大航海時代ってあったわけですね、御存じ、言えばすぐ分かるんですけど。ポルト

ガルとかスペインとかイギリス、オランダとかというのが船に乗って、例えばアジア、アフリカとか行ったわけですけど。

このときに誰を乗せて行ったかですね、皆さんお分かりですかね。商人を乗せていってるんですよ。やはり貿易目的——貿易じゃないですけど、搾取か何か分かりませんが。商人を据えて活性化を図っていったわけですよ。活路を国内じゃなくて、外に向けて行ったということは、大航海時代から始まっています。だからそういう意味では、やはりリバウンドチェーン、サプライチェーンの中で、販売方法というのは基本的に一番大事な部分ではないかと思いますが、その点、商工観光課長どう思われますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

現在ですね、陶磁器業界を取り巻く環境につきましては、町長のほうでも答弁いたしましたとおり、非常に厳しい状況が続いているというふうな中で、国内需要の低迷それから、物価高等の継続的な状況というふうなところ。あとそれから、産地間競争というふうなところで、非常に波佐見焼と似通った形のデザインがほかの産地でも生産されるようになってきたというふうなところで、波佐見焼の独自性といいますか、そういったところをどのように今後考えていくかというのも非常に大きな課題の一つだというふうに考えております。

今回業界のほうとも意見交換をした中で、やはり商業組合に関してはですね、やはり海外への展開というふうなところを見据えて検討していく必要があるというふうなお考えをお持ちだというふうなところ伺っております。いろんな商品の開発も大事になってまいります。出口戦略として、そういった海外の販路拡大と、それからインバウンド対策。こういったところも拡充していく必要があるかというふうに考えておりますので、今後の支援の在り方としてはですね、そういったところも踏まえて、検討する必要があるかというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今商社の話が出ましたから、ちょっとこれ聞きたいんですけど。海外は別としまして、今国内で展示会の助成金を出してると思うのですよ。これは拡充する予定ありますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

国内で開催されるいろんな見本市が東京を中心に開催されているような状況がございますので。こういったところに対しての出展支援であるとか、そういう——現在もやっているとところではあるんですが、そういったところも拡充する必要があるかというふうには考えております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今の答弁は期待してよろしいでしょうか。少し増額をしてもらえるというような、僕は捉えま

したが。どうなんですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

具体的にははっきりとまだ今の段階で申し上げることはできないと思いますが。当然これも業界のほうからもですね、要望として上がってきてる事項でございますので。予算化に向けていろんな検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ここはもう一番今、喫緊の問題で生地屋さんの問題が出ておりますが、生地屋さんに対する、ことはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

生地屋さんの問題につきましては、もう数年来、業界のほうでも課題として、大きな課題の一つとして捉えられておまして、今現在廃業、廃業が進んでいくんじゃないかというふうなことも多く懸念をされてるようなところですよ。

どうしても生地屋さんが個人経営で、家族経営をされているというふうなところから、新たに人材を募集して、そこで人を雇ってやるというふうなところが非常に業態としても難しいようなところもあるというふうなこともお聞きしておりますので。いろんな対処の仕方とございますか。

さきの町長の答弁でもありましたとおり、例えば生地を内製化するところが出てきたりとかですね。生地の設備の更新によって、生産能力を高めたりとか。そういったところもいろいろと取り組みをされるような事業所もあるというふうに聞いておりますので。そういったところに支援をしていくとか、いろんなことは考えてられるかというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それじゃ窯元さんのほうはどう考えてらっしゃいますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

いろんな今の課題というのは窯元さん、メーカーさんに対してもいろんな課題をお持ちであるというふうなことは伺っております。当然その人材確保であったりとか、あとはガス代の高騰対策であったりとか、様々な課題を挙げていただいておりますので。

業界のほうにもちょっとお伝えをしてることであるんですが、町の支援というのも、やはり単発的にやるんじゃないくて、やはり中長期的な戦略をもとに、業界のほうもしっかりと今後の方向性とか、進むべき道筋をしっかり考えていただいた上で、それに対して効果的な支援をしていきたいというふうに考えております。

ですので、いろんな窯を先ほど言いましたようにメーカーなりの、いろんな課題があるところ
です、町の支援を考えているところではあるのですが。しっかり今後は将来に向けて継続的
に、かつ安定的にですね、事業が進んでいくようなところを具体具体化して、支援策としていけ
ればなというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

よく分かりました。しっかりと支援策を考えて——業界と一緒にですね、考えていくこ
とが一番大事かと思います。あとは県の方をいかに説得するか。我々の熱量が届くように、ひと
つよろしく願いをしたいと思います。

次行きます。まちづくりについてなんですが、これはもう広範囲にわたりますけど、基本的
に聞きたいのは、先ほど答弁の中に少しありましたけど「まち・ひとづくり」要するに波佐見町
の件、憲法じゃないけどバイブルみたいなものがある。それは今いつ作成されますか、今度は。そ
れと、どういう状態でされるかちょっとお聞きしたいですよね。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのを策定しておりますが、令和5年度から5、6、
7…今、中間年度かと思っております。9年度までの5か年を策定をいたしております。要するに今
ようど中間年度、令和7年度は中間年度というふうになっております。

失礼しました。第3期を2025年度から——今年ですね、2025年。すいません。先ほど総合計画
と勘違いしまして。第3期を2025年度—2029年度の計画で策定をしているところで、現在今年が
変更したばかり。第3期が始まったばかりという状況でございます。先ほど言ったのは総合計画
のほうの分でした。失礼しました。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

総合計画も「まち・ひと・しごと」も一緒なんですけど、要するに有識者会議とか、町内から
選ばれた人たちとか、されるときに、策定をされますね。

そのときに、私はいつも感じたんですけど、これは傍聴ができるか、できないかですよね。一
般の我々を含めて。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

総合計画であるとか「まち・ひと・しごと創生推進計画」などは、策定するに当たって、いろ
んな有識者の皆さんが入って策定をいたします。そういった特に有識者が入っていらっしゃるよ
うな会議についてはですね、当然ながら傍聴は可能だというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

よく分かりました。もしそういう会議がありましたら、我々もちょっと声かけていただいて、傍聴できるものは傍聴したいと思います。

ということは、我々がもらうのはもう、完成した商品しかもらえませんか、その前の段階の素案を頂ける、そういうのは可能ですか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

いろいろな協議を経ての策定ということになってきますので、どこの段階か今はっきり分かりませんが、議会にはで十分説明を尽くしながら、策定していきたいというふうに思っていますので、素案をつかった段階でお示しするというのもできるかというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

その中で、関連をしていくのですが。ぜひそれはそれとしてお願いをしたいと思うんですが、あれなんだっけ。

根本はですね、先ほどのずっと答弁の中に地域コミュニティーという話が出てますね。コミュニケーションを図るということで、やはりそういう——自治会を中心にした、今コミュニティーのバランスですが、非常に家族が小さくなりましたから、コミュニケーションをとるという世代間のコミュニケーションを取るというのは非常に難しくなっているのですね。そういう関連でちょっと進めていきたいと思うんですが。

その中に同窓会関係、支援金とか今出しましたけど。ある町——ちょっと調べた範囲内というよりも、記事を目にしたというのは、やはり2市町ありましてね。新潟県の小千谷市おぢやと、それから茨城県の東海村というところでこういう案が出ております。

これは実際のところは一応基準がありまして、21歳以上39歳未満というようなことで、その内訳としまして例えば10人集まれば、半分以上は他県に住んでる人と一緒に呼ぶというようなことを規定しております。要するにこれ何を期待するかと、情報とUターンを期待した金額と思うんですね。補助金だと思います。金額も僅かなんですよ、1人2,000円。上限が5万円とか決まっているわけですよ。そのかわり10人以上集まるというようなことが書いてあります。

新潟県の小千谷市の場合はですね、市が提供するパンフレットとか、出席者に配布して市の施策をそこで見せるというようなことを条件に書いてあります。ということはコミュニケーションを図る、情報を得る、Uターンをしてもらえんדרろうかという。細かいですけどこういう気遣いがあれば面白いなど、ちょっとこの記事を見て思いましたから。ただ条件は、これは高齢者じゃないですから、39歳までというふうになに規定をしてあります。

だからこれ一つ——する、しないは別として、一つ頭の中に入れとったらいんじゃないでしょうかね。やはり若い者が波佐見に定着するという事は非常に大事ですから。そしてUターン

してくる人間は情報を持っていますからね。で、地元には愛着ありますから。そういった意味で非常に効果があるんじゃないかと思います。

それから「没イチ会」というのはね、何でこれ出したかという、これは要するに配偶者——伴侶を亡くすということですね。男も女も。女性の場合はですね、逆にたくましくなってきますから、あんまり問題ないと思います。ただ男の場合は問題があるんですよ。後期高齢者75歳以上進むと、伴侶を亡くすと非常に落ち込むわけですよ。90%の人たちがね。これが下手すると引きこもり、部屋の中に閉じこもりになりますから。これがもう厄介ですね、男の場合は。

それを懸念してね、そういう会をつくってコミュニケーションを図るというのかな、そういうものがあってもいいんじゃないかなと、面白いなど。公的支援とか何か要りませんから。そういうものを一つ皆さん方が推奨さされたらいいかなと思ってちょっと上げました。

そしてもう一つ次行きます。嬉野武雄を起点として新幹線ができました。これに対して、ベッドタウンということで今答弁もありましたけど、考えてもいいんじゃないかという答弁で、前向きでそれはありがたいんですけど。

ここで実はまたこれを上げたというのはね、先月でしたかね、先々月か。読売新聞に嬉野のことが入ってました。これ澤田課長もちょっと御存じだと思うんですけど、主などちょっとあげていただけますか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

新聞内容によりますと非常に嬉野が活況だという新聞の見出しでございました。

もちろん新幹線、新しい駅ができて新しい鉄道で、新しい駅ができると、そこにまちづくりという観点が生まれて、そこに家が建ったり町が活性化していったりというのは当然の流れなんです。そこで例えばそういった設備投資に対するものもすごく増えてきてるし、あと住宅ローンの申込みも非常に多くなったという、金額も増えてるということですので、それだけ家が立っているということだと思っております。

非常にまちづくりとしてはいい例じゃないかなというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ちょっと補足しますとね、これ大正屋（嬉野観光ホテル大正屋）の副社長の弁なんですけど。コロナ前と比べると、関東・関西・海外からのお客さんが増えたということなんですよ。今までどうだったかと——コロナ禍前。福岡、長崎から車で来てみえた。で遠距離の東京、大阪、海外の人たちは長崎空港に来て、新幹線乗って嬉野に入るといようなお客さんのパターンが変わってきた。お客さんが1.5割増えたということが言われておりますね。

だからそういった意味ではまだつながっていませんけど。新幹線はつながっていませんけど。この状態でこういう状態ですから。もしつながると福岡1時間で、波佐見から1時間で行けます

よね。通勤範囲内で。今は1時間半かかります。そういった意味では、主体的には今後そういうふうを持って、方針を持っていくべきじゃないかと思います。

そのためには波佐見は地の利がありますから、どっちにも行けますので。ちょっと佐世保方面は少し、これがあんまり見込みがないから。とにかくこちらのほうに東のほうに向く方がいいんじゃないかと。これから手を打つ必要があるんじゃないかと思っております。そういう意味でちょっと挙げました。

それと次にね、今回の一番高齢者の課題ということで上げますけど、これ項目は高齢者挙げてませんが、これからいうのは高齢者ということでいきたいと思います。

今答弁の中にも、非常にいい活動をされてるわけですね。長寿——高齢者、それから子育てというのは、国の方針がほとんどですから、我々行政が入る余地はあんまりないんですけど、これやったらいいなというのをちょっとあげております。

本町の長寿支援課の職員さん、ほか職員さんもあれなんですけど。本当に女性で真面目にこつこつと皆さんやっついていらっしゃいますね。非常に感心します。

私も全部出てるわけじゃないですけど支え合いとか認知予防とか、出席させてもらってますけど、非常に真面目ですね。そして我慢強いんです。これはもう現場を渡っていらっしゃいますから、非常にそういう点では素晴らしい人たちが波佐見町にはいるなというふうにいつも感心をしてるんですよ。

その中に支え合い、認知症にならないための講座とかいろいろありますけど、これは支えも認知症も一緒なんです。だから、共助・互助というのが非常に大事だと思います。

これがもっともっと輪を広げていかなくちやいかんということは事実だと、もう答弁の中でも出てますが、非常に大事なことだと思います。

その中にね、先月長寿支援課のアンケート調査がありました。「介護予防日常生活圏ニーズ調査」というのがね——もらった方もいらっしゃるかも分かりませんが。その中に本町にこれをぜひ入れてくれという、項目があったわけです。聞いてみました。何だと思いませんか。難聴ですよ。耳が聞こえないことが問題になっていると現場のスタッフは感じてるわけですね。この項目はぜひ入れてくださいというアンケート箇所に入っていました。そういった意味、非常に現場のスタッフが感じていらっしゃるということですよ。

現に私の同級生の中で5人のうち2人はほとんど聞こえないんじゃないですけど、耳に支障をきたしています。耳があんまり聞こえなくなると。私もちょっとその気があるんですが。認識力が不足するんですね、全部が100%聞こえないから。判断力が鈍ります。

これがひどくなると、例えば子供と一緒に同居していると、大きな声で子供は言いますわね。それでテレビの音を年寄りは大きくしますから。今度は子供がうるさいなんて、家庭内喧嘩が起きます。そしたら——聞こえなくても表情でわかりますから、子供の表情とかで。家に部屋の中に引きこもるとかね、そういう状態が起きますので。非常に70代前後後期高齢者になるとそれが頭

著に出てきます。

そういった意味で、そこら辺を現場のスタッフの方は見ておられて、これを入れてくださいというふうにされたということだけ申し添えておきます。結果は今年中にあらかし分かるでしょうけど、令和8年度末には、何らかの計画は、第1期高齢者福祉計画介護保険事業計画というふうに反映されるかと思います。その中でちょっと挙げました。

それと、あと高齢者対策というのはいろいろもありまして。小さなことですが、基本的に我々は生まれて赤ん坊、おしめをしますよね。それから子供になります。それから大人になります。大人になれば、75歳になればまた子供になります。そして赤ん坊になります。そして、あの世に行くわけですが。これはパターン、100%この状態になります。だから投資というのは、投資しなきゃいかんのは、この大人になる前の子供に投資せないかんですよ。

大人になってからの子どもにする場合はどうすべきか。それは国の制度があります。しっかりしています。

その中にちょっとしたこと、コミュニケーションをとると。いうようなことが非常に大事じゃないかと思います。どっちみち認知症、5人に1人とか今さっき答弁中ありましたが、90歳以上になるとほとんど90%近くなります。だからそういう、事実は事実ですからね。そういうもので、だから小さなことの積み重ねが我々高齢者には必要じゃないかと。そんなお金要らないのですよ。皆さんね、高齢者の方は。私どもはいいから子供に投資を、お金をかけてくれと、ほとんどの方は言われますよね。だからこの事実は、いい方向に取っていただければいいかと思います。私ども高齢者には小さなことで結構です。

でも、その中で、こういうあったらいいとかね、いっぱいあるんですよ。後で列記しますが。まずあれ、長寿支援課には、高齢者の悩みというのは、まず地域包括支援センターがあります。それから認知症初期集中支援チームがあります。委託介護支援事業所もあります。認知症サポートセンターがありますし、いろんなシステムがそろっておりますので、皆さん困りだったらぜひ地域支援センターに行っていただくようお願いいたします。

その中でね、非常に高齢者対策ということで…。

あ、その前に聞かないとだった。長寿支援課長、今の波佐見町高齢者人口は何人でしょうか。何%ですか。

○議長（尾上和孝君） 井関長寿支援課長。

○長寿支援課長（井関昌男君）

11月30日現在の高齢者の人口と高齢化率ですが。まず65歳以上が4,767人、65歳以上の高齢化率が34%。75歳以上の高齢者数が2,642人、高齢者率が18.8%になっております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

やはり高いですよ。75歳が2,600人か。まだまだ増える可能性はあるでしょうから。いろい

ろこれから政策をあれしますが。まず佐々町はしている——するかしらないかというのは分かりませんが。こういうことをちょっと発表しておりますね。敬老祝賀金というのが波佐見町も88歳と、100歳とありますが。同じように佐々町もあるわけです。これをこういうふうに変えたらどうかという案が出ていますね。これはあくまでもまだ案ですから。75歳から79歳までを毎年3,000円給付するということですね。

それから80歳以上には5,000円支給をしたいという案が出ています。それから、タクシー券というのは波佐見もやっておりますね。ちょっとその点、長寿支援課長。今の状態のタクシー利用——タクシー券というのはどうなっていますかね。

○議長（尾上和孝君） 井関長寿支援課長。

○長寿支援課長（井関昌男君）

高齢者タクシー利用券につきましてはですね、令和3年度から実施をしている事業でございます。令和3年度はですね75歳以上の免許を持たない高齢者に対し1万2,000円のタクシー券を交付しております。令和4年度からは年齢要件を拡大し、70歳以上の免許を持たない高齢者といたしております。令和5年度から70歳以上の免許を持たない高齢者に加え、免許を持っている75歳以上の高齢者にも、夜間や雨天時の外出支援のため半額の6,000円のタクシー券の交付を行っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

利用率は何%ぐらいですか。

○議長（尾上和孝君） 井関長寿支援課長。

○長寿支援課長（井関昌男君）

利用率につきましては、全体の事業費に対する利用率でございますが、令和5年度の実績が利用率54.8%。令和6年度につきましては、利用率53.7%になっております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

その中で、今これ全部のトータルの中の割合でしょうか、75歳以上の免許ありに6,000円配布されてますが、その分の統計はないんですか。利用度の利用率は。

○議長（尾上和孝君） 井関長寿支援課長。

○長寿支援課長（井関昌男君）

利用券の枚数の仕分けをするという作業がありますので、75歳以上の免許を持っている利用率という数字はですね、出してない状況でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

実は免許ある人は、昼間は自分の車で動きます。使うのは夜だと思うんですけど、現に皆さん

御存じのとおりタクシーがありません。

中央の方はそしてほとんど使われませんか。端々——我々端々に住んでるもんは使いますが、そういう状態がありますから、これはやはり佐々町でもちょっと問題になっておりますね。いいことだけど問題になって——利用率が、稼働率が低いというようなことが出ております。それは、ここで上げませんが、非常にそういうこともあるということですね。

そして東彼杵町でこういうことがあるんですね。——生活支援体制整備事業というのが。これ社協を通じてあるわけですけど。それがどういうやってるかという、30名以上で集めて、昼食対応で500円補助すると1人。そしてその中にゲームとか、婦人会紹介。それからグループわが町自慢とか困り事、災害の話とか、いうものいっぱいあるらしいです。こういう運動も必要じゃないかと思うのですが、どうですか長寿支援課長。

○議長（尾上和孝君） 井関長寿支援課長。

○長寿支援課長（井関昌男君）

先ほど言われた議員のですね、内容につきましては今年度から3町の生活支援コーディネーターの意見交換会というのを今年度から開始をいたしまして、東彼杵町、川棚町の取り組みという状況で理解をしたところでございます。

確かにこの触れ合い交流会の中で、昼食を提供してという状況は素晴らしい取り組みだと思っております。今後につきましては3町の実際行っている団体も寄せて意見交換ができないかと。その中でそれぞれの他町の取り組みの状況を推移しながらというところで、今後その取り組みを波佐見町に置き換えた場合に、どういう方向で入れ取り入れられるのかというところ精査しながら波佐見町に合った事業に進めていければというふうに思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

日本全国の中で、ここはどういう長寿対策をやってるかということを一いつここで御披露をしたいと思えます。

まず条例を作っているところあるのですね。これは認知症とともに生きる希望条例って書いてありますね。これ北海道の白老町しろおいというところですか。人口が1万5,500人ぐらいの規模です。これ条例を認知症でつくったのはここだけですね。ある意味ではこういう必要であれば作る波佐見町、本町も必要じゃないかなと思うんだけど、一応検討してください。

それから愛知県の蒲郡市。ここはね面白いほど書いてましたね。認知症機能低下の人を対象に、機能低下の人ですよ。これにコミュニケーションロボットの購入費の補助をしていると。上限は3万円って書いてありました。会話ができるということですよ。

だから、このほかの他人と人と人の会話できないけど、ロボットなら会話できると。AIによる自由な会話機能付きのロボット。3万円補助というふうに案が出てました。面白いなと思っております。

それから、西東京では認知症に関してGPSを配布すると。貸与するというので、登録料は1,200円。それから月額料は330円と。そういうようなことをして、GPSを西東京の場合は、貸与するというようなシステムを作っておりますね。

そして、もう一つ。東京では何を今回改めてやっているのかというのは、エアコンの補助ですね。従来1万円だったのを、8万円に増額するというようなことですね。だから、これはもう熱中症で亡くなる方がやはり東京都内だけでも100人近くいらっしゃるみたいですね。現に私も汗をかかなくなりましたからね、真夏でも。そういう体感センサーがおかしくなっていますから。これ熱中症と、よくエアコンを寒く感じるというのが実際私も起こっております。だからそういった意味ではそういう政策をしておりますね。

千葉県の船橋市では、身寄りのない高齢者サポート事業というのをやっています。死後——死んでからの事務サービス。内容はですね。それから見守り、安否確認サービス。入退院と支援サービスを行っている事をサポートサービスを、実際やっていますって書いてます。これいろいろ細かいことなのですが、あったらいいなと思います。

ただ我々は、波佐見町でできるのは何かということをご皆さん方で検討していただいて、あれしろ、これしろではないのですよ。本当にコミュニティーをとれる状態を持っていくことが大事じゃないでしょうかね。

それでこないだ支え合いのビデオのあれがあって、ちょっと面白いなあと見て、そのとき感じたことあるんですよ。これは東京の江東区の区長が言ったんですけどね。区長、江東区の支え合いの担当の方が言われたんですけど。

これから行政はもう限られた人間で、これ以上増やすわけにはいきませんから、民間で、プロに近いような何て言いますか、ボランティアを養成したらどうかというようなことで、社会貢献大学というのをつくりたいというふうにおっしゃっていました。学びは2年間です。これはもう行政の職員でプロの養成をできますから。

だから、自分たちだけでやろうと思ったら業職員だけやるのは大変ですから、民間をそういうプロを育てて、やっていけば非常にスムーズにいくんじゃないかと思います。これも一つ、将来の計画として大事なことじゃないかと思います。

いろいろ細かいことなんですが、何とか楽しく波佐見で過ごさして、あの世に行きたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上で、11番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

午後2時29分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は7番 三石孝議員。

○7番（三石孝君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして壇上からの質問をいたします。

1. 波佐見町公共施設総合計画について。

令和4年に改定された波佐見町公共施設等総合管理計画では、老朽化に伴う公共施設の長寿命化対策に力点が置かれているものとなっている。

そこで、次のことを問う。

（1）建物系公共施設について。

- ①計画的な実施状況はどうか。
- ②問題や課題はどうか。
- ③体制面（財・人事等）の状況はどうか。

（2）インフラ施設について。

- ①水道・町道における長寿命化の現状はどうか。
- ②「波佐見町道路ストック総点検」はどうか。

2. 事務事業評価について。

本町における事務事業評価の必要性と重要性は、9月の議会で明らかになった。

その後の状況を確認するため、次のことを問う。

- （1）事務事業評価の体制の確立はどうか。
- （2）実施の時期と実施状況はどうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

7番 三石孝議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 波佐見町公共施設等総合管理計画について、ということ。

令和4年に策定された波佐見町公共施設等総合管理計画について。まず、（1）建物系公共施設について。そのうち、①計画的な実施状況はどうか、とのお尋ねですが。

まず、計画対象施設一覧を御覧ください。波佐見町には大小約56の施設があり、施設の分類としては、学校教育系施設・公営住宅・町民文化施設・行政系施設・産業系施設・スポーツレクリエーション系施設・社会体育系施設・子育て支援施設・公園施設、その他の施設があります。

学校教育系施設に関しては学校施設長寿命化計画、公営住宅に関しては公営住宅等長寿命化計画、その他に関しては個別施設計画に基づき、計画的に実施をしています。

長寿命化の取り組みは、単に修繕を繰り返すのではなく耐震性の強化、設備の更新時期の統合、

用途の再編統合を含む連続的、戦略的な改修計画として位置づけており、これにより、施設の機能維持と安全性確保を図るとともに、将来の更新費用の平準化を図っています。

また、財政的な視点からは更新費用の総額把握と、財源構成の見直し、費用対効果の評価指標の設定を進め、長期的な財政健全性を担保するために、毎年5年間の各課事業の振興実施計画を策定し、優先順位を確認しながら、本町全ての公共施設の適正管理と長寿命化対策を計画的に行っています。

②問題や課題はどうか、とのお尋ねですが。

これらの老朽化対策や施設の更新には、今後、多額の資金や施設を技術的に管理することが必要不可欠です。このため、施設の適正配置や長寿命化統廃合を計画的に実施し、各課が連携しながら長寿命化対策計画の質の向上、安全性の確保、コストの削減等に努めていきたいと考えています。

③財政人事等の体制面の状況はどうか、とのお尋ねですが。

本町ではこれまで各施設の管理を行っている担当課が施設を熟知していることから、その管理担当課で改修・補修等の各種工事を担うことを基本としていました。しかしながら、老朽化等による対象施設の増加に伴い、技術職員も限られる中、一般職員が工事そのものの技術的な事務や監督も行うことも少なからずありました。

このことから職員の負担感の軽減、業務の集約化の観点から、技術的な専門部署として本年4月から施設整備室を設け、建築系の一定規模の工事に係る技術的な業務を、管理担当課から移管あるいは受託する形で事務を行っています。現在、担当室長と事務職員の2名体制に一級建築士の資格を有する方を短時間の会計年度任用職員として雇用し、一定の体制を整えたところです。

これまで教育委員会を中心とする各種工事や各種設計業務を行い、円滑な事務事業が実施できていると認識をしています。しかし長期的な視野に立つと、元職員が有する技術や経験の継承、工事総量の増加などに対応するため、体制の拡充が必要とは考えています。

このことから、建築系職員の募集も続けておりますが、現在のところ応募がない状況です。今後においては、募集職員の内容についてUターン枠の設置などに加え、会計年度任用職員制度の活用など多角的に検討を行い、本町の円滑な施設管理、維持管理を図ってまいりたいと思います。

(2) インフラ施設についてはどうかということで、①水道、町道における長寿命化の現状はどうか、とのお尋ねですが。

まず水道事業のインフラ施設には、水を確保する取水施設から浄化して安全な水にする浄水施設、そして家庭や事業所へ水を届ける送水・排水施設まで一連の設備が含まれます。その中で分類すると送水管・配水管等の水道管・ろ過池・浄水地・配水地・管理棟などの土木建築構造物・ポンプ・発電機・時配電設備・通信設備・計器類などの機械電気計装設備がございます。水道管については、耐用年数を基準としながら更新を行っており、漏水状況や耐震化を含めて対応しております。近年、管の体質や耐久性も向上しており、計画的な更新を行うことで、長寿命化や安

定供給につなげていきたいと考えています。

土木建築構造物については、比較的耐用年数が長いため、現状では大きな問題がある施設はない状況です。今後、長期的な運用を目指し耐震化や劣化補修工事などにより、耐用年数以上に施設利用が可能となる長寿命化を視野に入れての対応が必要となります。機械・電気・計装設備については、比較的耐用年数が短いため、点検や修繕などのメンテナンスを行いながら更新時期の延長等に努めています。

下水道事業全般的には、更新時の施設の統合を含め、維持管理の軽減や経費節減などの効率化を図り、中長期的な視点での整備更新計画の必要があると考えています。

次に町道の長寿命化については、現状として道路維持管理費の増加が見込まれるため、それらを勘案しながら、計画的な更新の必要性を感じているところではありますが、地域からの要望も年間を通じて上がってくることから、それらを加味しながら進めていくことが課題となっております。このことから緊急性の高い部分は早急に対応しつつ、中長期的な視点では町道全体の寿命延伸を目指しているところです。

技術的な考え方としては、主要道路においては、道路の実情を踏まえ、路盤の改良を行うことで、道路の耐久性を伸ばす工事を実施しています。橋梁部においては、高齢化する橋梁が急速に増大すると言われており、国においても事後保全型から予防的保全型に政策転換が図られ、長寿命化修繕計画が義務づけられました。

これにより5年を一つのサイクルとした点検を実施しており、現在3期目を迎えたところです。幸いにして、国が示す基準において早急な対応が求められる損傷レベルの橋梁はなく、また海に面していない地理的要件のため、塩害による影響を受けにくい比較的よい環境条件とされていることから、引き続き定められた点検を行いながら、適切な管理に努めてまいります。

②波佐見町道路ストック総点検はどうか、とのお尋ねですが。

道路ストック総点検とは平成24年に発生した笹子トンネル天井盤落下事故を受け、平成25年に道路法が改正され全ての道路管理者に点検が指示されたもので、高度経済成長期に整備された橋梁・トンネル・舗装・法面などの道路構造物全般の老朽化状況を把握するために、道路管理者が行う計画的な総点検のことを言います。

これを受け、本町においても令和25年度に舗装のひび割れやわだち掘れ、陥没等の路面性状測定を実施しました。この点検が「波佐見町道路ストック総点検」であります。

主要道路や日常的に利用する道路で、安全性の確保が重要なものを選定するとされており、本町では43路線を調査したものです。

この調査データをもとに平成29年度に波佐見町舗装修繕計画を策定し、主要路線の舗装について長寿命化の取り組みを実施しております。

次に2. 事務事業評価について。

本町における事務事業の評価の必要性と重要性は、9月の議会で明らかになったということで、

(1) 事務事業評価の体制の確立はどうか、とのお尋ねですが。

事務事業評価は個別の事務事業が設定された目的や目標をどの程度達成できたかを客観的に評価し、その結果を次の事業の改善や見直しに生かすという組織のPDC Aサイクルを実践し、成果の向上と事業の効率化を図ろうとする日常からの事業の見直しシステムです。

主な目的は、事業の成果向上、運営の効率化、そして職員の意識改革です。評価は、事業の「妥当性」「有効性」「効率性」といった観点で行い、成果指標の達成度も評価します。

今回、評価方法や評価項目などの体制を制定し運用を開始しているところです。

(2) 実施の時期と実施状況はどうか、とのお尋ねですが。

評価の流れとしては、事業を実施する原課から自己評価を実施し、課長クラスで組織する評価委員会で2次評価を行い、町長・副町長による最終評価を行う評価スケジュールを考えています。

実施の時期は、本来であれば決算時期である7月頃に各課に依頼し、9月の振興実施計画から反映させ、その後の予算編成とつなげていくところですが、今年度に関しては、制度の構築のため、スタート時期が遅れましたので、11月20日に各課へ依頼をかけて、12月末までに各課で評価を行い、1月末までに二次評価、最終評価を実施していきたいと考えています。

今回は、令和8年度の当初予算と並行した実施になりますが、新年度予算へも評価が反映できるように連携して実施していきます。

なお、対象事業は基本的に町の単独事業として、ソフト事業を500万円以上、ハード事業1,000万円以上としています。各課の判断で、その額以下でも評価対象とする場合も想定しています。

今回、事務事業評価を実施しながら、色々な修正点もあるかと思われますので、柔軟に制度も見直しながら、次年度に向けて本格運用ができるようにしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

御丁寧な御説明ありがとうございました。

最初にですね、公共施設等総合管理計画というのが令和4年に改定されていまして。ここの冊子自体はで、42ページですか、にわたる冊子ができておりますが、この目的が冒頭書いてあります。「昭和40年代の急激な人口増加と社会の変化に合わせて、全国的に多くの公共施設の整備が進められてきました。これらの公共施設は、老朽化の進行や、改修、更新の時期の集中、少子高齢化による住民ニーズの変化、脱炭素社会の環境型社会への転換など、取り巻く環境は大きく変わっており、これらの対応が迫られています。対応には多額の費用を要しますが、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や、少子高齢化に伴う社会保障費の増加などにより、財政状況は今後さらに厳しくなることが予想されます。」と書いてあって、目的が。波佐見町も例外ではございませんということで今回、改めて令和4年に、この総合管理計画をさらに更新しておつくりにな

ったというのが経緯でございます。

そこで再質問のほうに移っていくんですが、要はこの波佐見町の公共施設総合計画は令和3年度で計画期間のですね前半の5年を満了することをもってこういう形で再度つくられたわけですが、総務省の指針の改定によりですね、会計の見直しが今回なされ、令和4年に改定をされました。その後3年が経過し、この計画による4年目が今進行中ということではありますが、全体としての計画はスムーズに、計画どおり進んでおりますか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

この計画はですね、今回令和8年度で大きな改定をしまして、令和9年度からまた新しい計画に移るわけでございますが、一応建物系の床面積で令和35年度を目標に20%削減をするという目標がございますが、今のところ削減といった形で進んでいるというところはございません。

ただ、計画施設の整備・更新・長寿命化等についてはですね、順調に整備をしているところでございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

冒頭町長の御説明の際にも56の施設についての御質問と説明等がございましたし、全部を網羅して、この1時間もない時間帯で質問をできません。通告ではですね、質問項目を建物系公共施設とインフラ施設に分けておりますが、横断的な質問もございます。そこら辺については御了承いただきまして、質問したいと思います。

また今回はですね建物系公共施設の長寿命化が進む中での課題等やインフラ施設においてはですね、町道の管理計画に重点を置いた質問となっていることを改めてですね、御承知おきいただきたいというふうに思います。

まず波佐見町には総合計画を最上位の計画として、数多くの計画がございます。どの計画もスタートになります基礎データですか、現状の把握。これは一番大事な始まりだと思うわけですね。すなわち基礎データとなるものですが、この建物系公共施設管理計画——箱ものというんですか、表現はですね。そっちのほうの基礎データとしてはどういふのを基礎データとして、今回の計画を立てられたのか。

もう一つはインフラ施設では水道、下水道じゃなくてですね、水道。先ほど御説明ありましたが、水道管のほうですね。そうです配水管になりますかね。あとは町道についてですね、それですね基礎データは何を基に今回の計画、前回は含めてなんですけど計画のデータとされたのか。その辺をそれぞれの部署のほうから御回答をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

水道のですね管等について、データについては一応企業会計ということで、全て資産関係をも

ともと管理してる部分でございます。その部分で、水道管の延長が約180キロメートルですね、町内に今配管されてる状況でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○農林課参事（太田克宏君）

それで私のほうから町道についてお話しさせていただきます。町道につきましてはですね、基本的には道路台帳というものを整備しております。その中で——それもあわせてですが。今回のこの公共施設整備計画に使われているものとなっておりますのは、先ほど質問にもありました波佐見町道路ストック総点検。これに基づき、こういった判断データを使っているところでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

建物系につきましてはですね、それぞれ構造によって耐用年数が定められておりますので、その耐用年数を基に計算をさせていただいております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

基本的にこの中身について書いてある内容からすると、水道に関しては敷設をされた初期年度をベースに、その当時使われた水道管の材質にもよりますが、敷設年度ベースに計画的に敷設替え、更新をされているというのが書いてある。今建物系に関しては耐用年数含めて、当然のことながら利用の度合いによって傷み方も違いますし、そのあたりを判断したと書いてある。

道路については基本的に、この管理計画の中では何をベースにやっとするというのは書いていないのですが、実際この間の点検がベースになりますよということであっても当然、大体ですね、ここに冒頭書いてありましたとおり昭和45年、6年、7年、8年。この辺ぐらいが町道の整備を全庁的にやられた、初期年度にやられているのですね。そういうのがベースになるべきだと思うのですが、その辺に関してはどのように把握されていますか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

当初のですね、初期年度というところではありますが、残念ながらその初期年度に関する資料がちょっと残っておりませんで、先ほど申しました道路台帳というところで更新、改良とかですね、して工事をしていく際に、そういった台帳の更新を行っております。

その更新データをもとに今整備をしている、管理をしているという状況ですので。ただ確かに1回も改良されてなかったりとかするものは、その初期の部分がまだ残っているんですが。あともう一つあるのが、波佐見町で直接造ったもの以外も移管を受けたりされていますので、そういうところがちょっとなかなか不明なところもございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

改良工事をして、改良工事をした年が敷設年度なのか、何ですか初期年度が消えてなくなってしまうというケースもあるんですか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

うちの今保有している道路台帳の更新の仕方、そのデータがどうしても最新のデータに置き換わってしまうので、そういったものしかないということでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

基本的にはできれば最初の敷設年度というのがあってしかるべきだと思うのですが、そのデータの、改修・改良したらそうになってしまうというシステム上の問題なんですかね。分かりました。

それではですね、管理相応のこの計画書の21～22ページに、今後35年。同僚議員も午前中の御質問の中で挙げられておりましたが、今後35年に必要となる更新費用ですね。これを記入してありました。建物系公共施設においては約35年間で225億円。年平均6.4億円。水道で154億円の年平均4.4億円。町道91億円で年平均2.6億円と試算されている。多大な金額だと思うんですね。

このことからですね、それぞれの維持管理方法について検討しますよと。検討していかないとこれ大変なことがありますよ。という記載がありました。これについてはそれぞれ検討を行って、その検討した結果というのはもう出ているのですか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

書いてあるとおりですね、非常に大きな金額になっておるところです。水道課におきましてはですね、これ以外にも経営戦略ということで、水道の経営に特化した部分の計画も、現在遂行しているところでございます。

資材高騰等もある中で、今後更新していくように現在、今年度ですね。経営戦略策定業務ということで実施しており、またその中でこういった形で更新していったほうが効率がいいかとかですね。施設の統合を含めて、そこには料金等も今後の経営に係る部分も含めて現在対応しているところでございます。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

町道におきまして、先ほども計画でいう22ページで言う、年平均2億6,000万円ほどというふうな形なると思います。これ直近3年ぐらいで言いますとですね、その金額はおおむねクリアしておきまして、工事費ベースでいうと、令和5年が大体2億7,000万円、令和6年度2億9,000万円、今年度令和7年度ですが、3億円程度というふうになっておきまして、おおむねこの計画に

はそういった形になってるかと思います。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

施設関係に関してはどうでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

施設関係に関しましては、長寿命化を中心として統合廃止できるものは廃止をしていき、面積が更新するにしてもですね、面積が縮小できるものは面積を縮小するということを中心と考えておりますが。学校施設と町営住宅。これが主なものを占めておりますので、その辺の動向にも左右されてくると思っております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

ちょっとした長寿命化に関する質問のやりとりでもう皆さんお分かりになると思うんですが、相当な財政出納を伴うものではあるのですね。公共施設のインフラ施設に関しての、当たり前であるものと感じていたものを、当たり前で維持することの大変さ。これはもうこの計画書を読めば誰でも分かります。

だからそのためにはですね、同じような形で質問があっておりますが、切り詰める部分は切り詰めていかないと、今後大きな物価高に伴うですね、それぞれの資材代も含めて高騰します。そこら辺をしっかりと考えて、この計画を本当しっかりと実践できるように進めていただきたいというふうに思います。

それではちょっと個別に行きますが、建物系の公共施設に関してなのですが。これというのは担当者はどこになりますか、今。

町長の答弁の中では、一括して設備施設整備室というふうな形で取りまとめた対応をやっているということになってますが。担当としては町長の御案内どおり、施設整備室ということよろしいですか。

○議長（尾上和孝君） 大橋施設整備室長。

○施設整備室長（大橋秀一君）

担当課は施設整備室で、建物系含み、いろいろな面で施設整備室で大丈夫です。以上です。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

56ですか施設でございますが、今担当なさって修繕かれこれも数が同じところに2か所3か所あったりするかもしれませんが。今担当なさってる業務の、受けてらっしゃる業務の数はどれぐらいですか。

○議長（尾上和孝君） 大橋施設整備室長。

○施設整備室長（大橋秀一君）

当初、予算に組みれていたものが大小合わせて70本。それで今令和8年度予算の資料も作っておりますので、30本～40本あります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

ここの部署は当然のことながら、施設関係については建築関係の委託業務を業者にやって、業者から上がってきた成果品のチェックをやったり予算とのすり合わせをやったりする部署だと思うんですけど。これというのは一般職で、例えば異動ですぐ移ってできる仕事ですか。

○議長（尾上和孝君） 大橋施設整備室長。

○施設整備室長（大橋秀一君）

やはり今議員がおっしゃられたというか、一般職が異動してきてすぐできるような仕事じゃないと思いますので、私たちがサポートをしております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

またこれも同僚議員の質問等がございましたが、技術職がなかなか受験してくれない。募集をかけても応募してくれない。こういう状況がある。聞き及んではおりますし、私のほうにも届いております。なかなか民間が賃上げ含めて待遇面もいいし、いろんな形で技術職はそちらのほうに行きたいという希望を持っておられるそうです。

建築士の方にちょっと二、三お聞きしたのですが、やはりものを造るために、建築士の資格を取ると。ものを造りたいというふうな希望があって、やはりそういう面からすると、より民間が魅力なんでしょうね。そっちのほうに移ってしまうという傾向にあるそうです。

そこでこの応募しても、なかなか募集かけてもなかなか応募が来なという状況を、何か応募してくれる方法を考えて、募集を工夫してやっておられるのですか、今は。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今、三石議員がおっしゃったように、大変こう私どもは苦慮しています。その背景にあるのはやはり民間の企業さんが、給与はじめ待遇改善を行っているというところがございまして。それを踏まえて、我々もいろいろこうやってるわけでございまして、今後やはり学校とのつながり、あるいは企業さんからUターンしてくる方の門戸を広げるといことも考えていきたいと思っております。加えて一定都市部で活躍された方が、こちらに帰ってきたいということについては、年齢等も考慮しながらその辺の採用枠を考える時期に来てるといふふうに認識しております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

今おっしゃったような形で、単なる応募や募集をかけるという行為だけではなかなか集まって

くれない。やはり求人サイトを立ち上げるなり、定年までは企業、民間にいらっしゃった後の一—仮に60歳だとしたら、今ほとんど65歳ですけど、それ以降にやはり波佐見町のために一汗かいていただけないでしょうか。いうふうないろんな形で誘い文句を変えて、多くの人材を募集する方法も考慮されていったほうがいいし、もうその必要なときに、必要な期間に応募してくださいじゃなくて、もう周年ですね。1年間通して募集をかけて。やはりそういう人がやらないことをやらないと来ないかもしれないし、その辺はもう少し知恵をお絞りになって、募集かけられたらどうかと思いますので、ひとつその方向でさらに工夫されてやってみてください。ひょっとすればすぐ応募があるかもしれません。

そういう形で、なぜこの部署に技術者が必要かという、もうほとんどやはり大きな工事等に関しますと設計も委託されると。設計委託された設計の成果品ですね。図面や積算の金額が適正かどうか分からないと、やはり委託した業者さんのもうそのままの部分が、結局入札価格に反映されてしまうという部分があるので、予算との兼ね合いのすり合わせもしないといかんということで、そういう形になっています。だからそういう面からすると、本当に必要な方であるならばそういう方法、募集が一つと。もう一つは資格をやはりスキル。実践を通して、部署のほうに新卒を含めて、そこで育て上げる。

もうこの2つしかないと思うんですね。その辺をうまくかみ合わせて対応してもらえと思いますが、どうですか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃったとおりかなというのが一つあります。やはり、今学生さんがなかなか受けてくれないという状況がございますが、一方で今おっしゃったように、そういう志がある方。例えば工業高校のそういう専門に行かなくても、そういう興味がある方を採用し、しっかり育てるということも必要かなというふうに考えております。あるいは、技術職の今いる職員もやはりそういった志がある方については、サポートするということも必要だと思います。

この技術系の職員の採用については、今後将来にわたっての投資だというふうに考えておりますので、しっかりこの辺は考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

そのようにお願いします。

あとですね、具体的な町道のほうですね。先ほどの御答弁の中に、町道のストック総点検。令和25年の実施の主要道路をやりましたということで、これはそうなんだろうが、39ページですね、この計画の39ページには道路については、波佐見町道路ストック総点検に基づきですね、計画的な維持補修管理を行いますということ。

これは主要道路に限らずやるべきじゃないですか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

町道の管理等につきましては、これまでもそういったお話も頂いているところでございました。

そういったこともありながらあり、今年度は幸いにして災害もちょっとありませんでしたので、今年は今ちょうどこういった質問のある前だったのですが、点検を試みようというところで、現在そういった端々のところについてもですね、足を伸ばして点検を始めようとして、もう幾つか始めております。

こういったところを踏まえて、この町道路ストック総点検に基づいた感じのですね、ここまで厳格にできるかどうか分かりませんが、定期的な形でそういった点検をできればなというふうに今考えて、試行錯誤しているところでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

ストック点検に関しては目視できることとか、遠方から目視しなさいとか、近くに行ってみて目視しなさいとかありますよね。あとはへこみであったりとか、割れやひび割れだったりとかということなのですが、ちょっと見ていただけませんか。これはちょうど路線的には瀬別当線ですか。町道瀬別当線になるんですかね。それとか屋敷原線の写真ですね。

もう雨が上がった後に写真撮れば一番よく分かるし点検車両分かります。晴れた日よりは。とかですね、こういうふうに、もうひび割れがひどくて。分かりますか。アスファルトというのは砂利とアスファルトという資材とですね混ぜ合わせたのがアスファルトとして敷かれているのですが、もう西部道路の話では、もう10年ぐらいたてばもうここが浮き出てくるそうです砂利が。ああいうようにですね。もう基本的には10年ぐらいを目安に舗装しながら直すとか。

これもそうで、向こうでもこれは瀬別当線ですね町道。これも一緒です。これは同じところなんです。これは佐世保嬉野線。キヤノンの道ですね。ここは道路もそうなのですが、見てください。中央線と両サイドの規制線ですね、消えています。消えてるといふか、もう薄くなっているのですね。

ここは小樽郷のほうの塩田線、塩田波佐見線ですか。中央線が見えませんが引いてくださいって県に言うたら、真ん中は引かれたのですが、両サイドは引いてないというような形で。いろんな道路の状況があるんだよ。だからストック点検で総点検に当たっても町道も必要だし、主要路線以外にも必要なんです。

それをデータ的に建設課が、この路線はこの状態だったねと、分かる状態をそのときに記録をしておくと、5年後、10年後に、あそこはあがんなったけど、どがんなったかということも把握できますし、すぐ対応できますし、計画的に何年に初期年度は何年になつとる部分に関しては、こういうふうにもう変形してるなというのは分かるわけ。

県に要請、要請って、中央線を引っ張ってないから県に要請しましょうって言ったところで、

どこの中央線が消えてるとか、規制線が消えてるかというのを全部把握していれば、はいどうぞって県に出せるわけですよ。

町民から要望が来て「はい、あそこの線が引かれてませんよ」と、そういうのではないんです。把握をして、管理をするというのは、事務分掌にも書いているとおりですね建設課の仕事なので、

建設課というのは、そういう意味では道路管理という部分に関しては把握すること自体がとても大きなその次の仕事のステップになるのです。そういう意味からしても町道も含めて、初期年度も含めて、きちんとした調査を可能だったらやって、把握して、場合によってはどんと出さんですか、県でも。

だからそういうふう形で、もうちゃんとした形で持つておかないと、いざというとき出せない。変化も分からない。そういう町民の要望が上がってきて、そこはそうやったね、というふうになってしまう。

それじゃあまりにも管理体制としては将来的に、長寿命化を考える道路管理者としてはですね、よろしくないというふうに思いますがどうですか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今お話があった中で、ちょっとこう県道の部分まで含めてのという話になるんでしょうかね。県道につきまして、さすがにちょっと我々もちょっと範囲が広がっておりますが、主要——通常通るような道についてはですね、ふだんからも確認できますので、そんな形で対応できる。やっていこうかなと思いますが、一方で町道につきまして、やはり我々今道路は町道の管理者というところでありますので、そこはきっちりやっていきたいなと思って、先ほどちょっと今試行錯誤という言葉を使いましたが、今、そういった考えをですね持って動いているところです。

ですので、今頃はなんですかね。グーグルマップとかでも、そういったちょっと管理というかですね、経年を追って見ることができるので、そういったものを活用しながらですね、うまく進めていければなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

私が県道の話までしましたもんですからね。申し訳なかったですけど。

私が言いたいのは、町道はそういうストック点検をやってしっかりしたデータを持ち合わせていてください。そのことが、その計画の進捗を含めて、いろんな計画のデータ、基礎データになりますのでそれをしっかりやってくださいというのが一つです。

もう一つは県道を出したのはどういう意味かっていうと、以前その道路やりとりを町長とお話をしたときにも議会で——早く言えば波佐見町に走ってる道路は町道と県道ね、ちょっと大きく分けるとそうなんですよ。

しかし波佐見町に来る人はね、町道なのか、県道なのか、里道なのか分からんわけ。波佐見町によそから来られる観光客は何もそうなんですけど、全て波佐見町の道路としか見ないんで。だからこそ波佐見町の道路の整備はすごかねって言われることはもう一つ理由があつて。やきものの町なんです、ここ。焼き物は全部を一貫して、やっていないんです。

例えば一つの窯焼きさんが生地を起こして、型を起こして、何を全部やってるところって少ないですよ。全部分業制が、荷引きを含めてですね。軽トラで運んでいращやるじゃないですか。そういうのを考えたときにですね「波佐見ってやっぱり道路きれいかね。何で？」「窯業で分業制をひいてるからこんなにきれいなんだよ」と。多分やはりそういう意味からしても県道を通ったり町道を通ったりするわけですよ。その把握をしといてくださいということです。どうですか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

県道についても、議員のおっしゃるところは波佐見町の道だからというふうな考え方だと思うので、その辺は先ほど繰り返しになりますが、方法はいろいろあると思いますので、いろんな形で把握はさせていただこうかなと思ってます。

情報共有は実は常にさせていただいております、特に我々は町道以外のメインの道路は、県道だからということで県のほうにもですね、お伝えをしております。そういうことでですね結構、県のほうからはそういった注目もしていただいているので、引き続きそういった関係性をつくりながら対応してもらえるようにですね、我々も頑張っていきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

おっしゃるとおりですね、そういう県との関わりについてはもう建設課の課長はじめ、町長含めてですね、県北の局長を歴任し、お勤めになられた副町長はじめ、皆さん方が力を合わせて県とも連携されてますので、そういう面では、安心はしているんですけど、そういうことも含めてですね、波佐見町の道路という視点で把握をしていただきたい。

そうしないと、いろんな形で要望が出たときに、計画的にやりますよと回答をしてもらってますけど、計画的にやれるのであれば、そういうふうに初期年度の早いものから片づけていこうかと。先ほど言ったようにですね、砂利になってるようなところもありますので、ひとつよろしく願います。

それでは次の事業評価についてになります。

これはですね先ほど御説明——町長の答弁の中においては、目的であり、目標であり、客観的な評価をしなくちゃいけないと。今回はちょっと最初の初動について大変だったんで、11月末までにその評価をやってやるということですが。実際事業評価のメンバーは課長までは聞きましたけど、町長、副町長が最後でしたよね。チームと言うくくりはしないのですか、組織的に。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

一次評価を各原課の課長までで行います。最終評価は町長・副町長ですが、2次評価については企画情報課長を委員長としまして、評価委員会をつくりまして、その評価委員会のメンバーは企画情報課長と総務課長あと教育委員会次長を計画しております。一応チームとして見るということに考えております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

副町長入りません。最後だけ？

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

現状要綱上ではですね、今最終評価が、町長・副町長ということで位置づけをしております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

基本的にね、こういうともう失礼になるかもしれないけど、今の企画情報課長さんはかなりの事業を立ち上げて、新しい事業を展開なさって、今の波佐見町の窯業を含めてですね、活性化に努力されてきております。そん中で、例えば、こういう今申し上げられました企画情報課長と総務課長と次長というふうな形になったときに、例えばテーブルに企画情報課長が立ち上げたその創設に深く関係した、課長が入るということはどうお考えになりますか。

ちょっと御本人に聞くのもちょっとあれなんですけど。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

もちろんですね、フラットな目で見ないといけないというふうには思ってますし、また要綱上ですね、ほかの課の課長あたりもですね、一緒に入ることができるという要綱にもちよっとしておりますので、必要に応じてその辺は、入っていただくというのもあるし、もしそこがフラットな目で見れないということであればですね、またほかの2人がいますので、そういうところでですね、奇数の体制をとってるというところで、なるだけちゃんとしっかりフラットな目で見るといっていききたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

本当ですね、情が熱くてですね、仕事に対してもう人一倍熱量の高い課長なんですよ。だからやはり、思い入れも結構あるっちゃなかかかねって思ったりします。だから、その辺に対してはもう、そういう事業が上がってきたときには、後ろ向きとか、目つむるなり何なりしてですね、やってもらわないと。やはりもうそのすごさを、能力を私も買っていますので、そこら辺については、冷静な判断を期待しておきますので、よろしく願いいたします。

なおあわせてですけど、この結果についてですよ、川棚町みたいにホームページで公表をする。経過について公表をするということはどういうふうにお考えになっていますか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

基本的にですね、最終的に公表するという事で考えております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

いろんな形で評価があると思います。継続を必要とする。数年後にやめる。またこれは町民の必要ニーズが高いからさらにステップアップして事業を展開する。

そういう棲み分けといいますか、区別についての評価も行っていただけるのですか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

当然ですね、第一次評価から、そういう事業の概要とか指標、またコストの関係についても記載する欄があって、成果が上がっている、上がっていないというところもですね、まず一次評価でしっかりやってもらう。それに二次評価についてもですね、先ほど三石議員が言ったような、妥当性とか有効性とかですね、廃止、休止、また拡張とか、事業のやり方の改善とかですね、いろんな項目を設けて評価をするようにいたしております。

最終評価についても、そういう形でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

町長はですね、諸般の事情を考慮してのことだと思いますが、今12月の定例議会の冒頭に、メリハリのある予算を目指すと言われました。事業評価の結果が反映された予算が、編成なされることを大いに私も期待をしております。

そこでですね、新年度予算書ですね、予算書において、今回の事業評価の成果が反映されていることが、確認できる何らかの表示ができないものなのか。その意見を含めて町長の回答、御答弁をお願いいたします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

昨日からのですね今回の各議員の皆様からの御質問が非常に私はうれしく思っております。

というのは、これまで議会からの要望はあれをしてこれをしてという情報ばかりでございました。ただし今回は、波佐見町の将来を案じてやるべきものはやって、しないものはしない。あるいは施設において必要なものは廃止せよ。というふうな御意見かというふうに思いますので、非常に心強い思いをしております。

先ほど三石議員がおっしゃった事業評価が次年度予算に対してどのように反映しているかを

示してほしいという御意見だと思いますが、予算書の附属資料としてお渡ししております、当初予算説明書の中に、そういった記載ができればいいのかなと思いますが、どういった体裁になるかははっきりここで明言はできませんが、希望に沿うようなですね、ことができればいいのかなというふうな思いでございます。

ともに波佐見町の将来のためですね、頑張っていきましょう。

○議長（尾上和孝君）

以上で、7番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終了します。以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午後3時37分 散会

第9日目（12月11日）（火曜日）

諸報告

諸般の報告

議事日程

- 第1 議案第82号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第83号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第84号 波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第85号 波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第86号 波佐見町景観条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第87号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第88号 波佐見町水道条例及び波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 報告第7号 専決処分の報告について
- 第9 閉会中の継続調査申出について
(文教厚生委員会、産業建設委員会、議会運営委員会)

第9日目（12月11日）（火曜日）

9. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

10. 欠席議員

な し

11. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 古賀 真悟 書 記 一瀬 若菜

12. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総務課長	福 田 博 治	企画情報課長	澤 田 健 一
商工観光課長	太 田 誠 也	施設整備室長	大 橋 秀 一
税務財政課長	松 添 博	住民福祉課長	小佐々 慶太
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝 長 哲 也	農林課長参事	太 田 克 宏
建設課課長補佐	本 山 征一郎	水道課長	伊 藤 幸 治
長寿支援課長	井 関 昌 男	子ども・健康保険課長	石 橋 万 里子
会計管理者 兼 会計課長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教育次長兼 給食センター所長	林 田 孝 行	総務課課長補佐	坂 本 昌 俊

午前 10 時 開議

○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。

よろしく申し上げます。ただいまから令和 7 年第 4 回波佐見町議会定例会第 8 日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（尾上和孝君）

諸報告を行います。12月1日に要望書1件を受理しました。この要望書については、配付にとどめておきますので、御了承願います。これから議事に入ります。

日程第 1 議案第 82 号

○議長（尾上和孝君）

日程第 1. 議案第 82 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第 82 号について御説明します。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。職員等の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございますが、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令の施行に伴い、準拠する規定について所要の改正を行うものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。改正内容として、第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項を次のように改めるものですが、次ページ、新旧対照表をお願いいたします。本町の外国旅費ですが、国家公務員等の旅費に関する法律に準じており、今回同法律が改正されましたので、この新旧対照表のとおり、第 1 項と第 2 項を改正するものです。なお、国の改正自体は、これまで大まかな地域で区分されていたものが、国ごと主要都市ごとに細かく区分され、宿泊基準額も見直されているということになります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第 82 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第82号は原案のとおり可決しました。

日程第2 議案第83号

○議長（尾上和孝君）

日程第2. 議案第83号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

小佐々住民福祉課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

議案第83号について御説明いたします。波佐見町印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由ですが、電気通信事業法が改正され、引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の改正を行うものです。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

議案の2ページの別紙3ページの新旧対照表のとおり、第12条の2第4項の引用条項が「第2号口」から「第3号口」に繰下げられています。

これは本条例が引用している電気通信事業法における移動端末設備、いわゆるスマートフォンの定義規定を含む条文が法改正により繰下げられたことに交付するものです。移動端末設備という用語の定義に変更はありません。

施行日は、電気通信事業法の公布の日である令和7年5月28日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号 波佐見町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第83号は原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第84号

○議長（尾上和孝君）

日程第3、議案第84号 波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第84号 波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する。条例波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正します。

提案理由として、家庭的保育事業等の設備運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。2ページをお願いします。別紙をお願いします。

条例第17条において、家庭的保育事業者等は、利用する乳幼児に少なくとも1年に2回の健康診断を行うことを義務づけています。今回の改正は、第2項を改め、町が行う乳幼児健診の結果を把握することで、事業者が行う健康診断に代えることができるように規定するものです。

なお、この条例は公布の日に施行するとそこで定めます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第84号 波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第84号は原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第85号

○議長（尾上和孝君）

日程第4. 議案第85号 波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

それでは議案第85号について御説明いたします。

波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正いたします。

提案理由でございます。波佐見有田インターチェンジ岩峠駐車場における駐車料金及び定期駐車券の価格改定を行うため、本条例を改正するものです。

別紙を御覧ください。波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正いたします。第6条第2項中「別表2に定める」を削り、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

（3）定期駐車券の金額は1か月当たり4,000円とする。

（4）定期駐車券の発行は1か月を単位とし、6か月を最大とする。

別表1を次のように改める。

利用時間30分以内料金無料。30分を超え1時間以内100円。1時間を超え24時間以内400円。24時間を超える場合、400円に24時間を超えた後の24時間。（24時間に満たない場合でも24時間となる。）ごとに400円を加算した額。別表2を削る。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

このたびの改正は、近年の物価高騰等による管理コストの増加を踏まえ、波佐見有田インターチェンジ岩峠駐車場の駐車料金の見直しを図っております。先ほど御説明しましたとおり、無料の時間帯を1時間から30分に短縮し、駐車料金をこれまでの300円から100円引上げて400円といたします。現行の年間の利用状況でございますが、令和7年度の見込みで申しますと、年間の駐車台数がおおむね3万台。うち有料駐車がおおむね8,000台。年間収益として350万円程度の見込みといたしております。

これに対する駐車場管理委託料が年間348万6,900円というふうなことになっております。今回の料金改定により、駐車料金収入がおおむね450万円程度と見込まれておりまして、管理委託料

を引いた100万円程度が年間収益として見込まれるものです。

以上で、議案第85号 波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

駐車場の中のいわゆるお金をチャージするところ。もしくはそういったシステムの改良はもう管理費の中に含まれるのですか、新たに支出がついてくるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君）

太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

現在ですね駐車場につきましては、入庫出庫のシステムを導入いたしまして、そこで自動で判別しながらやっております。今回の委託料——今回といいますか委託料につきましてはですね、そのシステムの運営委託料。運行費も含まれておりますので、全て今回の支出のな中に、駐車場の運行管理委託の中にそういったシステム料金も含まれているというふうなことでございます。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

先ほどですねよ委託費が、348万円で値上げすると450万円の売上げを見込めるという形でありましたけど、まだまだ物価は上がってまして、今後ですね、委託費が上がる可能性もあると思うのですが、この何ていうんですかね。そのあたりも踏まえて、1年程度は様子見、運営コストは見込めるという想定でこの金額値上げされるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

当然ですね今後を見据えたところというふうなところもございしますが、おおむねですね大体、これまでの駐車台数も3万台、年間3万台あたりを推移してきてるというふうなことでございます。

ただし、コロナ禍によったときなんか大幅に減少しているような状況もございしますので、ある程度今回値上げをしてですね、ある程度の状況推移等を見ながらですね、まず、まずは1年間通してやってみて、今後どういうふうな、収入の状況、駐車台数等も実績等も踏まえてですね、今後引き続き検討していくべきものかなというふうには考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

今の段階で、担当課のほうで考えられてるところで30分以内が無料で、30分～1時間が100円、

1時間以上が100円値上げという形になりますけど、どっちのほう売上げ、これによって上がりそうというのは。見込んでおられますか。1時間以内のところ売上げが上がるというのか。それとも1時間を超えたところで売上げをちょっと伸ばしたいなという考えを教えてください。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

現行でいきますと、大体有料が1時間以上ですね、有料の台数が8,000台というふうなところで、年間そういったところがございます。おおむねですね、細かい分析まではちょっとできておりませんが、1時間無料の間にですね、高速バスの利用者の数への送迎というふうなところ、それから休憩で利用される方というのが、非常に多いのではないかとというふうに考えております。

休憩を除く1時間以上についてはですね、これまで、収益の柱としてやってきているところではございますが、おおむねその利用状況につきましては、高速バスの送迎についてはですね、大体、これまでと変わらないような状況かと思っております。

休憩時間を取られる方がどのような行動をとられるかというのは、ちょっと今後推移を見ていく必要があるかと思っておりますが、これまでの1時間を超えたところですね、そういった長期滞在をされるような方々については、一定数やはり年間いらっしゃるというふうなところの判断もございまして、そういったところの収益の体系としては、従前と変わらないような状況が見込めるのではないかなというふうには思っております。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

お尋ねですが、岩ノ上駐車場というのは長い期間無料です、すごく有りがたられて利用者も多かったと思うんですね。今回値上げをされますが、これは川棚の駅の駐車場と比べたらまだまだ少ない。いずれそうなるのかな、川棚の料金までまた上がるのかなと思うのですが。機械で管理をしなければ、お金を取らなくてもいいんですよ。

赤字にはならないんですよ。何ていうか導入した理由と、もう一つ、嬉野のインターの駐車料金が今どうなってるのかということと、利用者が少なくなるんじゃないかなという懸念はないでしょうかという質問です。

○議長（尾上和孝君）

すいません。一応今回は条例の。嬉野の駐車場とかはすいません。ちょっと違うのではないかなと思いますけど。岩峠の駐車場に関しましては、はい。

5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

それでは訂正をいたします。管理料金が高いから、それに合わせて徐々に来て、使用料金を上

げていくという提案であると思います。城後議員からもまた上げるんですかというような質問が出てますが。使わなかったら、赤字になることはないんだと、管理者ですね、システムを使わなかったら。近隣と比べて、やはり上げていくのにメリットがあるのでしょうかという質問です。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

岩峠駐車場令和元年の1月からですね、有料化を図ってきたような状況でございますが、有料に当たってはやはり駐車場の利用がですね、乗り合わせとか、そういった方々の駐車が多くて、高速バス利用者とかがなかなか駐車できないような状況もあったというふうなことを聞いております。

そういったことで議会のほうからも、有料化を求めるような御意見をいただいたというふうなことから今回、駐車岩峠駐車場について有料化を図ってきたというふうな経過でございます。

当然ですね、今後いろんな状況を踏まえて、価格の料金の見直し等もやっていくところはあるかと思いますが、やはり適切に駐車場運営をしていくというふうなところでいけば、今どうしても高速バスの利用者の方が非常に使いやすいであったりとか、一時休憩をされたりとかですね、町の観光の面からしても、町境にあるような、町外からの入り口というふうなところもございしますので、ある程度の一定の利用客のニーズに即したような形での料金体系を今後も整備していく必要があるかというふうに考えております。

ですので、現在はやはり駐車料金を一定量皆さんからちょうだいしながらですね、この駐車場をしっかりと運営していくようなところが必要かと思っておりますので、料金体系等につきまして近隣の駐車場の状況も踏まえながら、今後必要なときには、また費見直し等も行いながら運営をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

6年度の決算によりますと、委託金額が299万4,750円。それに紙幣の新紙幣対応ということで11万円ですね。合わせて約310万円の委託料というふうに思うわけですが、これが先ほどの説明では348万6,000円ということですが、いわゆる委託経費というのはもう今年度から上がっているのですか。それとも来年度からということですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

令和7年の1月からですね、実は運営事業者を変えまして、それでこれまでアマノ株式会社さんというところに運営を委託しておったんですが、そこが一応、そこからタイムズさんというところに、運営会社を切替えたというふうなところでございます。

その委託の内容ではですね、これまで料金の収受であったりとか、料金の収受であったりとか、

あとはそれからあとは中のカードといいますか、領収書とかですね、券の紙切れのときの入替え補充とかを町の職員のほうで行っておりました。

ですが大変これも労力がかかるというふうなこともございまして、タイムズさんに委託を切替えたことによって、全てタイムズさんのほうでやっていただけるというふうなメリットがござい
ます。

こういったところですね、業務委託をした場合に金額がですね、令和6年度の決算額から、令和7年度以降について金額が増えたというふうなところが要因でございます。

ですので、この必要な消耗品等の資材については、この委託料の中に含まれておりますので、今後そういったところの経費は、別に発生するというふうなことは考えておりません。以上です。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

今回の値上げの件なのですけれど、どうも、何ですかね、取りあえず今回ですよ、今後もその物価上昇が考えられるというような城後議員の質問にもありましたが、取りあえず1年間これで見ってみるって言われましたが、なかなかまだ分析自体はできてないということなので。今後は30分以内が無料で、30分を超えて1時間以内が1,100円となりますが、この30分以内がどのくらいでと、30分以上1時間以内がどのくらいでというような、その分析をですね今後、されてですね。今後のもし、もしね。また値上げ等々がありましたらその辺をしっかりとっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

今回改正をして、1年後にまた値上げするというのはなかなかこうやりづらいところもあろうかと思えます。ただ、おっしゃられるように、実際の利用状況というのは十分に分析をしていかなければいけないと思っておりますので、実際に30分～1時間の間にどの程度の方々の利用があるかというのは、運行管理システムとの状況等を見ながら、しっかり把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

8番 城後議員。

○8番（城後光君）

すいません聞きそびれてたんですけど、今回定期の料金も1,000円、月単位上がると思うんですけど、実際今どれくらい使われているのかをちょっとお伺いします。

今後ですね、それがどれぐらいの影響にあるかというのを考えられてるか教えてください。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

定期駐車券につきましては、大体おおむね年間で10名程度の利用があつてるといふふうな、延べではございますがその程度の方がいらっしゃるというようなことで考えております。

恐らく今回、これまで1か月、3か月、6か月のそれぞれのこの3パターンの定期だったんですが、それをちょっと2か月、4か月も加えまして、それぞれ一月ごとの単位でやっておりますので、そういったことから、幾らか利便性も向上していくのではないかというふうに考えております。ですので、これも実際始まってみないと分からない部分はあるのですが、利用者の方々も、利用しやすいような状況について、設定をしていきたいと思っておりますので、来年4月以降に、こういった定期駐車券の利用の促進も含めて図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第85号 波佐見町有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第85号は原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第86号

○議長（尾上和孝君）

日程第5. 議案第86号 波佐見町景観条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは議案第86号 波佐見町景観条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

波佐見町景観条例の一部を別紙のとおり改正するとしまして、提案理由でございますが重要文化的景観の選定届出を行うにあたり、重点景観計画区域の行為に係る基準の整理が必要となったため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。別紙でございます。波佐見町景観条例の一部を次のように改

正するとしまして、まず第6条に次の1項を加えるということで、「第3項 町長は、前第1項の重点景観計画区域以外の区域を一般景観計画区域として定めるものとする。」の一文を加え、別表を次のとおり改めるとしまして、(あ)という項目の部分の、区域等の部分において、これまで景観区域(重点景観区域を除く)としておりましたが、これを一般景観計画区域と改めまして、そして重点景観計画区域の基準を追加したものでございます。

その別表につきましては、次のページの3ページ一番下のところからが重点景観区域の部分の基準になります。

今回の条例につきましては、現在教育委員会からですね、国に対して窯業と農業で形成された特徴的な景観として中尾郷と鬼木郷について、重要文化的景観区域の選定に係る届出が提出されておりますが。これにつきましてはですね、届出の要件としまして、その景観を守るための基準が選定届出の条件として付されていることから、こういった基準を設ける改正を行ったものでございます。

なおこの基準を設けるに当たりましては、学識経験者や、地元代表者で構成します景観審議会及び地元説明会でも、議論を重ね整理を行っているところでございます。

附則としまして、本条例は令和8年1月1日から施行するとしております。

なお6ページ以降は新旧対照表になりますので御確認をお願いいたします。

以上で、議案第86号 波佐見町景観条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(尾上和孝君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番 城後議員。

○8番(城後光君)

具体的に内容は、多分地元の方とか調整されていると思うのですが、この条例が変わったことによって、例えば新しく住宅取得される方ですね。改修等行われる可能性もあると思うのですが、現実的にどういう形で影響があるのかというイメージをちょっとお伺いしたいのですが。

○議長(尾上和孝君) 本山建設課長

○建設課長(本山征一郎君)

まず景観に関することになりますので、これまで例えばで申しますと、高位の部分でいう建築物の建築等というところにおきましては、高さが13メートルを超える建物だとか、延べ床面積1,000平方メートルを超える建物ですね。こういったものについては景観に関する届出をしてくださいねということを示したものだのですが、重点景観計画を行うことで、そのエリアに係るものについて今回は10平米を超える建築物ということにしております。

こういったことをやることで、その建物自体の修繕だとか見た目とかそういったものを含めてなんですが、景観に問題がないかというのを審査することができるというふうな形になるので。

ただ、これ自体が建物自体はそこまで抑制するかということではなくて。エリアによっては色を決めるなどというのものもあるんですが、そういったものも含めて、地元とも話をしまして、その地元についてはある程度の一定の合意を頂いたということでございます。

なお、その流れにつきましては、流れといいますか、内容につきましては、例えば、色はこの色を使いたいとかというふうになったときに、この色はちょっとこの景観に合わないですね、という部分あると思うのですが。それも推奨とですね、これ寄せてくださいよ、ということでのある程度の基準みたいな形のものであります。駄目ですよというのをはっきりうたったものでもないですね。

あくまでみんなで守っていきましょうというふうな形での作り方にしておりますので、それはあまり負担感を感じないのかなというに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

今説明を聞いて分かるんですが、結局ここは「次のいずれにも該当しない行為」ということで、その場合はスムーズにいきますけど、該当する可能性がある場合については、やはり届出をしないといけないということになってますよね。

そうしますと届出をした後のですね、行為に関する許可ですね。届けされたことに関する審査含めて、その流れはどうなりますか。その基本的に駄目だとか許可するとかという行為も含めてですね、流れ的にはそういうこの行為に、該当する行為をしようとする人が届けをした場合の流れを御説明ください。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

この流れというのは、まずこれに該当した場合は届出の用紙がございますので、一旦それに基づいて提出をしてもらいます。その後、町で審査を行って、適合するかしないかの分の判断をさせていただいた後、その判断をして相手にお返りする形になります。

それが例えば提供する、しないであればですね、一旦先方の方とお話をしながら、ちょっと話を進めていくということになってまいります。特にここについては罰則規定がちょっとございません^{注1}ので、そのあたりにつきましてはですね、ある程度の協議の上で、進めていく形になるかと思いますが、一旦この中で整理をしてですね、こちらの意思を示させていただくというふうな形になるようになっております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

大体流れ的には分かるんですが、結局届出をされた行為に関して審査をするのは窓口は建設課だと思いますが、審査決定をするという判断機関はどこになりますか。

^{注1} P171にて発言の訂正

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

この場合の審査の機関は波佐見町でございます。建設課のほうになります。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

こちらも今後その届出が必要になるのですが、何というのかな、新設とか新しく増増設する場合は届出が要るのでしょうけど、今既存の建物の改修等には必要があるのかというのをちょっとお願いします。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

これにつきましては既存の部分においても、この部分をいわゆるはみ出るといいますか、こういうになれば当然必要になってくると思います。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

分かりました。あとですよ特定照明というところがあるのですが。中尾郷とか鬼木郷でいろいろされてるか分からないが、いろんなですよ、年間のイベントごとの、あるじゃないですか、ハロウィンとか、クリスマスとか。そんな感じで照明をされる御家庭も結構最近多いんですが、そういうときも届出が必要ということなんですか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

特定照明の件につきましては、イメージとしては常設のライトアップだったりとか、例えば看板とかのネオンだったりとかそういったものをイメージしております。

今おっしゃったイベントごとにつきましては、いわゆる短期の部分でありますので、そこら辺についてはこの対象とはしておりません。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

この条例が改定されて、周知させてしてもらうことに関して当然の構造物に関しても、建築会社等々が直接鬼木、中尾に入って工事をされるケースが考えられますので。その辺の周知徹底に関してはどのようなことを考えなっていますか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

この周知につきましては、基本的にはホームページであるとか、告示を行うこととしておりますが。町内の業者に置きましてですね、うちのほうからも何らかの案内はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第86号 波佐見町景観条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第86号は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第87号

○議長（尾上和孝君）

日程第6 議案第87号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

それでは議案第87号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。波佐見町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正します。

提案理由でございます。波佐見町体育センター、波佐見町講堂における空調設備の設置に伴い、当該空調設備の使用料を定めることに関し所要の規定の整備を図るため改正するものでございます。

2ページを御覧ください。別紙といたしまして、波佐見町使用料及び手数料条例の一部を次のとおり改正いたします。別表第5の表となります。2～7ページが改正文となります。また8～12ページが新旧対照表となっております。事務局から説明資料の表示をお願いします。

○議長（尾上和孝君）

この説明資料に基づきまして、詳細を御説明いたします。

まず体育センターについてでございます。概要といたしましてガスヒートポンプエアコンを室内アリーナ入り口に8台設置いたしております。アリーナの面積は1,087.2平米となっております。なお制御盤は3台を室内機A、2台を室内機B、3台を室内機Cのセットといたしまして操

作盤3台を事務室に設置をいたしております。なお下の図面を御覧頂ければ、詳細を明記しております。それと下のほうに、写真も現在の様子を表示させていただいております。

次に使用料の算定でございます。室内には間仕切り等がなく、室内の一部ではなく室内全体の温度を均一に調整するため、使用時は全て電源を入れて稼働することとしております。使用料の試算では町内の他施設の使用料金や、他市町の料金体系を参考にした整合性の観点から、全面使用で1時間600円、反面使用で1時間300円、6本の1使用で100円を設定いたしております。

先ほど申し上げました参考でございます。町内他施設の冷暖房に係る使用料金総合文化会館小ホールでは300円、大ホールでは2,000円、勤労福祉会館の大会議室200円、農村環境改善センター大集会室300円。歴史文化交流館講座室200円となっております。

体育センターにおきましては複数の団体が同じ時間に施設を共同利用し、空調設備を使用することが想定されております。その際の空調設備使用料の負担については、他市町の例に倣い、利用者間で協議の上折半等により負担調整を行うことを基本とされております。

冷房を集中利用する6月～9月までの期間を利用者間の負担調整の増加や利用者と事務局とのトラブルを防ぐため空調設備稼働期間と定め、この期間中は空調設備の利用のありなしにかかわらず、公平性の観点から全ての団体から空調設備使用料を一律に徴収することとしております。

空調設備稼働期間外ですが、空調設備を使用する場合は利用者からの申請により稼働させることとしております。

この場合、複数の団体が同時に使用する場合であっても、空調設備を使用する団体からは、使用料を徴収することとしております。特に10月でございますが、空調設備を使用する団体と、使用しない団体が混在することが想定されるため、利用者同士での話し合いにより負担調整を行うことをしております。

バドミントン大会など空調機を全く使用しない利用形態も想定されることから、次のとおり、規定をいたしております。これは先ほどの議案の11ページに載せております。空調設備稼働期間において、空調設備から風が競技に影響するとの申出が利用者からあった場合は、空調設備を稼働させないことができるとしております。この場合において、空調設備の使用料は徴収しない。ただし全面使用し、かつほかの利用者に影響を及ぼさないと町長が認める場合に限るとしております。

次に講堂でございます。移動式のスポットクーラーとなるスポット場塚を3台設置いたしております。面積といたしまして859.3平米。この図面にありますとおり左側が、入り口、右側右手がステージとなっております。ここの室内の中に4か所出入りするところがございますが、その4か所のうち3か所にこのスポットバズーカを設置いたしております。

使用料の算定についてでございます。3台同時に使うことで空調機能の性能が上がることから、使用時は全ての電源を入れることと想定をしております。使用料の試算ですが、1台当たり1時間100円相当ということで試算をしているため、1時間300円で設定をいたしております。なお、

体育センターと異なり、複数の団体が同じ時期に共同で空調設備を使用することは想定いたしておりません。施行期日といたしまして、令和8年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第87号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたしました。御審議のほどをよろしく願います。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番 田添議員。

○10番（田添有喜君）

細かいところで申し訳ないんですが、先ほどの説明で体育センターの6分の1を使用した際、100円ということなんですが、空調機の設置3台・2台・3台というふうにABCに分けておられました。例えばバドミントンコートが1面使用した際も、稼働のそういう1面だけというのは、僕はできないんじゃないかなと思うんですね。

何を言いたいかという、1面であろうと、片面の——要するに1時間300円でしたかね、その使用料をもらったほうが、いいのではないかなと思うんですけど、そのあたり。1面でも、1時間100円というふうに3分の1の料金なんですけど、稼働の調整が可能なんですかね。お尋ねをします。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

まず、こういうふうに先ほど申し上げました、室内機ABCと3つで操作できるようにしております。先ほど申し上げましたとおり、温度は均一に調整を図ることが基準でございますので、まずは、例えば6分の1のコートを使用するに当たっても、全てのスイッチといいますか、空調機を稼働させるようにしております。それで6分の1の、例えばバドミントンが使用する場合は、施設のそのスペースの利用料ですが100円となっておりますので、それに見合った空調使用料ということで設定をいたしております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

すいません、そもそもでちょっとお伺いなんですけど。先ほどからですね駐車場に関しては運営委託費が上がってるので、使用料設定を上げられたんですけど。

今回ガスヒートポンプのエアコンを付けられて、ガスが燃料代になると思うんですけど、物価も上がってるんですけど。そもそもこの6台設置して、例えばその体育センター一番大きいところがどこかという、幾らになってどれぐらいかって分からないんですけど。どれぐらいその燃料代はかかるんですか、そもそも。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

この体育センターのこのガスヒートポンプにつきましては、総務課のほうで設置をしております。先ほどの、どの程度かかるかということですが、これも総務課のほうで算定していただいております。10月に7件の空調の使用がっております。その際にガスにかかる使用の請求が来ているものが、1時間当たり947円となっております。なお今回のこのガスの契約の単価ですが、これは立米当たり418円となっております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 10番 田添議員。

○10番（田添有喜君）

実際的にですね、この空調機の電源の切替え等については、今委託をされている管理団体のほうが行われるのでしょうか。実際現状を見ると前の団体が長く使って、8時から予約をしているのに使用がなかなかできないとかですね。

今後、部活動の地域移行で子供たちも夜間の活動が多くなると思うのですが、そういうところもある程度——細かい取決めは必要ないのかもしれませんが。マナー的なものなのかなと思うのですが、そういうところも含めた形で、やはり開始前に各団体等に周知する必要もあるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

この使用の基準・運用につきましては、こちらのほうでまず今委託していますルピナスのほうに、ここは周知徹底を図っていきまして、利用される期間。また先ほど申し上げました稼働期間の6月～9月、また10月につきましては、常時そこに配置するといった形で空調の管理を行うと。期間の6月～9月また10月につきましては、常時そこに配置するといった形で空調の管理を行うということをご想定しております。

また利用者のほうにつきましても、そこは今後の体育館の利用調整会とかございますので、そこで周知徹底を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

何点か聞きたいんですけど、ちょっと先に1件。先ほどですよ、10月のガス代が1時間当たり947円の請求が来ていたって言われていたんですが、この使用料で団体さんから頂く1時間の使用料600円とか、反面であれば300円とかなんですけど、そうすると町の負担が、何かマイナスにならないかなって思うんですけど、そこはどうなんですか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

御指摘のとおり使用料が600円。税を掛けて660円となるわけで、300円程度弱ですかね。が、町の負担となってきます。

なお先ほど申しあげました講堂につきましては、1時間1台100円で300円——3台で、ということ。また今年、今年度中学校に同じスポットバズーカを6基設置しております。その際も、先ほど申しあげました講堂が1時間1台100円ということですので、ある程度その600円で今想定をしております。ですから中学校と体育センターの平等性といいますか、金銭を回すためにも同じ価格でいきたいというのが今回の設定の基準でございます。

ただ、先ほどから出てます物価高騰といいますか、光熱費あたりが高騰しておりますので、ここは今後、全般的な見直しを図っていく必要もあろうかと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

確かにちょっと町の負担が今後大きくなるのかなとはちょっと不安なところはあるんですが、波佐見町のこういったエアコンの使用料ってすごい良心的で、使う側としてはすごくありがたいのですが、町民の方——町民の団体さんとか、町外の団体さんも多分同じ料金設定なのかなと思うんですが。

もう今回はこの条例なんですけど、ちょっと今後も見直しをしていかれると思うので、そのときに町民と町外の方との差というのはつけられたほうがいいと思うのですよね。なぜなら、ほかの嬉野市とかいろんな町、嬉野やったかな、ほかの市のをを使うときに、やはり市民は幾ら、市外の人は幾らというような設定があるので。今後そういうのも検討の材料にしてほしいなと思いますがいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

先ほど申しあげましたとおり全般的な見直しを行うようにしております。今回のこの使用料の設定に当たりまして、他市町の状況を確認したところ、横山議員がおっしゃるとおり、波佐見でいけば町外の利用者の方については、倍の価格をとるとか、そういったことも設定されてますので、そういったところを考慮しながら、今後見直しを図っていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

A、B、Cですね、室内機のほうが稼働をして。実際は検証、どれぐらいのこの効果があるのかという検証は24時間されたのかどうか。その辺ちょっと確認したいです。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど教育次長が申したとおり、この空調機設置工事については総務課のほうで担わせていただきました。9月末に空調機自体は完成しましたので、10月に試運転ということで、先ほど言った様々なイベントに使わせていただき、私のほうも現地で確認をし温度が適正に冷えるかということは確認をとっております。以上です。

補足をいたします。まず、業者立会いでですね試運転を行いまして、温度の室内機から出てくる測定を行っております。あわせてアリーナ全体の温度を測定し、設計どおり動いているということを確認した次第でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

確認されたということでございますので。先ほど次長のほうからですね10月に7回、使用があったと。この7回の使用に関しては、スポーツクラブの利用ですか。その辺ちょっと確認します。

本来スポーツをなさると、それなりの体温が上がりますので、空調等がない状態で使用されたのに、空調機がついたということで空調機の利用の中でスポーツされたのかなとちょっと疑問が湧きましたので、確認のため御回答をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

10月に利用された件数が7件と申し上げました。これにつきましてはまずちょっと詳細を申し上げます。アナンダ運動会で利用されております。あと町地域のミニバレーボール大会。あといきいき大学。それと県の小学生のバレーボール大会、また波佐見町のソフトバレーボール大会であります。

ですので、学童といえますか部活関係では利用されていないものとなっております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

説明資料のですね2ページによりますと、冷房を集中利用する6月～9月までですか、この期間はもう完全に冷房しますよというふうなことで書いてあるわけですが、空調設備の利用の有無にかかわらず公平性の観点から、全ての団体から空調使用料を一律に徴収するというふうなこと。これまず一つもし、考えられますのが、低温6月でもですよ、そう使わんでもいいようなときですね。そういった場合とか、もう競技の性質上要らないと。ここはバドミントンの例を書いておりますが、そういったことで今日は、今回は冷房不要ですよと、そういったことができるものかどうか、そこをまず確認したいと思います。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

この6月～9月までを空調設備の稼働期間といたしております。よその事例で申し上げますと、6月～10月までに設定されているところもございます。

近年、地球温暖化等により、先ほど申し上げましたが10月においても、先ほど7つの競技が利用されたということでございますので、本町においても6月～10月を想定をしたところですが、一旦はですね6月～9月までとさせていただきたいというのがこの期間でございます。

それで、先ほど脇坂議員からありました、利用しないといった申出があった場合ですが、これ

はどうしても、それをしてしまうと、こちらの利用者間のトラブルとか、事務局とのトラブルも想定されますので、そこは必ず6月～9月まではこの期間ということで一律徴収をさせていただきまして、この分につきましてはもちろん利用者の方に承諾いただいた上で利用していただくということで想定しております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

6月～9月、大体が暑い日が続くわけですが、その中でも今日は特別要らないというふうなことも考えられますし。それからこの不要というふうな協議がですね、バドミントンに——これで見ますと限定してあるわけですね。これは風のせいというふうに思うわけですが。

そういったことを考えますと、例えばですよ。例えばですね、もう一つの団体だけに入った場合、共同で入って一つが要ります。一つが要りませんと、こういうふうなときはまた難しいところもあるんですが、一つの団体だけが利用された場合、もう今日は要りませんということでそういったことは認められないのですか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

繰り返しになりますが、この6月～9月まではこの稼働期間ということで徴収を、片面であるうが徴収をさせていただきたいと思っております。

なおですね、よその事例をやはり見ると、双方、両面使ってまして、片方が要らないといったときに両者間で調整を、基準といいますか、設定されてるところあるのですが。そのときに利用者間同士でトラブルが発生して、片方が出して片方が利用しないということで、お金も支払いませんということで、そこで利用者間のトラブルが生じたということで。かなり大きな問題になっていることがありますので、ですから一番集中する6月～9月までは一律徴収するという設定をさせていただければと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

今の件ですけどね、結局今御説明をされる教育委員会のほうから御説明をされる中でも、想定されるのが利用者間のトラブルがあるかもしれない。

そうなりますとね、利用者は受け付けをされるわけですよ。利用にあたって、その受付に関しては委託をされていますよね。委託の業者がしっかりした対応をやらないと、曖昧な対応をやってしまうと、想定されるトラブルが発生する可能性があります。その辺に対しては委託先にしっかりその内容と、その伝達の方法をしっかりと教育、指導していただかないと。利用する町民間でトラブルがないように、そこら辺は配慮を図っていただきたいというように思いますが、どうですか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

先ほども申し上げましたが、体育センターの管理についてはルピナスのほうに委託しておりますので、そこは周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

なお10月につきましては、この稼働期間ではございませんので、あくまでもその利用者の申請によって、それを空調を使うか、使わないかを決めておられますが、その際も申請時は一旦使わないと申請しときながらも、当日高温になったと、湿度が高いといった場合に、利用を希望される団体もいるかと思っておりますので、その際は先ほど申し上げました、ルピナスの管理人がちゃんとそこで受け付けをして、空調を稼働させるといった手続を踏んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 10番 田添議員。

○10番（田添有喜君）

先ほどの件は月1回調整会があつてますので、今現在は担当の係長さんですかね。が手続きをなさっているのかなと思つてますが、そういうところにも同席をしていただけるものならですよ、管理委託団体の方も同席をして、次の月のある程度の計画が周知できれば、いろんなトラブルの未然防止にもつながるかなと思つてますが、いかがでしょうかというのが一つと。次長の説明の中で、中学校もスポットクーラーを設置しているというようなことで、先週私も体育館に行きましたが、まだ完成はしてないようですが。

中学校の体育館の空調使用料等についてはまた改めて提案をされるのでしょうか。伺います。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

先ほど田添議員からあつたとおり、毎月調整会をそれぞれの団体等に複数回に分けて行つておりますので、その際にルピナスのほうにも出席の動向を図っていきたくと思つております。

どうしても出席がかなわないということであれば、その内容等をきちんとした形で、周知をしていきたくと思つております。それと中学校のスポットバズーカですが現在設置は完了しておりますが、今細かい配管等の工事にかかつております。これが年明けの1月か、2月には試運転が可能となっておりますので、その際には3月の議会の中で上程、提案をさせていただければと思つております。よろしくお願ひします。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

稼働期間は6月～9月ということですが、暖房を必要とする期間。この期間はもう、こういうふうな設定はないわけでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

暖房につきましては、特段この期間は設けておりません。先ほどの例に倣つてですね、10月の

例を申し上げましたが、こういった形で暖房を利用する際は、申請の段階において、利用するか利用しないかの聞き取りを図っていきたいと思っています。

なお、体育センターを運動するところをございますので、恐らく暖房を余り利用することはないかと思っておりますが、ただルピナスのほうでヨガとか、ストレッチ等をされてますので、そういった際には暖房を利用されることが想定をされております。

それと講堂のスポットバズーカについては、基本冷房のほうを主としておりますので、暖房はですねそこまでの効果は発揮しないかなと思っておりますが、そこは冬時期に、その機能の確認をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

確認なんですけど、この冷暖房の使用料ですが、学校関係部活とか、PTAとか、あとそれとか文化協会とか、体育協会等に所属されている方が使用した場合、何か減免になるとかいうのはあるんですか。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

現在、部活動とスポーツ少年団関係につきましては、体育館を利用する際は無料となっております。今回もこの空調については、体育館の使用に倣って、今回は無料といった形で設定をしておりますが、前段に申し上げました、全般的な見直しもそういったところ含めてですね、検討を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第87号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第87号は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩します。11時20分より再開します。

午前11時13分 休会

午前11時20分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

本山建設課長より発言の訂正の申出がありましたので、これを認めます。

本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

すみません、議案第86条の景観条例の答弁の途中のやりとりの中で、一部誤った発言がありましたので訂正させていただきます。先ほどお話の中で、私は「罰則規定はございません」というふうに言ったのですが、条例の中では触れておりませんが、上位法の景観法において罰則規定がございましたので、これにはついてないということで申しましたが、上位法ではありましたというところで、発言の訂正をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

日程第7 議案第88号

○議長（尾上和孝君）

日程第7. 議案第88号 波佐見町水道条例及び波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

それでは議案第88号について御説明いたします。

議案第88号 波佐見町水道条例及び波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を改正する条例。

波佐見町水道条例及び波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由につきましては、水道法の改正及び関係する建設業法施行令の改正により、所要の改正を行うものです。

2 ページ目の別紙を御覧ください。初めに波佐見町水道条例の一部改正について。

第1条 波佐見町水道条例の一部を次のように改正する。

第37条第2項のただし書及び第42条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正。

第2条 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第11号及び第4条第8号中「第34条」を「第37条」に改正改めます。附則この条例は公

布の日から施行する。

3 ページ目以降は新旧対照表となりますので御確認をお願いいたします。

以上で、議案第88号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号 波佐見町水道条例及び波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第88号は原案のとおり可決しました。

日程第8 報告第7号

○議長（尾上和孝君）

日程第8. 報告7号 専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは、報告第7号について御説明します。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。専決第8号 専決処分書となり、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和7年10月17日に専決処分をしたものです。

専決理由として、令和7年2月5日付けで請負契約を締結した波佐見町体育センター空調機設置工事において、工事内容に変更が生じたため、変更契約を行ったものでございます。

次ページをお願いいたします。変更内容として、変更前の契約金額7,906万4,700円に今回70万4,000円を増額し、変更後の契約金額を7,976万8,700円としたものでございます。契約の相手方は記載のとおりです。さらに次ページをお願いいたします。

変更の概要として工事の最終工程において、発電機から末端回路までの負荷試験を行ったところ、受電側の非常用電源切替え設備、既存動力分電盤の数値が良好ではなく、今後の使用を考慮した結果、ブレーカーの追加及び交換を行ったものでございます。具体的には既存動力分電盤に受電用分ブレーカー1基を新設し、各回路への配電用ブレーカー1基の交換を行ったことによる増として、電気設備工事70万4,000円を増額したものです。

なお今回の変更は、工期に限られる中、早急な現場を現場の対応を行う必要が判断し、専決処分を行ったものでございます。以上で報告7号 専決8号の報告を終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上1件は報告でございますので、これで御了承願います。

日程第9 閉会中の継続調査申出について

○議長（尾上和孝君）

日程第9. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

文教厚生委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第83条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則会議規則第44条の規定により、今定例会において決議されました案件について、字句数字その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。よって、これらの整理に要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。本定例会に付されました事件の全てが終了しました。以上で本日の会議を閉じます。

令和7年第4回波佐見町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員